

第百二十三回国会 衆議院 通信委員會議録 第二十一号

平成四年二月二十七日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 谷垣 禎一君

理事 川崎 二郎君 理事 佐田玄一郎君

理事 坂井 隆憲君 理事 原田 義昭君

理事 松浦 昭君 理事 上田 利正君

理事 大木 正吾君 理事 伏屋 修治君

理事 赤城 徳彦君 理事 大野 功統君

理事 小林 興起君 理事 古賀 一成君

理事 鈴木 恒夫君 理事 深谷 隆司君

理事 真鍋 光広君 理事 松岡 利勝君

理事 森 英介君 理事 山本 拓君

理事 上田 哲君 理事 田中 昭一君

理事 武部 文君 理事 山下八洲夫君

理事 吉岡 賢治君 理事 鳥居 一雄君

理事 菅野 悦子君 理事 中井 治君

出席國務大臣

郵政大臣 渡辺 秀央君

出席政府委員

郵政事務次官 笹川 堯君

郵政大臣官房長 木下 昌浩君

郵政大臣官房人 谷 公士君

郵政大臣官房経 山口 憲美君

理部長 早田 利雄君

郵政省郵務局長 松野 春樹君

郵政省貯金局長 荒瀬 眞幸君

郵政省簡易保険 局長 白井 太君

郵政省通信政策 局長 森本 哲夫君

郵政省電気通信 局長 小野沢知之君

郵政省放送行政 局長

委員外の出席者

郵政大臣官房総 務審議官 五十嵐三雄君
通信委員会調査 室長 辛島 一治君

本日の會議に付した案件

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二十七号)

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出第二十八号)
通信行政に関する件(郵政行政の基本施策)

○谷垣委員長 これより會議を開きます。

通信行政に関する件について調査を進めます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原田義昭君。

○原田(義)委員 おはようございます。

時間も限られておりますので、きのう大臣が所信表明をされました、とりわけ国際的な変化が大変大きい現状にかなりがみまわしての郵政省の貢献、こういうことについて私はお話を伺いたいと思ひます。

その前に、宇宙通信株式会社のスーパーバードB号の打ち上げがきょうだというふうに聞いておりますけれども、その後どうなったか、経過をお話いただければと思つております。

○渡辺(秀)國務大臣 ただいまの御質問でございますが、日本時間の本朝八時五十八分、宇宙通信株式会社のスーパーバードB号が南米フランス領ギアナ・フランス国立宇宙研究センター、ギアナ宇宙センターからアリアンロケットにより打ち上げられ、目下所定の軌道を順調に飛行中であると報告を受けました。スーパーバードB号は、この後、順次静止軌道への投入、各種搭載機器の機

能確認試験などを経て、産業経済活動に不可欠な電気通信業務の提供及び魅力ある多様な専門的放送の実現を可能とする受託放送業務の提供のために利用されることとなるわけでございますが、所期の目的を果たすことができるよう心から念願、期待をいたしております。

最終的に成功しますれば、通信衛星として大きな役割が期待されるとともに、テレビ三チャンネル、音声六チャンネルの多メディア・多チャンネルの時代にまことにもつて対応できる、こういうことになるのではないかと期待をいたしております。ところでございます。今の段階では打ち上げ成功の感の状況であることを御報告を申し上げたいと思ひます。

○原田(義)委員 大変うれしくその報告を聞かしていただきました。何とぞ順調にいけますことを心からお祈りをいたします。

さて、昨日の大臣の所信表明、この一行目に、ソ連邦が解体し、欧州では統合への動きが進められておる。世界の枠組みは大きく変化している。我が国は、経済力とこれを背景とした影響力に見合った役割を果たし、新しい平和秩序の構築に貢献していかねばならない。こう高らかにうたわれたわけでありませうけれども、私もそのとおりだろうと思ひます。

さて、郵政省として、こういう大きな流れの中で国際化への対応、そして国際貢献をどのように具体的に進めていくか、この辺を大臣にお話を伺いたいと思ひます。

○渡辺(秀)國務大臣 今委員御指摘のとおり、非常に世界が揺れ動いて、それに対して私も郵政省としての国際化への対応、そしてまた国際貢献などをどのように進めていくかというところは極めて大切な問題になり、喫緊の課題になつてきているというふうに思つておるわけでございます。

経済活動、国民生活のグローバル化、サービス化、情報化の進展に伴ひまして、郵政省所管に係る通信、金融、物流の果たす国際的役割は極めて増大いたしております。そのために、国際的視野に立つて国際協調、国際貢献に資する郵政外交の積極的な展開を図つてまいりたい。今年度当初より、私、そのように決意をしながら大いに士気を振るつてきたところでございます。

なお、平成四年度の予算案に盛り込んでおりますとおり、官房国際部の創設にせひひとつ御理解を賜りたいのでございます。

具体的には、国際的な政策協調のため、主要国との二国間協議を積極的に推進するとともに、ガット、経済協力開発機構等の多国間協議にも積極的に参画していく方針でございます。

また、世界のすべての国民がひとしく電気通信の利便を享受するために不可欠な国際標準化について、国際電気通信連合等との調整を通じて貢献していく方針でございます。

また、情報通信基盤の整備が重要な課題となつておる開港上国、特に旧ソ連・東欧地域に対しては積極的に協力をいたしてまいりたいと思つておるところでございます。

さらに、政府間の国際協力に加えまして一般の国民が参加できる国際協力の重要性が増大いたしておりますが、その意味では、郵政省の国際ボランティア貯金の有効な活用が一層配意してまいりたい。御期待にこたえてまいりたいと考えている次第でございます。

○原田(義)委員 昨年の湾岸戦争、それから夏のソ連の革命とか、世界じゅうでいろいろな出来事が起こつておるわけですが、その過程で通信・放送が重要な役割を果たしている、これはもう疑いのないところであります。私ども、あほかにもテレビでドラマを見ているように湾岸戦争の推

移を見ることができました。我が国はこの通信・放送分野で世界でも一番進んでいる国と自他ともに許しておりますけれども、このような状況の中で、郵政省はこの分野、すなわち通信・放送分野における国際協力、これにどのように取り組んでおられるのか、またこれからいくのか、その辺を大臣にお伺いしたいと思います。

○渡辺(秀)國務大臣 通信・放送は、先進国、開発途上国を問わず、いずれの国においても国づくりに関する最も重要なインフラストラクチャーの一つであることは間違いございません。また、湾岸戦争、旧ソ連の改革などに見られるように、通信・放送が世界の平和の維持、あるいはまた民主化の促進に果たす役割というものは大変な大きさであると思えます。今おっしゃられるとおりでございます。したがって、通信・放送分野において積極的な国際協力を行っていくことは、世界の最先進国である、しかもまた、通信・放送分野において最も発達している我が国としての責任であるというふうに認識をいたしております。

このような認識のもとに、通信・放送網の整備あるいは拡充及びそのために必要な人材育成あるいはまた人材の養成に今までも積極的に行っておりまして、これからもなお積極的な取り組み、展開をいたしてまいりたいと思っております次第でございます。

○原田(義)委員 その流れの中で、開発途上国等はたくさん支援しなければいけないと思えますが、今出てきましたソ連邦につきましては、経済、政治、社会、これからのいろいろな変動要因があるようですけれども、CIS、独立国家共同体に対する通信分野での支援について郵政省としては今どういうふうに考えておられるでしょうか。

○白井(太)政府委員 お答えを申し上げます。昨年の四月に、旧ソ連の当時大統領であられたゴルバチョフさんが日本に来られましたときに、旧ソ連が市場経済に移行するというようなことで、市場経済移行のためのノウハウについての技術的な支援をするというお約束ができたわけで

ございます。

その約束に基づきまして昨年の秋とそれからことして入ってから一回、一つはNTTの民営化をしたノウハウについて、それからもう一つは、貯金とか保険を私ども郵政事業が国の事業として経営をいたしておりますものですから、そのようなことにつきましてのノウハウについていろいろ提供をするというようなことをやったわけでございます。

なお、それとは別に、実は私どもとしては、ただいまお話の出ました独立国家共同体に対して、電気通信の分野でもう少しいろいろな協力とかノウハウの提供などをすべきではないかということを考えておりまして、このことにつきましては、ことしできれば五月ごろに、独立国家共同体の中の幾つかの国からの代表者の方あるいは事業体の代表者の方などをお招きをいたしまして、ただいま申し上げましたような特に電気通信の分野に絞りましたいろいろなセミナーとかあるいはノウハウを提供するというようなことも行いたいと思っております。そういう方々がお招きできまして、旧ソ連あるいは独立国家共同体の中の実情がよくわからないという点もありますので、そのようなことについての直接の情報を得ることもできようかと思っております。大変期待をいたしておりますところでございます。

○原田(義)委員 もう一つ、今地球環境の問題が大変クローズアップされてきております。もうこれについては本場に待たないで、私はこういうふうな認識でおられるわけでございます。六月にはブラジルで地球環境サミットが行われる。これについても政府を挙げて取り組まなければいけない。この地球環境問題について、郵政省としてはどのような国際貢献ができるというふうにお考えでしょうか、簡単に御答弁いただきたいと思えます。

○白井(太)政府委員 主として電波などの技術を利用しての地球環境の保持の問題についての国際協力関係についての実情を御報告させていただきたいと思えます。

地球環境の問題として取り上げられております問題というのはいろいろございますが、その幾つかのうち、例えば特にオゾン層の破壊の問題につきましては、本年度から予算措置を講じまして、アメリカとの共同研究というような体制を設けまして、特に北極圏における大気の状態の観測でありますとかあるいはこの大気の破壊を抑えるために電波を利用することができないかというようなことを、特にアメリカの大学機関と私どもの通信総合研究所とがタイアップをいたしまして、七年くらいの計画で共同研究をやっていくというのをいたしております。

それから、地球の温暖化もこの地球環境の問題の大きな一つであろうかと思えますが、この温暖化の原因を調べ、また、これに対して適切な対策を講じるために、例えば海でありますとかあるいは熱帯のジャングルなどに降り注ぐ雨の量というのがなかなか正確にはかりにくいということで、これはもう数年前から、実はこれもアメリカとの共同研究であります。熱帯における降雨を衛星を打ち上げて観測をしようということを考えておりまして、そのための技術について共同研究を行っております。これについては、主として打ち上げる衛星の入れ物といえますが、球の方をアメリカが分担し、それから観測機器の方を日本が分担するというような役割を担いまして、現在研究に取り組んでおるところでございます。

そのほかいろいろ、実は地球環境の問題というのは、どうしてもこの地球から離れた大気の中の事情というのが大きな影響を及ぼすようございまして、そのような状況について観測をするというふうなのは、やはり離れたところなものですから電波を利用するという以外には観測のしようがないというふうなことも言えるわけでございまして、そのようなことからいいますと、私どもの受け持っております電波の技術というのは大変大事な役割を負わなければならないのだということを考えておるところでございます。

○原田(義)委員 いろいろお聞きいたしますと、

本場にこれから国際社会で役割を果たしていくためにはやるべきことがある、そんな感じがいたします。

先ほど大臣の一番最初の答弁の中にもボランティア貯金の話が出ました。国やまた郵政省、いろいろな団体が積極的な貢献をしなければいけないけれども、あわせて我々国民一人一人がそれに参画をする。私は身の回りの国際貢献というふうな認識をしておりますけれども、ただ、自分の身を振り返りましたら、ボランティア貯金というのは名前前は聞いたけれども、私は入っていないということにはた気がつきましたので、ぜひこの機会に入らせていただきたいと思いますけれども、この国際ボランティア貯金制度の今日的な状況、それをどなたか御報告いただきたいと思えます。

○松野(春)政府委員 大変御理解をいただきましてありがとうございます。ぜひ御加入をひとつよろしくお願いいたします。

昨年の一月の取り扱い開始でございましたけれども、大変多くの方々から御支援をいただいております。順調に推移してきております。お申し込みをいただいた方も本年の一月末で約六百二十八万人の多きを数えております。この貯金が郵便貯金の新しい顔として、また民間レベルの国際協力の新しい形として、国民の方々に着々と御理解を得ているのではないかと今うふに実感しております。心から感謝申し上げておる次第でございます。

さて、平成二年度の寄附金でございますが、これは御承知のとおり、昨年六月に約九億一千万円を配分決定いたしました。現在、アジア、アフリカを中心に四十八カ国で援助事業が展開されてきております。

さらに、この二月であります。当初保留しておりました一億円の緊急援助用の原資がございまして、この原資をもとに、千ばつ等による被災者が大変多いいわゆるアフリカの角地帯、エチオピアあるいはジブチ、スーダン、ソマリア近辺でございますが、ここを対象にNGOを公募いたしましたし

て、三月中にこの一億円の配分決定を行う予定で今準備を進めております。これからは、これらの援助事業が開発途上地域の人々の福祉の向上に実際にどのように役立ったのか、ひとつ私どももしっかりと把握いたしまして、今後の私どもの参考になりますとともに、広くディスクローズすることによりまして一層国民の方々の御理解を得ていきたいというふうに考えております。

なお、間もなく三月の末になりますけれども、平成三年度分の進捗状況でございますが、冒頭申し上げましたように順調に推移しておりますのでございませう。見込みといたしまして、平成三年度分は約二十四億円程度になるのではないかとこのように推計いたしております。

○原田(義)委員 関連いたしますけれども、国際情勢がこうして激動する中で、日本から積極的な情報発信を行う、諸外国の対日理解を進めるといことがますます重要になっております。また、数多くの日本企業が海外に出て頑張っております。旅行者の増大、お聞きしますと、今もう一年に一千万人外国に日本人は行く、こういうことがございませう。在外邦人に対する情報の提供、こういうことが極めて必要だと思っております。

実は、私は十五、六年前にアメリカのボストンというところにしばらく滞在したことがあるのですが、それ以来、あるとき、日本人会を通じて紅白歌合戦のビデオが着いたと言ったのです。聞きましたら、大体七、八十人の地元の日本人がそれだけの大きな家に集まりまして、そして紅白歌合戦を見た。それがたしか四月か五月ぐらいの話なんです。いかに外国におる日本人が祖国のことを思い、慕っておるか。そのときは、私はたしか森進一さんの「おふくろさん」か何か、初めて外国にいて聞きました。みんな涙を流していましたよ。しかしかように外国における同胞がどんなにそのことを熱望しているか。我が国の国際放送の果たすべき役割、これについて大臣、もし御所見があれば一言お答えいただきたいと思っております。

○渡辺(秀)国務大臣 今、いよいよ世界が狭くな

つたといえますか、地球が小さくなったと反面言われるほど国際化が進み、そしてまた、日本人たちが非常に大勢外国の方に出かける、こういう時代になってきたわけでありまして、しかもまた、一方、激動する国際情勢の中で、諸外国の対日理解の促進、そして在外邦人に対する情報の提供、そのための国際放送の果たす役割というのは、今までの想像以上のものであらうというふうに思っております。放送行政の最重要課題の一つとして、その充実強化に取り組んでまいってき

おるところでございます。

近年、欧州地域の重要性が一層高まっておりますので、現在の欧州向け国際放送は、送信時間が十分でないとともに受信状況が少し不安定であるということから、早急な改善に迫られておりました。平成四年度におきまして、イギリスの中継局から欧州向け中継放送を七月から開始することといたしまして、所要経費を平成四年度予算案に実は計上いたしておるところでございます。

今後とも、地域別の送信時間、そして受信状況、海外中継局の使用可能性、さらには映像による実施可能性などを踏まえつつ国際放送の充実強化を図っていききたい、御期待に沿ってまいりたいと思っております。

○原田(義)委員 その流れの中で、多メディア・多チャンネルといいますが、その内容をぐっと進化させる、パラエティに富ませる、こういうことが必要だと思っておりますけれども、こういう放送の将来ビジョンについてお伺いしたいと思います。

○渡辺(秀)国務大臣 先ほども新しい放送衛星の成功の中で申し上げましたし、まさに委員が御指摘のとおりでございます。

近年の放送技術の進歩、国民の情報ニーズの高

高画質化や高音質化の面で、各メディアの特性を生かしつつ、放送が全体として調和ある発展あるいは発達、普及を遂げることが重要であると思っております。

また、地域情報化の推進、生活情報基盤の整備など地域社会の振興への貢献及び国際放送の充実など国際化への対応が極めて重要であると認識いたしております。

郵政省といたしましては、以上のような重要な政策課題を解決するために、各放送メディア別の政策に加えて、地域社会の振興への貢献及び国際化への対応も含めた総合的な政策を推進することが必要と認識いたしまして、本年六月にそのための組織体制を実は確立してまいりたいと思っております。

多メディア・多チャンネル時代に向けまして、放送を国民の豊かな日常生活に役立てていくべく、充実した生活感というものを味わっていただくような、そんな環境づくりのために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○原田(義)委員 ぜひ、大きな、世界的な視点に立つて、その中で郵政省また今の通信行政を自信を持って推進をしていただきたい、こういうふうにお願いをしておきます。

ちよつとテーマを変えますけれども、自動車電話、これは最近の普及はもう目を見張るものがございます。私も、特選選挙なんかやっていまして、五年前と今と比べると本当に昔日の感というか、そういう感覚を覚えるわけです。ただ、機材は調うのですけれども、場所によつてはなかなか聞こえない地域もあるわけです。私は神奈川県です。それからもうないのだらうと思うのですが、実際には山間部や、特に三浦半島を走っておりますと、なかなか使えない場所が多いですね。恐らく郵政省さんでもそういう指導はされておるのではないかと思います。何かこの問題について施策を展開しておられればお聞きをしたいと思っております。

○森本政府委員 御案内のとおり、自動車電話、最近、大変熱心なものといたしまして普及が著しくございまして、NTTが全国展開すると同時に、新しい八つの事業者がそれぞれの地域でNTTと拮抗しながらサービスを提供いたしておるわけでございます。

ただ、どこまでカバーしているかと申しますと、現在、NTTは人口では九三%をカバーしているといながら、面積では全国的には二七%しかカバーできていない、こういう状態でございます。これは、今申しました新しい八つの事業者も、平均しますれば、人口で九〇%までいっているところもある反面、やはり面積では一六%とか三四%とか、そんな状態になっておるわけでございます。

この関東近辺でもやはり大体そんな状況でございますが、今お話しした点に照らしますと、大体北関東から埼玉、千葉等では全体的にはほんの一部なんです。神奈川県では、例えば葉山、これは全域がまだ入っております。これは近々、この四年度中にはエリアを拡大する予定でございますが、鎌倉市の一部等はまだ除外されているというやうなことで、全体としては面積的にはまだまだこのカバーが難しい状況でございます。

しかし、自動車電話、こういう公共性の高いものでございまして、政府としてもいろいろな税制上の優遇措置を講じてできるだけ投資が促進できるように、あるいは財政投融資の面で低利の資金を融資するとか、いろいろな方途を講じております。また、事業者自体も特定の地域だけということではやはり利用者の信頼が得られないということ、相当地域の拡大には懸命に努力はいたしております。さればとて日本全国どこへ行っても全部聞こえるというのは、これはやはり境界のあることだらうということで、御案内でございますが、昨年から電気通信格差是正事業というものを国で補助金を出して、聞こえない地域についてはそういう措置でやろうということも始まったわけでございますので、今後できるだけ事業者の努

力、それからそれを支援する政府のいろいろな諸般の措置、さらに本場に聞こえないことに關して、基本的な考え方、今のようないくつかの考え方、取り組んでまいりたい、こういうふうな状況にございます。もう少し進展をお待ちいただければと思っております。

○原田(義)委員 最後一言お話ししたいのですけれども、きょうはNHKの方、来ておられるかどうかわかりませんが、二月一日は大雪が降りました。二月二日は大地震ということ、なかなかことしも先行き大変だと思つたのですけれども、この大地震、四時前ですか、私も慌てて飛び起きました。それでテレビをつけたところが、NHKではもう既にその地震の様子を報告しておられました。それからずつと、情報はちよつと最初は混乱していたようですが、私が申し上げたいのは、これは本場にありたいことだな、確かにああいう災害のときというのはみんな気持ちが動転しておる、そのときに直ちにその情報をきちつと流してくれたということは本場にありたいことだと思つております。これから災害とか、いろいろな不慮の事故が起こると思ひますけれども、こういう通信制度がきちつとしていることが国民の皆さんの精神的な安全を守つてくれるんだ、こう思ひますので、このことについて感謝をするとともに、さらにこの辺の準備をぜひ進めて、いかなることも対応できるということにしたいだけあればありがたいと思つております。時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○谷垣委員長 次に、佐田玄一郎君。

○佐田委員 先ほどの原田先生の世界的な見地からの御質問に引き続きまして、自由民主党を代表いたしまして今度は地方を中心に御質問をさせていただきます。近年、地方においては、平成二年の国勢調査の結果に見られるように若年層を中心とした人口減少が再び広がるなど、地方全体の活力が低下している一方、東京圏においては、人口及び諸機能の

過度の集中による過密の弊害がさらに深刻化してある。このような状況の中で、魅力ある地方の創造により東京一極集中を是正して、国土の均衡ある発展を実現することが緊急な重要課題となっております。最近の社会経済活動における電気通信の役割の増大にかんがみれば、地方の活性化により魅力ある地方を創造するためには、電気通信を活用して地方の情報化を進展させていかなければならない、かように考えておるわけでございます。

郵政省の中でもテレピア構想であるとか民生活の問題であるとか、または基盤法の整備、こういうことがなされておるわけでございますけれども、この中でテレピア計画、こういうことを私も耳にしておるものであります。これは昭和五十九年五月にモデル都市の基本計画策定要綱を定め、各地方から提出された基本計画書を審査して六十年三月以降平成元年二月末までに七十カ所を指定されておるわけであります。実を申しますと、大変手前みそで恐縮なんですけれども、私の生まれ故郷である前橋市も指定を受けておる。しかしながら、私が前橋に帰つても、あまねく情報の均衡化のためにやられておるのであると思うのですけれども、なかなか実感としてわいてこないわけでございます。この辺のテレピア計画の進捗状況と申しますか、その辺をまずお伺いいたします。

○白井(本)政府委員 先生ただいまおっしゃいましたように、情報通信というのが本場に、私どもの日常生活はもちろんでありますけれども、社会経済のいろいろな分野においてますます重要さを増してきております。まさに先生も御指摘のように、これからの均衡ある国土の発展あるいは東京圏への一極集中の是正ということのためには、やはり情報通信の役割というのを大いに考えてやらなければならないのではないかとおもうと思つておりました。いわば地域振興策として私どもとしてはいろいろなことをやってきました。

一番最初と言つてもいい施策として行つたのが、ただいまお話が出ておりましたテレピア計画で

ありまして、これは地域にニューメディアと言われるような情報通信手段を導入することによりましてその地域の活性化を図るということをねらひにしたものであります。そういう施設を設置する方の立場からいいますと、無利子融資が受けられるというのが大変魅力になっておりました。CATVでありまして、その他のいろいろなニューメディアを使った地域づくりが進められておるわけでございます。実際に始まりましては五十九年度の一審終りころ、六十年三月から実際に動き始めたわけであります。今日までに地域としては九十四地域を指定させていただいておりました。九十四のうち八十六の地域では実際にシステムが動き始めております。なお、これ以外にも指定を要望してきているような地域もありまして、その地域で役に立つようなものであれば、私どもとしては引き続き指定をさせていただきたいと思ひます。

これまでの地域にどのようなメディアを導入しているのかとか、どういう使い方をしているのかとか、というのは地域によつて随分違いますし、またその地域の例えば市長さんでありますとかその地域の経済界の代表の方とか農業者の団体の方などが非常に御熱心な場合とそうでない場合の違いもありません。あるいは社会活動のいろいろな分野に関心を持つていらっしゃる方が多いことによつても違うわけでありますけれども、使われ方は千差万別であります。できるだけのいろいろな意味でその地域のお役に立っているようなケースについていろいろと私も機会をとらえましてPRをして、こういう使い方もありますよとか、こういうような形でやつたものが大変住民の皆様に喜ばれておりますよというようにもお知らせするといつか、そのようなことも積極的に考えてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○佐田委員 今の施策に対する御熱心な態度、本

今現在、多極分散型、とにかく地方を中心として、そしてまた都市と地方との格差をなくしていかなくてはならない、そういう中におきまして、民間だけでは何とも事業にならないものに対して無利子融資であるとかいろいろな諸施策によつて援護していく、本場に私もぜひともこれらもお願いをしたい。

そういう施策の中で、別に実行いたしまして民活施設整備事業というのがあると思ふのです。これもかなり私もよく聞くことなんですけれども、これも同じような主体で民間事業を援助していくものか、その辺をお伺いしたいのです。

○白井(本)政府委員 私どもが実施をいたしております地方振興施策というのは五つ六つございまして、実はそれぞれは別の目的を持つておるものであります。民活施設整備事業について申し上げますと、これはその特定の地域に、私どもの関係で言いますと情報通信関係の特別の施設をつくりまして、それで情報通信についての啓蒙を行いますとか、新しいメディアについて身近なものとして地域の住民の方がそのようなものを利用したりすることができ、あるいは施設をつくつたところで研究を行うとか、そういう特定の施設をつくるということがねらいのものでございます。

この民活法としては、郵政省だけではなくて多くの省庁が実は参画をしてそれぞれの施設整備に当たつておるわけですが、私どもの通信関係の施設としては既に十三の地域ができ上がつておりました。この民活法という法律を活用しているという面では、一、二を争うというふうに申し上げてもよろしいのではないと思ひます。

なお、このような施設は、いわゆる第三セクターといひます。市町村も一緒になつてつくりました株式会社や事業主体になつておまして、法律に基づくような要件を満たしておると認定を受けます。先ほどのテレピアと同じような無利子融資が受けられますとか、あるいは財投計画に基づきまして開発銀行からの融資などが受け

られるような支援措置を受けるということができておりまして、これについても広い意味で地域の振興施策ということでお役に立てさせていただくことができるのではないかと、このように期待をいたしております。

○佐田委員 先ほどのテレビ計画、この中で指定をし、そしてまたなおかつこの民活法、これによりましていろいろな指導をしていく。非常に調和のとれた情報の均衡化というか、大変歓迎しておるわけでございます。

それに加えてもう一つ、たしか平成二年の五月に特定通信・放送開発事業実施円滑化法案、これは私も質問させていただきました。この内容は新規の通信事業に対しては利子補給をしたり、そしてまたワラントを発行したり、非常にこれはすばらしい法案だな、民活になるなとつくづく感じました。これは具体的な状況はどうか、御質問させていただきます。

○白井太政府委員 私ども円滑化法と呼んでおりますが、一昨年の国会で法律を通していたというところに対して支援をすることによって情報通信の振興を図ろうというものでございます。幾つかの類型がありますが、そのうちの類型の一つとして、地域の通信・放送開発事業というのをぜひ進めたいというのが入っております。これが実は大変多く利用をされておりました。平成二年度で多分九件だったと思いますが、平成三年度では十三件くらいは事業がこの法律に基づく事業として認定を受けてまして、利子補給などの支援措置の対象となっております。

○佐田委員 今のお話によりまして、このいわゆるテレビ計画、民活法、そしてまた円滑化法、こういうふうな諸需要によって通信網がまさにあまねくこれからの発展していくことを本望に希望するものでございます。

繰り返すにすぎませんが、今地方の時代、まさにファッションであるとか教育であるとか、

そしてまた労働条件、そして賃金、いろんなことが均衡化しなくてはならない。そういう諸施策が全体で講じられておる中で、私はその中で一番大事なのは、やはり何と云っても情報じゃないかなとつくづく感じておるわけでございます。そういう中におきましてまさにこの三法案、三つの構想によりまして、これから情報があまねく均衡に流れるようにしていただきたい、かように思うわけでございます。この件につきまして、最後になりましたけれども、大臣に今後の地域情報化に向けた取り組みの仕方につきまして質問をさせていただきます。

○渡辺秀国務大臣 今までの委員の御発言を承っております。情報化の急速な進展に伴いまして、産業あるいはまた国民生活などのあらゆる分野において情報通信の果たす役割が先ほども申し上げましたように一層大きくなってまいります。あるいはまた、多極分散の均衡ある国土の形成、一極集中排除あるいはまた均衡ある国土の発展、こういった地域の活性化を図るためにも、地方における情報化の推進というのが大きく期待されてきているわけでございます。

情報というのは、もう言うまでもなくいつでもどこでもだれでもが公平に享受できるということ、私は近代国家あるいはまた高度情報社会の最も大切なことであろう、またそこが目標でなくやいかぬというふうに思ったりいたしているわけですが、こんな観点から情報通信を所管いたしております郵政省として、特に今おっしゃられました地域の情報化を進めるために実はいろんな施策を進めてまいって、しかも積極的に講じてきているところがございます。今国会に法案を提出させていたいただいておるすいゆる地方拠点都市地域の整備につきましても、情報通信に期待する役割が極めて大きいことから、郵政行政として積極的にこれに参画いたしまして期待されている責任を果たしてまいりたいと思っております。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

平成四年二月二十七日

げます。

○佐田委員 今大臣の方からもございましたように、地方拠点都市地域の整備、これは各庁でやっておるわけでございますけれども、これがまさにこれから日本の諸施策の中心になっていくように願う次第でございます。

次に移りますけれども、次は郵便貯金制度のあり方について御質問をさせていただきます。かように思うわけでございます。

郵便貯金制度は、御案内のように一八七五年、前島密によりまして創設されたわけでございますけれども、百十六年の歴史を持つておるわけでございます。この貯金は資金源として財政投融資の原資になっておるわけでございますけれども、そしてまた、今までに国家建設のために大きな役割を果たしてきた。ところが、現在になりましたら残高も百五十一兆円とかかなり膨らんできている。そしてまた、なおかつ我が国の個人預金の全体の三割を占める。それだけの肥大化をしております。そして、一方また、金融の自由化、これが今進みつつあるわけでございますけれども、郵政省としては金融の自由化の対応に対して基本的な方針というのはどういうことをお考えか、御質問をさせていただきます。

○渡辺秀国務大臣 金融自由化に対応していく基本的な方針といたしまして、郵便貯金事業、この問題を私たちはもう一度基本的な認識をしていく必要がまずあるというふうに思います。あまねく公平に個人貯金サービスを提供して、国民の経済生活の安定、向上を図るとともに、社会資本整備などの公的分野への資金供給をいたしまして、公共の福祉増進に寄与をいたしてきていることは御案内のとおりでございます。

金融自由化は急速に進展しておりますが、郵政省としては、金利自由化の推進と商品・サービスの多様化に積極的に取り組んでまいりまして、金融自由化のもたらす利益を国民に広く還元をいたしていく所存でございます。また、金融自由化の進展に伴いましての事業の

健全経営を確保するために、資金運用面の充実を図るとともに、事業全般の一層の効率化に努めてまいりたい。

全般的、基本的な考え方をまず申し上げさせていただきます。

○佐田委員 公平に、そしてまたサービスを充実していく、私もそれは大変結構なことであろうと思うわけでございますけれども、実を申し上げますと、私もいろんな方々にお会いしておると、その中では都銀の方、また地銀の方、また信組、信金、そういうような民間の金融機関の方のお話を聞きますと、どうも郵便貯金の金利がすべて市場金利に連動してないんじゃないか、その辺の多少の不公平感があるんじゃないか、そしてまた民間に対する資金の供給を多少妨げているのではないかなんという声も聞くわけでございます。そういうところにつきまして私も、それはとにかくいろいろな事情があるんだと説明はしておるのではありませんけれども、いろいろなサービスをしてすばらしい商品が郵政省の方から出てくるということになりますと、そちらの方にまた資金も集中してきます。その中において、郵政省の方では預入限度額、これを設けておるのではないかと私は思うわけでございます。けれども、この預入限度額、先般七百万から一千万に上がった。一千万に上がったということなんでありまして、例えば財形貯蓄の五十万を合わせますと千五百五十万。そしてまた先般、これは予算に認められませんでしたけれどもシルバープラン預金、これはどうなるかわかりませんが、これは郵政省側の皆さん方の御努力そしてまたアイデアであろうと私も思うわけでございます。そしてまた、なおかついろいろな形で運用面においてもいろいろな法案が出されておる。そういうことになりましたと、民間の金融機関の皆さん方は非常に不安を持って考えられておる。この辺につきまして、郵政省が民間に対してどういような接触をこれから持たれていくのか、その辺の御説明をお願いしたい、かよ

うに思います。

○渡辺(秀)国務大臣 大変ありがたい機会ですの
で、ちょっと私から基本的に郵便貯金というもの
を。

私、先ほど申し上げましたように、基本的にい
かにこれは国民生活に大事なものであるか、ある
いはまた、今おっしゃいましたように、前島密先
生がこの問題に取り組まれて既に百二十年、言う
ならば政府と国民、あるいは国家と国民、こうい
う信頼関係の中で培ってきた共有の財産だとい
ふに私は思っています。この共有の財産をいかに
に、先ほど申し上げましたように国家に効率的に
役立てるかということで、公共関係にも資金提
供、あるいは財政という形で出てきておるわけ
です。しかもまた、昨年二度の金利の引き下げ、
これも郵政省としてはいまだかつてない、民間と
まさに連動した金利の引き下げを同日行ってきた
おります。

私たちは、この郵便貯金というものの対する国
民の一人一人の貯蓄熱といましようか、企業が
貯金するわけじゃない、個人の貯金でございま
すから、その大切さというものを我々はお互いに共
通の認識といたしながら、これから政府委員から
の答弁をさせていただきますが、私は大臣就任さ
していただきましたときに、この問題について特
に私の考え方を記者会見でも申し上げましたの
で、この機会に私から一言、この問題についての
認識を申し上げさせていただきます次第でございま
す。

○松野(善)政府委員 今先生御指摘の一番最後の
点の民間とのかかわりということに絞らせて御
説明させていただきます。

今私どももそれから民間金融機関も一番の関心
事は、やはりこの金利自由化の流れをどうやって
乗り切っていくかということになります。したが
って、その意味では現在、従来の規制金利中心
型から市場金利型へ移行する過渡期にあるとい
うことで、若干のひずみが出てまいる要素は環境と
してはございます。

そこで、郵貯の金利の決め方がいまだ市場金利
連動になっていないという御指摘が冒頭ありまし
たけれども、私ども今の金利の決め方、三通りあ
りまして、従来は規制金利のみでありましたが、
先生御案内のように、昨年の十一月から、三百万
以上につきましては、定期商品として、ニュー定
期と言っておりますが、完全金利自由化商品を出
してあります。小口MMCといういわゆる市場金
利連動の商品もあります。また、定期貯金という
規制金利あるいは通常郵便貯金という規制金利も
残っております。これを、定期性のものにつ
きましては来年度までは金利自由化する、
流動性のものにつきましても遅くとも再来年の夏
までには金利自由化するというところで、官民の意
識を、その辺のスケジュールは一致させながら今
着々と進めておる最中でありまして。

そこで、こういう過渡期でありますから、いわ
ゆる金利水準が、規制金利と自由金利の水準に
間々ギャップが生ずることがあります。一つには
公定歩合の改定発動のタイミングもあるいはある
かもしれない、それぞれの営業環境、昨年も
いろいろ金融、証券関係で御議論がなされた
けれども、例えばああいう環境の場合、預金者が
どういう選択をするであろうかというふうな問題
も含めていろいろさまたげがございます。ただ、こ
れからいよいよ郵便貯金も金利自由化に入ってい
きますと、民間の金融機関と、先ほど先生不安の
声を聞くというところをおっしゃいましたけれども、
私どもからも積極的にやはりよくコミュニケー
ションを展開してこれからは対処したい。現在、
実は各地域で、いわゆる地域懇談会といいま
して、地域の各金融関係の団体の代表者と、財務
局も入っておりますが、私どもも今二回目の懇談
会を展開中でございます。いろいろな場を通じて
不安のないように、両方相まって競争しながら、
なおかつ助け合うときは助け合っているというふう
な観点から取り組んでまいりたいというふうに思っ
ております。

○佐田委員 温かいお言葉、どうもありがとうございます。
しかしながら、何といつても、今のお話の中に
ありましたように、市場金利に連動させていくとい
うお話があったわけでございますけれども、聞
いておりますと何か切磋琢磨、そういうふうな雰
囲気を感じるわけでありまして、同じぐらひの力を
持っている者同士が闘うのであるならばこれは切
磋琢磨をしてお互いに進展をしていく。しかしな
がら、郵便局というふうな形になりますと、信用
度であるとか、また預金量の問題であるとか、か
なりの力の差が民間とある。そういうことを考え
た場合に、先ほどの懇談会をたくさん開いていた
だきまして、これからは、切磋琢磨でなくて共存
共栄、ぜひともそういうふうなお考えでお願いを
したい、かように思うわけでございます。
質問、次に移らせていただきます。

二月二十六日の新聞に、「郵便事業赤字に」とい
うことで、人件費の高騰であるとか物流費に圧迫
されておる、そういうことが新聞に述べられてお
るわけでございますけれども、昨年度の郵便物は
三七・四％増加した、そしてなおかつ郵便事業定
員数は〇・九％しか伸びていない、そういうこと
もこれに書かれておるわけでございます。私も特
定郵便局の局長さん方とは随分いろいろな話をさ
せていただいておりますけれども、機械化に
なじめにくい、人件依存度の高い郵便事業では、
郵便物増加や激しい定員事情の中で要員確保とい
う課題に本当に厳しい状況が特に地方の方
では展開をしておる。この辺につきましてもどう
いうふうな対策をお考えか、御質問させていただきます
したいと思います。

○早田政府委員 先生御指摘のように、郵便物
数、最近大変ふえておまして、それに要する要
員の措置というところにつきまして、特に首都圏を
初めといたしまして大都市部におきましてそうい
う現象が激しくあらわれておるわけでございま
して、これらの地域におきまます要員の確保は私ども
といたしましても最大限重要な課題だということ
に思っております。

御承知のように、定員をめぐる情勢、事情につ
きましては、シリング枠の設定であるとかある
いは定員削減計画とかいろいろございましてけ
ども、平成四年度におきましては、要員の確保とい
うことを最重要項目といたしまして取り組みまし
た結果、定員につきましても昨年の倍以上にな
ります七百五十九名、また、非常勤職員といいま
すか、パートの職員の賃金につきましても、昨年、
要するに平成三年度を四一％上回る額を確保す
るというふうなことで、今後また予算の成立を待ち
まして、都市部の郵便局、大変忙しい郵便局を中
心に、そういう定員であるとかあるいは非常勤の
雇用賃金というふうな要員措置を行っていきたい
というふうに思っております。

それと同時に、やはりもっと機械化とか、部外
委託であるとか、あるいは情報を利用したシステ
ムの構築であるとか、このようなこともやってい
かなければならないというふうに思っております。
そういうことで、ふえまます郵便の需要に対
しまして適切な要員配置をやりたいというふう
に思っております。
○佐田委員 人件依存度が非常に高い、そういう
ことで機械化もかなり難しいのでしようけれど
も、その辺の効率化をぜひともお願いを申し上げ
たい。と同時に、繰り返しになるのでありますけ
れども、やはり何といつてもこれから、都市にお
いてはこれは当然でありますけれども、地域に対
しましては手厚い人の配分、再配分、こういうこ
とをぜひともお願いを申し上げたい、かように思
うわけでございます。
時間の関係もありますので、最後の質問にいた
したいと思いますけれども、いろいろな形で、生活関
連法案であるとかそういう中におきまして、公共
投資が叫ばれております。そういう中におきまし
て、民間部門ではなかなか十分だなどというふう
なところで、公共投資に對しまして、郵政省がど
ういうふうな部門にどういうふうな形でこれから
取り組まれるか、これを質問させていただきます

い。
○白井(太)政府委員 平成三年度の予算から、公共投資について、いわば別枠として生活関連枠と呼ばれるような方向に投資をするという方針が決まりまして、どのような分野に公共投資の資金を回すべきかという議論が一昨年末大変激しく行われたわけでございます。

私どもとしては、かねてから、この情報通信というのはこれから世の中においては大変な役割を担うものであるから、こちらの方面にもぜひ公的な資金を投入すべきだという考えを持って、関係の方面にいろいろとお願いをしてきたところであります。結果としては、平成三年度予算の中では十億余の公共投資予算を情報通信の方に振り向けることができることになりました。これは特に山間地域などにおきまして、移動電話とか自動車電話などが通じないような地域について、そういう地域をなくしていくというこのための予算でありました。あるいは、民間放送が全然見えないというような地域をなくしようということを目的といたしまして、そのための中継局とか、テレビの中継塔であります。そのようなものを設置するための予算枠をとったわけであります。

平成三年度に引き続きまして来年度予算につきましてもこれをさらに拡充しようということで予算案をつくりまして、現在国会に提出をさせていただいております。平成四年度におきましては、このような事業は原則として市町村みずからが行うというやり方に変えようということを考えております。これは、今までの発想をむしろ転換をいたしました。特に地方、中でも辺地と言われたり過疎地といわれたりしているような地域についても、基本的な情報通信手段については都会地と同じように利用できるというような状態にしていこうということがねらいにあるわけでございまして、当面は、そうしたものの拡充を中心に、公共投資予算を、できるだけ必要な額を確保できるように努力をしてまいりたいというふうに

考えておるところでございます。

○佐田委員 今のお言葉、大変感激いたしました。何となくこれもこれから一番大事なのは、地方と都市との情報の格差の是正、そのためにはぜひとも生活関連の中からも、また公共投資に一生懸命御努力願える、これによって本当にあまねく情報が均一化、そして公平化されると思えます。ぜひともこの辺をお願い申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

○谷垣委員長 次に、大木正吾君。

○大木委員 最初に、大臣にお伺いいたします。きのう、所信に対しての補足の口頭説明がございました。これに絡んで、所信の中にもございますけれども、ぜひ大臣に御自覚願いたいことは、今同僚議員の御質問たくさんございまして、が、所管の大臣として、やはり自分の足元のお仕事の重大性、これは大きく分けますと、一つは、情報化時代におけるNTTあるいはKDDさらにはNHK、この情報がもたらす現在の産業社会に対する影響の大きさ、こういったもの、同時に、その傘下で働く従業員諸君の努力、そういったことが一面にございます。同時に、先ほど大臣も答えられた中にありました、個人の預金というところを中心として、一方で百五十兆の貯金がありまして、これは大体、一般に総額的に考えていきますと、日本国民の総預金額のほぼ三割弱になり、大変な数ですね。しかも、これが公的な資金にも大変使われます。同時に国民のサービスにも使われています。そういった面で、結果的には、百五十兆余の貯金と情報通信という問題につきましまして、今日社会で非常に大事な仕事を大臣は所管されておられる。

そうして、三十万人というようにきのうありましたけれども、これは現業官庁の中における三十万でありまして、NTTとかKDDさらにはNHKを含めていきますと六十万弱ですね。五十七、八万になるかと思いますが、そういった方が懸命に汗を流しているわけでございますから、きのうの所信の最後につけ加えられた口頭部分であります

すが、あれについて、しっかりと責任を全うされて、いわば先頭に立って汗を流す、こういうお気持ちで大臣の所信の後段の部分についてもう一遍伺っておきたいと思えます。

○渡辺(秀)国務大臣 大木先生からこうやって御指摘をいただけて、昨日の私の所信表明に続きましておわびの言葉にもう十分なものがございます。ぜひ、本心に恥ずかしう思います。

また、全く先生おっしゃられるとおりでございます。まして、今般の私に関する一連の報道や国会での質疑につきましては、まさに昨日も通信委員長あるいは委員の皆さんにおわびを申し上げたごとく、本心にこの三十万人の、今現在郵政省の職員としてという感じで私実はこの三十万人の人数を申し上げたわけですが、しかし、まさにおっしゃいましたとおり、NTTあるいはまたNCC、KDDそしてNHKの職員の皆さんたち、こういう郵政省とかかわりのある各従業員の皆さん方、しかもまた、これらがまさに労使問題で本心にすばらしい成果と効果を上げて、国家のためにも、あるいはまた国民のためにも期待に沿っている、そして二十一世紀に向けて、郵政省としての、あるいはまた郵政省にかかわりのあるこの事業分野といたしての飛躍しなければならぬ責任と使命で、まさに前向きで汗を流しておられる、日夜努力をし精励されている皆さんのことを考えましたときに、私と秘書との信頼関係、感情の行き違ひということだけでは本心に済まされたい責任の重大さを実は痛感してまいりました。先生、私は、全く自分でも本心に心から残念に実は思っております。

私も、きょうの一般質問で、まさに新しい時代に対応する郵政業務あるいはまた郵政事業、あるいはまた新しい時代に対応する、情報時代、高度情報社会の実現に向けた前向きの先生方からの御指導をいただき、まさに与野党一体の中でのこの日本の国内における、あるいはまた世界の中における日本の郵政関連の飛躍的な発展の第一歩にしたい、こんな気持ちで昨年就任させていただきました

したが、本心に心の底から、私、またもう一度皆さんにおわびをしなければならぬと思えます。まさに自重自戒の私の日々であることもどうぞひとつ御理解をいただきたいのでございます。

とかく政治家は口先だけだと言われます。しかしそうでないように、昨年来、昨年の末からことしにかけても、できるだけの自助努力をいたしてまいったという次第でございますが、何しろ不徳不明でございます。これからは御指導、御鞭撻をいただいて、私といたしましては、とにかくにも先生方と一緒に、先ほど申し上げました六十万人に及ぶ郵政省関連の職員の皆さん方、労使一体感の中で、私が先頭に立って裸になって汗を流して、そしてこの汚名を何とか取り返し、あるいはまたこの補いをしたい。これは本心に心の底からお誓いを申し上げたいと思えます。すし、そのための細部にわたる努力を、私としては、行動の面でも御理解、御認識いただくように努力をいたしてまいりたい。その悔悟の念、そしてまた反省の念でいっぱいでありまして、この機会に私の心の底から御訴え申し上げて、御理解を賜りたいと思う次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。一生懸命頑張ります。

○大木委員 大臣のお気持ち、そのように受けとめていただきまして、ぜひ全責任、全努力を傾注していただくことを希望いたします。

次に、個別の問題に入りますが、最初に郵貯関係の問題について若干伺ってまいります。

日銀の公定歩合の引き下げのたびに、郵貯、特に定額等に対するシフトが起きます、こういった話が多く新聞等にも掲載されますが、この流れについて、昨年の大体夏ぐらいからですか、三回にわたる日銀の公定歩合の引き下げの都度どういう状況の変化が起きているか、もしわかつておりましたら貯金局長から伺いたいと思えます。

○松野(春)政府委員 公定歩合が改定されますと、規制金利の場合、所定の手続に一定の期間を要します。閣議、政令改正等も必要になります。

そこで、その期間の間に、これはある意味では当然のことであるが、預金者はある程度長期性の商品に、余裕金がある場合に預入するという行動が起ります。駆け込みというふうな言葉もよく申し上げておきます。

昨年のケースですと、一番顕著にあらわれましてのが昨年の七月でありました。これは御案内のように、七月一日に公定歩合が改定されました。七月二十九日に規制金利が改定されました。約一カ月間で、しかもちょうどボーナス時期にかかっておりまして、やはり私どもの郵便貯金の場合、七月にしては、これはある意味ではいまだかつてない数字であります。三兆円程度ふえたという実績があります。これはやはり、先ほど申し上げた駆け込み預入といえますか、そういう預金者の方々の意識がお働きになったのではないかと、いうふうな推測しております。タイミングの問題ということも一つあります。

それから、昨年の十一月の段階であります。これはむしろ十二月に控えました一年で最大のボーナスからくるいわゆる預金力といえますか、それを控えて、ちょうど規制金利と自由金利が少しギャップが生じておりました。八月以降、自由金利が大口定期預金を中心にぐんぐん下がっておりまして、片や七月に改定した公定歩合はそのままでありましたから、規制金利の水準はそのままでありました。したがって、このままボーナス期に突入した場合どうなるかという点は、実は金融機関、私どもも含めていろいろ話題になったわけでありました。それに触れない形で、十一月二十五日でありましたか、規制金利の改定を行いました。この時点でのシフト問題というのはない、なかったはずであるというふうには考えております。

それから、十二月三十日の公定歩合の改定に基づきます一月の規制金利の改定につきましても、一月という時期がしからしめるところもあります。これもそのシフト問題は発生していない。現在は総じてこの規制金利と市場金利水準が落ちつ

いた形になっておりますので、今、私どもと民間の間でのいわゆる資金のシフトその他という状態は一切ございません。過去にそういう事例がありまして、それだけの理由ではないのですが、郵便貯金の御利用が順調であるという事態になっております。

○大木委員 別にこのシフトをしてはいけないうことではないのですけれども、六年間で約五〇％ふえ、そのうち定額貯金が九〇％。これは新聞なんかの記事から持ってきているメモなんです。そういう実情であることは間違いないと思います。郵便貯金が百五十一兆五千七百七十一億円ですね。六年前に比べて約五〇％ふえている、こういう記事がありましたけれども、これは間違いないですね、そのうち定額が九〇％を占めているというのはい。

○松野(善)政府委員 現時点での数字の約百五十二兆という数字は、おっしゃるとおりであります。

その五年前の数字、私ちょっと今記憶はあれですが、恐らく平常ベースに直しまして、私どもの年間の資金は平年度で十兆円はおおよそふえるという計算をしております。これは、実はそのうちの約八割近くは元加利息といまして、たくさん資金をお預かりして運用しておりますから、その年に発生する利子を将来いつ払い戻しになつてもいいように実はあらかじめ繰り入れておるわけです。それが実際は八割ぐらいいで、市場から一年当たり約十兆円という金が入ってくるわけではなくという計算をしております。

○大木委員 実は大蔵省と郵政省との話が大部分新聞にぎやかに出ておりますので、大臣の先ほどの話もわかりましたけれども、とにかく、話が長引いてまだ話がついていない、こういうふうになつていくようにございいますけれども、この意見の食い違い、大蔵の言い方、同時に郵政省としての対処の仕方、これについて大臣なり担当局長から伺えたらと思ひます。

○松野(善)政府委員 ちよつと交渉経緯にかかわ

りますので、私から最初に御答弁させていただきます。

定額郵便の商品性見直し問題で、御指摘のようになる報道されてきておりますが、この定額貯金の商品性といえますと、私どもがこの特色として考えておりますのは三つございいます。一つはやはり、十年固定金利で預入可能であるという長期性の点が一点であります。それから、預入後半年経過しますと払い戻しが自由であるという流動性も持った商品であります。それから、半年複利で計算をしているというふうな特色もあります。これが私は、定額郵便貯金の本来の特性であると思っております。

ところで、先ほど来話が出ておりますように、今金利自由化の流れを進めている過程にございまして、この規制金利である定額郵便貯金について、やはり自由金利化のうちに置くということには不自然であるという考えを私どもも持っております。遅くとも来年、一般の定期性預貯金金利が完全自由化になる時点までには、この定額郵便貯金につきましても規制金利から自由金利商品化したいということを前々から申し上げておるわけでありまして、その点の折衝を関係当局と実はやっております。

ところが、先ほど来御指摘ありますように、いろいろな経済環境の中で、むしろこの定額郵便貯金の先ほど私が申し上げました三点について、これは民間ではとり得ない商品だから改正しろという本質的な、実は、私の方から申し上げますと改悪論的ないろいろ御意見もあることは事実であります。

いろいろあれこれ議論をしまいいつておりますが、残念ながら今通常国会に御提出する法律案にはこの定額貯金の金利自由化につきましてもまだ決着を見ておりません。現在は継続交渉をしておるという形で、これは必ずしも予算折衝マターではありませんので、協議そのものはこれから熱心に続けていくつもりであります。先ほどの繰り返しになりますが、来年の夏ごろまでには何とか

この自由金利化を図っていききたい、その方向で折衝の決着をつけてまいりたいということでございます。現状はそういう状況でございます。

○大木委員 ちよつと郵政省の方から資料をちょうだいいたした中で拝見いたしますと、利子の比較でございますと、余り細かな数字は別にいたしまして、四年物くらいでもって大体民間の定期と定額貯金の金利が並ぶという状態ですね。五年くらい過ぎていきますと少しく定額がよくなる、こういう傾向値を持っていますね。あわせて、ちよつとこんなこと言つて申しわけないのですが、一般の新聞なんかの書き方はまた激しいですね。結局、「主な金融商品の金利」、「利回り」と、こう出ていまして、例えばM・C三年でもって六・二一九、これはいつのやつですかね。それで定額貯金の場合十年物でもって八・六四八、こう出ているのです。四年物でもって比較をするというふうな記事になればこれは一般の方々も理解しやすいのですが、ぱつと見たときにいかにもこの定額がべらぼうに金利が高いという形でもって読めますから。

そこで私、伺いたのですが、大体定額も十年間満期で、満期まで持っているという方は恐らく田舎の素封家や余り事業なんかをやつてないとかそういう方々が多いと思うが、平均いたしまして定額貯金の場合には積立期間は大体何年くらいになつていますか。

○松野(善)政府委員 端的に申し上げますと、やはり三年たちますと相当程度お払い戻しになつておるようであります。したがって、定額貯金の金利につきましても、実は過去にもこの問題について改正した経緯がございます。現在、銀行に期日指定定期という定期性の預金がございます。これの二年の金利と定額貯金の三年の金利と同じような水準で運用を圖つてきております。定額は十年まで入れられますが、もちろん預金者はいろいろ自分の預金をおろしてお使いになる場合が多うございいますから、先ほど申し上げましたように、三年たちますと相当程度解約されるという統計的なデ

一タは私も持つておるつもりでございます。
○大木委員 大蔵省の言い分を俗っぽく取り上げてみますと、結局十年間を三年から五年にしてくれという言い方とか、それから市場金利連動性にしてもらいたいとか、加えて引き出しのできない期間を六ヶ月を一年から二年にしてください、こういう話が生話としては内輪では出ているのですか。

○松野(春)政府委員 先生お示しの点も含めてさまざまな議論をなされております。ただ、先ほども申し上げましたが、この金利自由化の流れに乗せるということ以外に、定額貯金、私どもの実は百五十二兆円の残高の八五%のシェアを占めておる主力商品であります。このバランスを今後商品の多様化によってどう変えていくかということとはまた別の私に課せられた課題でありますけれども、この商品の質そのものを単純に改悪するということは、私どもは到底これには応じられないという姿勢で今臨んでおるところであります。

○渡辺(秀)国務大臣 先ほど大木先生からの御質問の中にございましたので、一言発言させていただきます。郵政大臣が責任と権限を持って管理、遂行している郵便貯金事業については、もちろんこれは郵便貯金法にはつきり書いてあるわけでありまして、これも昨年、日銀の方でとかくの話がありました。私自身は郵政省、郵政大臣の所管にかかわる問題、これは少なくとも閣議で国務大臣として国務大臣それぞれ発言をされるということなら別であります。しかし日銀の方からとかく言われるものではないのかという趣旨を実は発言をいたしておたのでございます。しかし、連携あるいはまた協調、協力ということは、これは国全体の金利政策を進める上においては当然意思の疎通を図り、国家国民のために、特に国民の利益を守るためには協力、連携しなければならぬことは言うまでもないことだと思います。私はこうした責任と権限を踏まえながら、郵便貯金の事業の遂行に当たって、しかも今局長が言わ

れましたように自由化に向けてのいろいろな対応を考え、かつまた、適切に措置をいたしてまいりたいと思っております。事あるたびごとに郵便貯金あるいは定額貯金も含めて、これは国民の財産である、このことについて郵政大臣がその財産を預かっている、この中で私はいろいろな問題について対処、対応いたしてまいりたいと思っておりますので、ぜひひとつ御指導のほどお願い申し上げます。

○大木委員 実は、昨年の年末ぐらいから私も中小企業の方々四、五人から陳情を受けまして、そして中小企業金融公庫に対して御紹介したことがあるのですけれども、これは茨城県とか千葉県とかありまして、別に自分の選挙に関係はないのですけれども、とにかくそのときに言われますことは、市中銀行、地方銀行、都市銀行は貸さないというのです。手続が非常に面倒だ、担保についても高い、そういった話がありまして、そのうち二、三件については中小公庫の方々に世話になったのですけれども。

先ほど大臣のおっしゃったとおり、国民の共有財産であることは間違いありませんし、同時に金融事情の変化に従いまして、政府系金融機関がどうしても面倒見ざるを得ない問題が出てくるでしょう。そういったことも非常に景気動向と関連いたしまして深く考えるべきであるし、貯金局長、大臣もそうすけれども、大蔵との折衝の際には自信持って主張していただきたいし、財投資金なんかに対する問題もそうですからね。資金運用部の資金の三〇%以上が郵便貯金なんですからね。そういったことを考えていただきたい。

最後に郵貯との関係、言えは銀行と郵貯の関係について、皆さん方は体験がない、大臣なんか郵便局には貯金されていきますか、どうですか。結局こうなんですね。私の家の近くに、すぐ目の前に協和埼玉がありまして、私の月給は国会からそこへすばつと入ってくるのです。それから約四、五十メートル行ったら特定局がありまして、杉並の局が奥にあるのですけれども、家内な

んかが行って一番言いますことは、銀行へ行きましてカードでやっているうちはいいのですが、窓口へ行つて二十万貯金を下げるなんて言いますと、自分の孫みたいな娘から、奥さん、これ何に使うのですか、こういう話が出るというのです。確かに銀行はきれいな感じがいたしますけれども、郵便局へ行つた場合にはそういった話は全くないので、そのまま素直に出してくれというのです。しかも、あちこち現場を回りますと、田舎に行きますと、長野県とか千葉、埼玉等もそうですけれども、窓口を自分がつくった盆栽でもつて飾るとか、そういったことをどんな郵便局はやっています。そういったことで、私よく言うのだけれども、サンダルで入つても気にならない雰囲気郵便局にはあるというのです。庶民性があるわけですね。その違いが、それはお金持ちにはわかりません、一般の庶民大半というものが感じるサービスの違いというものはそういった庶民性の問題の中にあるんだということをしっかりと自信を持っていただかなければなりません。

同時に、使い道の面では、まさしく国民共有財産でございますから、金融事情によりましては政府系金融公庫が働かなければならぬときがございますし、同時に、ちよつと大臣、気になることは、日銀が金利を下げるのが最近余りうまく機動的に有効に働かないのは、定額貯金があるからだ、こういうようなことをちらほら言い始めている紙面なんか拝見いたしますが、これについてはどうお考えですか。

○渡辺(秀)国務大臣 先ほど申し上げましたように、民間金融の問題点といえましょうか、あるいはまた現況について、どうしてもこの郵便貯金を何か言いわけのてこにするみたいな傾向がないとは言えない、あるとは断定しませんが、しかしどうもその感があります。現に私、実は先日の経済閣僚会議がございまして、月例の報告がございまして、そこでも若干、実はそれとはまた意味が違ふのですけれども、時間もございませんで詳しくいことは省きますが、郵便貯金の方にシフトして

いるのが理由の一つだという日銀当局からの話がございましたので、私は即座に、その発言はそのまま聞き捨てにはできないと、郵政大臣として注意を促した場面も実はございました。

私は、民間金融と郵便貯金との関係というのは、そもそも本質的に同じように考えるところに無理があると思うのです。先ほど来申し上げておりますように、我々の方は個人の貯金を言うならば国民の財布がわりに預かりしているということであり、しかもまた、国家というものであるいはまた職員といいますが、労使一体感の中で今やっている、このすばらしい郵政事業の中の貯金業務というものに国民利用者がニーズの中から信頼をしてこの定額貯金にも移行しているという現況は、私は、先生おっしゃる通りに堂々と胸を張つて、この問題については我々は一步も退かず、かつまた、国民の利益を守っていく、利用者の利益を守っていくという考え方で対処すべきだというのが私の偽らない心境でございます。そのように頑張つてまいりたいと思っておりますので、御指導のほどをお願い申し上げます。

○大木委員 今のことに関連いたしましてもう一言申し上げておきますが、結局経企庁ですら三ヶ月、四ヶ月も景気見通しを狂わしているわけですね。そしてやはり私たちが見ている目は、私は前に大蔵委員会におつたのですけれども、最近の各産業あるいは工場ごとの資金の需要を非常に抑えていますよね。だから最近のマネーサプライの二%を切るような問題につきましても、何かそれが定額貯金にシフトしたとと連動してとられてもこれは困るのでして、むしろ景気動向との兼ね合いで、企業が金を使うことを遠慮しているといえますか、控え目にしている、こういった問題が根幹にありまして、これは、景気が少し秋口に本当によくなれば都市銀行等に殺到するということを感じもしないでもありませんし、そういった点を金融関係全体の議論の際には幅広く、ぜひ局長にも議論していただきたいし、私自身、郵便貯金が、特に定額貯金が敵だという形は——おっしゃると

おりです。個人が貯金して個人が使っていますね。しかも郵便貯金を工場の投資に貸している例はないわけですね。都市銀行、地方銀行の大手は、みんなこれを会社に、法人に貸しているわけですからね、使い道が若干違うのですね。そういったこと等も分析をされながら、日銀、大蔵との問題については、これから大変御苦労でしょうけれども、対応してもらいたい、こう考えております。

次に、NTT関係です。
最初に大臣に伺いますけれども、NTT関係につきまして最近少し経常益がダウンしているという話がございます。この問題について大臣なり電通通信局長ですか、どういふふうにお考えになっておられますか、それから冒頭に伺っておきます。

○渡辺秀 国務大臣 最初に、詳しいことは局長の方から答弁させますが、NTTにつきましては、私は、実はこれも就任以来、まさに労使一体で極めて努力をしている、しかも行政改革という大きな波を受けて、その中でもお互いが信頼し合っている、国家として利用者のためにどうかというふうなことで大変な汗を流してきているというふうに思います。前段そういう認識の中で、かつまた、政府として過去定められた一つのNTTの進むべき方向性、そういうテンポも決して劣ることなく一歩ずつ着実に実現、実施をしているということも評価していいのではないかと思います。

ただ、御案内のとおり、全般的に増収減益という現況になってまいりました。まさにこのNTT自身も国がまだ三分の二という株を保有しているということから考えてみても、これは民間ではあります、しかし、政府に極めて大きな責任がある、こういう現状認識の中で、私は、NTTの労使それぞれが努力をしていただきまして、そしてNTT、新規参入の機関とも協調し、いい意味での競争をしながら、ニーズに対してこたえていっていただきたい。そういう環境の整備を行政として今までの当初の考え方で果たしていい

かという問題も一面持ちながら、いや、疑問を持つて見直すという意味ではなくて、しかし、時代に対応し、出てくる現象というものをとらえて、これは民間に株主が存在してきている昨今ですから、当然その責任として、一本やりの考え方だけでなく、時代の対応として経営の現況、そういうものをよく見ながら、担当する局長を中心にして御期待にこたえられるNTTとしての育成かつ活性化のために努力をしていかなければならない。非常にアバウトな言い方でございますが、私は、基本的な考え方で申し上げておきたいと思う次第でございます。

○森本政府委員 大臣から概括的なお話がございましたが、お尋ねが最近のNTTの経営状況というところの問題でございます。御案内のとおり、平成三年度の、去年の三月になるわけでありまして、この事業計画を立てた際には平成三年度の経常利益は四千二百億円ということになっておりました。去年の十一月の中間決算時の状況から、通期全体として平成三年度はこの計画をやはり訂正、下方修正しなければならぬ、具体的には三千七百五十億円程度と見込む、こういう御報告を受けておるわけでありまして。

これは計画に比べてどうなっているかというところ、我々は子細な報告を受けたのでございますが、一つはダイヤル通話料の収入が減っております。あるいはムーバの、例の携帯電話でございますが、そういう増産のおくれによる携帯電話収入が思ったよりは内輪にならざるを得なかったというふうな収入の面での計画が異なつたということと同時に、支出の面でもベアによる人件費等が予定よりは上回っております。こんなこと等で、さつき申しましたように、全体として二百七十億円下方に修正せざるを得ない、こういうことでございます。

なお、これも大臣申しましたが、平成二年の実績と通期見通しがこのとおりになるとして、平成三年度として見ますと、収支全体では増収にはなっておりますが、費用が上回る、その

結果減益になっておる、こういう状態でござい

ます。
これには最近のNTTの料金的大幅な引き下げというものが当然原因になってまいりました。またNTTの競争の進展ということもこれまた計算の中に入れないやならない。さらにまた、最近の景気がダウンしているということも通話料収入の減になっておる、こういうことも事実だろうと思ひます。なお、物件費だとか業務委託費による経費の増というものが要因になっておることも、これも確かでございます。いずれにしても我が国全体の景気が落ち込む中で、各企業とも今の見通しでは相当本年度は減益になるようでございます。その中で、依然として一つの企業として三千七百五十億円という大きな利益を上げられておる。これに匹敵する企業は、見回しても日本にある。これに匹敵する企業はないかというところ、一つくらいあるかというところ、だと思ひます。そういう意味ではNTTの経営努力というものを大変多とするということでありまして、何が、何にしても、しかし、電通通信市場は大変な成長分野ではございますので、さらにNTTの経営努力というものを期待いたしまして、市場の拡大あるいは経営の向上に努めていただいて、利用者の期待にぜひこたえていただきたいものだ、こういうふうにお考えいただくとところでござい

ます。
○大木委員 平成三年の場合には、平成二年三月三十日、郵政省の方から御指導いただきました電通審の答申に基づく措置ですね、これと私拝見いたしました、当局にも若干聞きました。そして大きな問題としますれば、四月から始まります事業部制を徹底してもっと収支等を明確にしていかなければいけない問題とか、あるいは移動体通信の分離の問題でございますとか、さらに目立ちますものは、やはり料金値下げがここ数年間に相対に競争の中でも進んでまいりました問題もありません、さらには電話局の数でいいますと、私もドサ回りが多いものですからつい泣かれちゃうのですけれども、例えば千葉県の場合、館山ですね、

中村正三郎さんの選挙区だけれども、館山から木更津までといったら相当な距離になる。車で走ってぶつ飛べして、すいたときでも一時間余りかかるのです。そういうところでも今NTTの場合に支店とかそういうのを含めて二百三十くらいしかないのです。民営化の前に二千何百あったのです。ずつと仕事の面でも合理化していいですね。効率化していることは間違いないですね。逆に今度は、今森本さんおっしゃったとおりパブルの影響がありまして、会社を経営いたしまして、例えば交際費をもっと減らせとか、あるいはハイヤーに乗っている者はチケットのタクシーに切りかえろとか、電話の市外は高いからなるべく安い方にシフトしていけとか、そういうことが出てきます。そういう影響を外面的に受けるというところは間違いないと思ひ、森本局長に伺いたいのは、要するにおたくの御指示によりまして実行しているNTTの努力、これについてまだ生ぬるいというふうな面がもしございましたら御指摘をいただきたい、同時に、まあまあ一年目であるからこの程度かなという感じのものであればそれでも結構です。なかなか総合的にこれ大分数がたくさん出ていますから。

同時に要員の問題等に触れていきますと、要員の方は予定の二十三万人体制に向けて着々と努力しているようでございます。多いときには一万人以上も削減しているときもあるようですから、そういったものも含めて総合的な進捗状況に対する森本局長の評価とでもいいですかね、そういったものをいただければと思うのですがね。

○森本政府委員 大変広範な御質問でございますが、政府措置についてはもう御案内のとおり、これは現下の日本の電通通信市場の構造がさらに競争を伸展させるにはさまざまな措置が必要という観点から、確かに多岐にわたっている項目になってはおりますが、このうち今御指摘のように事業部制の導入の徹底を図るといふのは、これはもう四月からいよいよNTTの方でも相当の御努力、御尽力をいただいで全体の仕組みがほぼでき上

つておる状態でございますし、また移動体の分離についてもこの夏の株主総会で整理をいたす、こういう状況になっておるわけでございます。

この間、こうした大変大きな、N T T内部における措置としては大きなものでございますが、こうした趣旨、その意義ということについてはN T Tにおかれても十分理解をし、積極的に取り組んでおられるものと評価をいたしております。

ただ、政府措置全体についてはこれ以外にたくさんさまざまな項目がございます。新事業者の接続の円滑化の問題であるとか、あるいはデジタル化の前倒しの問題とか、そうしたさまざまな問題もございまして、今後ともこうした合理化の推進とともに政府措置の着実な実行というものを図っていただくことによって、日本の電気通信市場がさらに一段と競争環境の上で前進した形でその利益が利用者、国民に還元できることになるものと考えておるところでございます。

○大木委員 進行過程の問題でございしますから、今のようなお答えで結構でございますけれども、ただ心配いたしますことは、財界の一部には再来年にならなければ景気は回復しないとかやばい話もございまして、十月ごろと私自身も感じてはいるのですが、やっぱりこのバブルが完全なはじけ状態ですね。どこまで調整期間が続くのかという問題もございしますし、証券界はまた新しい問題を出してしまっていて、非常に心配な面も多いですね。結局、今の森本さんのお答えにありましたとおり、確かに各企業全体が投資は少し減らしてはいますし、同時に合理化、効率化をどんどんやっていますね。そういった影響を受けているのは間違いないですね。

ただ、ちよつと気になることを二つほど伺っておきたいのですが、今回の国会に出されます株式に関する外国開放問題とあわせてエクイティファイナンス問題ですね。要するに財源調達問題、これが私の手元に来ました当初の法案要綱の中にはあったのでございしますけれども、二回目に来た中にちよつと漏れていたものですから確かめ

たかったのですが、確かめている時間がなかったもので、きょうここで聞いては失礼ですが、これも、エクイティファイナンス問題については、これは行政的に許可でできるものなのか、あるいは法律改正が必要なのか。同時に、それについて郵政省といたしまして許可される、今すぐにはできませんでしようけれども、年末等、資金がある程度出てきた、経済状況が変わったとき、機動的な発動ができる形にしておいてあげた方が、今お答えにありましたとおりまじく一兆九千何百億の建設資金で仕事をしてきたものですから、そういった面にも有効に働けなければいけない、こう考えておいて、その辺のことについて局長、ちよつとお答えいただけますか。

○森本政府委員 お尋ねのエクイティファイナンスの問題、これは現下に、直ちに、今の御指摘のような、先生のお話のような、資本市場の中でN T Tがとり得るような状況にはないとは思っておりますが、ただやはり今後の資金調達手段でございまして、ただやみくもに多様化してはならぬ、そういう意味で今後新株発行でありますとか、あるいは転換社債の発行とか、市場の状況に応じてその可能な措置を講じるというのが基本的な私どもの考えでございます。

昨年六月でございましたけれども、こうしたエクイティを行います場合には端株というのが避けて通れないわけでございします、この端株の扱いにしまして、従前では手当てができてなかったわけでございします、まず、昨年の、端株の取り扱いの簡素化に関する定款の変更ということを確認いたしてございします。

もう一つ、法律の問題がございしますが、これは御案内のとおり、N T T法の第四条の第二項のところで政府の三分の一の保有義務を定めておるわけでございします、こういうエクイティによって株がふえたときに三分の一の保有義務がどうなるかという問題がございまして、そうしたときに政府が新たな予算をもって買い増すということも一つの方法ではございしますが、今後、市場の状

況によつて機動的、弾力的に対応するという意味では、そうした方法のみでは不十分ではないのか、こういう観点から、現在、必要な法律上の措置について検討をいたしておるところでございします。ただ、これはちよつと法律的にいろいろ議論があるものでございしますから、まだ成案を得てないわけでございしますが、外資の規制の緩和とあわせてこの問題の整理をいたして国会にお諮りをさせていただきます、今こういう状況にございします。

○大木委員 局長から前向きな答弁をちょうだいいたしまして、やや安心してはいますが、何分よろしくこれはひとつお願いしておきます。

それから、これはバブル問題なり経済動向との関係におけるN T Tの経常益の減ですね。もう一つ、実はこれは大臣御承知ないかもしれませんが、N T TとN C Cグループとの競争の中におきまして、例えば東京に沙留という駅がございしますね、あそこにはべらぼうに大きなトラックが入ってきたり貨車が入ってきたりするでしょう。大きなトラック、荷物はたくさん来ますから、トラックが走っている東名とかなんかという道路の場合とか、大量の荷物があつて来るときはそれでいいわけですね。ところが、積み込むときと荷物をおろしまして配達する、この方には費用は相当多くかかっているのが事実なんです。N C Cの第二電電の場合でございしますと、ちよつとこれは私が自分でメモしたのでございます、やはり中継ネットワークといいますが、要するに自分たちの道路とか鉄道とかそういった所有地、これに對して東京とか大阪、名古屋の間をずっと市外のケーブルを、光ファイバーを引きましてサービスをする。ところが、今大都市の中で土地の所有権をめぐっているいろいろな問題がございします、一番費用がかかっているのは、渡辺さんのお宅に電話をつけたとき電話局から持ってくるでしょう、この分が一番金がかかっているわけですね。私のうちもそうですけれどもね。ですから、そういう関係の状態について、N C CグループとN T Tが大体日にちを二年後ぐらいに切りまして話が

進展しかかっているかに見受けるわけでございしますけれども、これについての、森本局長なり大臣のよろしき御指導のもとに、まさしく公正な競争が本当にできる状態に、今まではガリバーと子供、これでいつてきましたね。今では、量的にはN T Tは確かに大きい。しかし、質的に見ていきますと、一番収益が上がりやすいところは第二電電が仕事されておられて、端末の方の個人に對するサービスの部分はN T Tの回線とか設備を利用してやっているわけでございします。その費用負担等も含めて何か話があるようでございますから、この辺は非常にデリケートな質問で申しわけないのでございしますが、とにかく前向きな処理方をひとつよろしく御指導のほどをお願いしたい、こう思っております。

○渡辺(秀)国務大臣 現況、詳細については局長から答弁させますが、今先生の御指摘の点は私極めて大切に重視いたしております、そのことだけ申し上げさせていただきます。

○森本政府委員 御指摘の問題は、いわば電気通信市場構造全体の問題についての御指摘だろうと思っておりますが、結局、競争を昭和六十年に解禁をしてやつてまいりました結果、日本の一軒一軒、今御指摘のございしますような市内の電話については競争が入らなかった、事実上N T Tが独占をしておる。入ったのは、いわば高速道路のような形でN C Cの長距離系あるいは自動車電話みたいな形が参入したわけであります。しかし、この新しい事業者はすべてN T Tの市内網に接続をしてもらわなければ競争が成り立たない、N T Tと単独でビジネスができな、そういう意味では日本の産業の中でちよつと類を見ないような格好の競争状態だろうと思つてございします。

そうした中で、クリムスキム的な商売ではないかという議論も確かにあるようでございますが、N C Cの動きを見ておられますと、やはりそういう態度でビジネスを展開しますと結局お客さんが十分ついてこない。いやでも応でも全国ネットをある程度展開して、そしてN T Tとうまく接

続いて初めてビジネスが成り立つというようなこととございまして、NCCの方も、今の状況を見ましても、売り上げの七割程度を次の投資に振り向けないとういにならないというような状態で、まだまだNCCの方もイバラの道がここ当分続くのではないかと。現に今六十数社新しいNCCもございまして、配当ができてるところは一社だけでございまして、大半は累積赤字を抱えているような状態にもございまして。そうした構造の中で、今後、市内への接続をして初めて成り立つという構造の中で、NTTとNCCが競争条件をイコールにしながらお互い切磋琢磨できるように、そして本場に実りある競争で、その利益がユーザに還元できるような形、これをひとつ最大限の私どもの大きな関心事に置いて進めてまいりたい、こう思っておりますとございまして。

○大木委員 これで終わりますが、いずれにいたしましても、パブルがはじけてまだまだ経済的な不安定状況が残っておりますし、私たちが希望するのは、どうしてもことしの秋口、十一月ごろには遅くとも景氣の回復が望ましい、そういった中で、ある程度企業、産業関係にも活気がついてくる必要でしょうし、国の税収自身も大分今度大変なわけですから、NTTの株自身も、これは法案が出てきたら議論になりますが、配当は、たしか初代真藤社長のときに、経常益四千億円ないと配当一割確保できないということを言い残したのが私の耳に残っているのですが、当時、私自身参議院におりました、通信委員長としてこの法案を仕上げるときに仕事をしたのですけれども、そういった経過等を踏まえて、特に全国ネットワークですね、アメリカ等に比べて光ファイバーの敷設なんかおこなっていますから、一兆九千億前後の建設資金がこしも来年も続くわけでございますから、大臣、そういった点で、一生懸命に現場が努力しておりますのを見たいものです。それから、ぜひそういったことを生かすためにも、きょう申し上げたのは、NTTなり郵政省の責任じゃありませんが、経済の進路、これについての

間違ひ、あるいはいい方向ということを引き出すことは、単に国内的な問題じゃなしに国際的にも、さつき同僚議員の質問がありましたとおり、国際化時代に対して日本の通信関係あるいは郵政関係もどんだん支援していかなければならない時代に入ってきたとしまして、同時に、特に黒字国ですね、黒字国として世界から、懐の、財布の中身はつきりわからぬと思うのですけれども、何か日本の国全体が大金持ちの形で見られておりまして、そういう点からしても日本経済の立て直しが極めて大事だし、その一角をなす郵政事業全体といふものはやはり大変なものだと思いますから、そういう点ぜひ御把握いただきまして、今幾つか質問の中心点で申し上げたのでありますが、ひとつ何分の御指導、同時に皆さん方の御努力をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○谷垣委員長 午後一時から委員会を再会することとし、この際、休憩いたします。
正午休憩

午後一時開議

○谷垣委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。通信行政に関する件について質疑を続行いたします。武部文君。

○武部文君 私は、時間の関係で郵政三事業に限って質問をいたしたいと思っております。大臣の所信表明にも郵便、簡保、貯金の問題が取り上げられましたが、最初に郵便事業について何点か伺いをいたしたいと思っております。

百二十年の歴史を持つ郵便事業が非常に順調に、しかもモットーとする迅速性やあるいは正確性で大変高い評価を得てまいりました。特に三公社が民営化されましたから、それぞれ大変活発な営業活動が展開されました。郵便事業でもかつてない営業というものが表面に出てまいりまして、それが成績と結びついて大変堅実な運営がなされ

てまいりましたことは、私どもとしては、今までの通信委員会の議論の中でも考えられないような状況になりました、大変御同慶にたえないと思っておりますところでありまして。

値上げがされてから十年たったわけでありまして、十年間料金を上げないで黒字の経営を続けてまいりました。こうした健全経営が維持された理由は一体何であるかと考えておられるか、これをまず最初に郵政省にお伺いをしたい、こう思います。

○早田政府委員 郵便事業が民間宅配便やあるいは電気通信メディアとの競争の中で、先ほど先生からお褒めいただきましたように健全な財政を維持することができましたこと、その基盤というのは、やはり近年におきます安定した労使関係を背景といたしまして、全職員が一丸となってお客様に信頼されるサービスの提供ができたことによるものというふうに考えております。加えて、その間の我が国の経済の好況に伴いまして、郵便物数の順調に増加してまいりましたし、さらに私ども郵便事業といたしましても、いろいろなサービスの開発とかあるいは効率化、合理化の推進などの成果のたまものではなからうかというふうに思っておりますところですが。

具体的には、幾つもございしますが、主なものを見てみますと、五十九年二月に従来の輸送方式を鉄道から自動車へかえたという輸送体系の改正、そしてまた六十二年を初めといたしまして、広告郵便物の創設であるとかカタログ小包郵便物の創設、あるいはいろいろな料金割引制度の充実であるとか、あるいはふるさと小包の開発というような多種多様なサービスの開発、改善の結果でもあらうと思っております。

またもう一つは、作業の機械化とかあるいは区分運送システムの改善あるいはロールレットシステムの導入とか、そういういろいろな効率化、合理化の推進のたまものでもあつたろうと思えます。そしてまた、お話ししましたように、やはり積極的な営業活動を展開するようになったとい

うことも大きな要素であらうというふうに認識しているところでございまして。

○武部(文)委員 きょうの、きょうもそうでありまして、「郵便事業赤字に」こういう大きな活字が新聞に出たわけでありまして。確かに平成二年度の決算を見ますと前年度よりも収支が悪化をしておる、こういう状況が見られるわけでありまして、平成三年度決算の見通し、まだ三月はございしますが、けれども、大体的に見通しはどのようことになるか、これをお伺いをしたいのですが、この新聞報道によると、何か六億の黒字どころか百億円の赤字ベースだ、こういうようなことが相当詳しく書いてあるので、これは郵政省から出た数字ではないかと思うのですけれども、今申し上げたような三年度決算の見通し、これについてちょっと述べたい。

○山口(憲)政府委員 御説明申し上げます。

先生からいただいたお話しいただきましたように、郵便の財政につきましては五十六年から十年間単年度の黒字を重ねてまいりましたし、それからまた、その間、六十二年度にはそれまでの累積も消すことができたというふうなことで健全な状況で推移してまいりまして、ただいまお話しした平成二年度につきましても、百二十五億という利益を計上することができました。ただ、この点も先生からお話がありましたけれども、平成二年度のこの百二十五億というのは、平成元年度の利益が百六十六億というふうなこととございまして、減益の傾向にあるということとございまして。

そこで、平成三年度の損益の見通しということとございまして、御指摘のように昨日、けさの新聞にいろいろ出ておりますが、私どもとしましては、計数で今後の状況というのはまだ推計できるような状況にございせん。したがって、現時点で計数をもって御説明をするということとはできたいわけではございませんが、ただ、極めて厳しい状況にあるということは申し上げられるかというふうな思っております。

若干内容についてコメントさせていただきます

と、まず収益面でございますけれども、郵便業務収入、これが一月末の累計で一兆四千六百七十三億となっておりまして、これが前年度の伸びの実績に比べまして四・八％というふうになっておりまして、前年同期の七・三％というのに比べますとかなりこの伸びが落ちているというふうなことがございます。

それからまた、収入印紙というのは、我々にとって取扱手数料がかなり大事な要素になっておりますけれども、これもどうも最近、昨年よりも落ちているというふうな状況にございます。これにつきましても、この三ヶ月が非常に需要期になるものですから、それがどういうふうになるかというふうなことで大変心配しております。

いずれにいたしましても、郵便にしましてまただいま申しました収入印紙等の問題に見ましても、やはり最近の経済の減速傾向というふうなものを反映してこういう状況になってきているのかなというふうに思っている次第でございます。

それからまた、一方、費用の方でございますけれども、御案内のように三・三六という仲裁裁定が出まして、これに対する経費が必要であるというふうなことで、それからまた、この業務運行を確保していくためにいろいろと経費が増加してきていること、特に人手不足に伴いまして賃金の経費が非常にふえてきていること、あるいは集配運送費というふうなものが増加してきているというふうなことがございまして、費用の面でもかなりの圧迫要因になってきているというふうなことでございます。

いずれにいたしましても、そんなことをトータルで考えますと、本平成三年度というのはこれまでの十年間と違ってかなり厳しい結果になるのではないかなというところで、この計数の推移を注視していかなければいけないというふうに思っている段階でございます。

○武部(文)委員 三年の見通しは、この新聞に出ております数字を今の答弁は大体裏づけておるようには思いますが、二年よりも三年はさらに経営が

悪化をしておる。それならば一体四年度の郵便会計の損益の見通しはどういうふうに見ておるか、これを簡単にちよつと御説明してください。

○山口(憲)政府委員 ただいま御審議をいただいております平成四年度予算の郵便事業の損益でございますけれども、これにつきましては、ただいま申し上げましたような傾向の上にございまして、端的に申しますと、これは損益勘定のベースでございますけれども、四百三十億円の赤字というふうなことでございます。すなわち収益が一兆九千四百五十四億円、費用の方が一兆九千八百八十四億円ということで、差し引き四百三十億円の赤字の予算を審議いただくような形になっているというところでございます。

○武部(文)委員 お聞きいたしますように、郵便事業は非常に悪い状況に向かっているということ、今の経理部長のお話でわかりました。これまでは職員の努力、そういうものによつて何とか順調に経営が保たれてきたわけでありましたが、不当な、シーリングというふうな全く特別会計には似つかわしくないやり方が郵政省にも圧力として加わつてまいっているのではありませんか。我々は、特別会計でありながら何でそういうことをはね返せないかというのを何回かここでやりとりをしたわけですが、来年度の予算にも相変わらずそういう状況が数字の上にあられておる、こういうふうに見なければならぬと思ひます。

特に、物数がどんどんふえてまいりましたので、地方と大都市とはふえ方が違ひますけれども、今までは地方の比較的物数の伸びの低いところをピンはねして都会へ集中して異動させる、定員の異動をやつて何とかつづま合わせをやつてきたわけですが、地方の連中から見ると、自分らのところもふえておる、なぜ自分のところを削つてあつちを持つていくか、そういう不満は非常に多いのです。地方を回つてみますと、しかし、全般的な体系の中から見れば大変忙しい、大変な状況の都市圏その他に定員を持つていかなきゃならぬということ、何か組合側もこれを了承してそ

ういふ話がずつと進んできた、そういう努力の結果、何とか今日まで保たれてきたと思うのですけれども、もう限界に来ておる。

これは郵便局の現場へ行つてみれば一番よくわかることではございまして、私も東京都内や神奈川の現場を視察してまいりました。想像以上に臨時職員が多い。本務者よりも臨時職員の方がほとんどふえ方が多くなつておる。しかも人件費はパートの関係がありましてふやさないややつてこない、若い人たちがなかなか定着しない、そういう状況が今日都市圏の郵便局の実態であります。地方もそれなりの定員が配置してあるわけですから、物数がふえていくわけですし、それぞれ労働強化になっておる、こういう実態であります。したがつて、今のところ定員が増えませんから臨時職員を増加しなければ運営できない、そういう状況になった。したがつて、人件費がさんでくる、こういうことになるわけで、御努力によつて四年度の予算では四一％ですか、お話があつたように大変伸びは大きいようですが、これとて、それじゃこれで満足できるかというのと、私はそういうことにはならないと思うのです。

したがつて、こういう曲がり角に來た郵便事業、定員はふえない、人件費はどんどんかさむ、郵便物はふえる、しかし約束をした翌日配達を守つていかなきゃならぬ、迅速性、正確性が郵便のモットーだ、これを保持していくためには一体今のままで本当にできるだろうか。翌日配達ということをお約束したけれどもできなくなつてきた。どうもおかしいぞというところになつてくれば、信用は自然に失墜していくわけですね。こういう曲がり角に來た郵便事業を四年度ではどういうふうにして運営していくかとしておるのか、これはひとつ大臣からお伺ひしたい。

○渡辺(秀)国務大臣 大ベテランの武部先生から問題点を指摘いただいたわけですが、実際は、特別会計で大蔵のシーリングの問題についてもお触れになりましたけれども、この点は確かにないとは言へませんが、かつての形よりも郵

政省の考えているところにはば理解をいただきつつある。なぜか。これは言うまでもなく、先ほど午前中の質疑のとおりで、郵便貯金による財投資金の確保に対する貢献、あるいはまた郵政省全体のパワーアップ、こういう先生方から長年いただいていた御指導の中における郵政省の力というのが政府行政機関内において背景として一つできたと言ひませんが、できつつある、私はこう思うわけでございます。

そういう背景の中と全く軌を同じくするように、まさに郵便事業を遂行していくのに非常な困難を克服して、今日、先ほど答弁がございましたが、労使一体の信頼関係を築き、そしてまた非常な精勵格闘といひましようか、そういう形態に組合員の皆さんも御努力いただひてきています。

同時に、そのもう一つの背景として、ちやうど高度成長期といひましようか、そういうものに支えられてきたというきつきの局長の答弁、部長の答弁のまさにそこが本当の理由だろうと思うのですが、しかしもう一方は、やはり技術の改革によつて事務的な面における高度技術の開発を現場に導入をしたということも見逃せない一つであらうと思うのです。

そういう中で、今日なおかつ郵便特別会計というのが財政の見通しがどうもすつきりしない。結論から言つてどうするのかわれませんが、まさに与えられた今の環境の中で、これは答弁になるかどうかかわかりませんが、何とかやりこなす以外はない。最善の努力をして、そして国民あるいは利用者の皆さんの信頼にこたえて約束の配達をして集荷、これに対して的確、適切に、迅速に処理をしていく、こういう技術的な設備機能あるいはまた人的な誠実な精勵さ、こういうものの中で私はこれらの困難な問題を克服して、そして何とかこの平成四年度やり通して、健全な事業財政を維持するための最大限の努力をしなければならぬのではないかと。収入の確保を向上させて確率を高めていくというふうなことがあつたという、実はどうも余り自信のない答弁で恐縮ではござい

ますけれども、現状、最大限の努力をさせていた
だきたい、御指導賜りたいと思っております。

○武部(文)委員 後でまた申し上げますが、今赤字に転落するというのがば明らかになりましたが、平成四年度に際して、それならば一種、二種、はがき、切手、そういうものの値上げを考えておるようなことはあります、ありませんか。

○早田政府委員 御承知のように、郵便事業は独立採算のもとで事業運営を行っておりますので、郵便料金につきましては、その健全な運営を図るに足り得る収入の確保というのが必要であるというところは当然のことでございます、したがって、郵便事業の損益が赤字基調になれば、収入の確保や経費の節減に一層努めるほか、やはり手紙、はがきなどの郵便料金を全面的に改定することも検討の必要が生じてくるというふうに思っております。

しかしながら、四年度においてどうかということにつきましては、郵便事業の損益計算におきましては平成二年度末で六百八十四億円という累積黒字金がございますし、現在やっております平成三年度の損益状況を見通しましても、平成四年度におきまして一種、二種、手紙、はがきの料金改定を行う状況にはないというふうに私も思っております。

○武部(文)委員 六百数十億の黒字が残っておりますわけですから、さしむきはそういう状況であろうかとは思いますが、しかし、現実にはいろいろお話がございますように、もう限界にきておる、やりくりも必要でしょうし、最大の努力ももちろん必要ですが、それでは補えない事態が間もなくやってくるのではないだろうか、私はこう思えて仕方がないのであります。しかも、職員の待遇あるいは臨時職員の雇用条件あたりは、今よりももっとよくしていかなければ若年労働者の定着あるいは臨時職員の確保、そういうものはさらに困難になってくるだろうということが想定できるわけでありまして、

そこで、一つ飛んで、もう一つこの問題に関連

して大きな問題が出てくるのが週休二日制の問題であります。

今三十数万の郵政職員の中で十六万人が郵便関係の職員の定員であります。その中で外務職に携わる諸君というのは全く週休二日制とは縁のない状況に今置かれておる。少なくとも週休二日制というのは、郵便、貯金、保険という三事業が一体でなかならぬ。一つの郵便局の中で、二つの事業は週休二日制で、もう一つは週休二日制じゃないというふうな、そういうことがあつてはならぬのであります。こういう点を考えますと、閣議決定で公約された、週休二日制を四年度中に実施する、そういう約束をされたわけでありまして、この週休二日制の完全実施のために、郵政省はどのような方法をとってやろうとしておるのか、それをひとつ大臣お聞かせください。

○渡辺(秀)国務大臣 昨年の十二月二十七日の閣議で、今先生御指摘のとおり完全週休二日制の実施について決定をいたしました。郵政事業は、お話しにございました三十万人の職員に支えられて初めて成り立つものでありまして、郵政事業の発展を考える意味から、何としてもこれは推進、実現をいたしてまいりたいと思っております。

この場合、郵便部門につきましては、郵便物が増加する中で利用者、国民本位のサービスを確保して、しかもまた、一方定員も抑制されているという行政改革の推進の一翼の影響もあるわけでありまして、さらに完全週休二日制を実施するとう、本間に二重苦、三重苦と言つていい今日の状況の中ではあります。しかし、関係労組の皆様方の理解、協力を得ながら、何とかゆとりあるいはまた安らぎのある国民生活全体の、生活大國にふさわしいそんな内容、あるいはまたその実現のために、この問題は克服して実現をいたしてまいりたいと思っております。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

○武部(文)委員 その意気込みはよくわかるのですが、行政改革上定員はふやさぬ、サービスは落

とさぬ、そしてこの二日制はやる、手品みたいなことができるわけはないのでして、なかなか難しいのです。難しいがやらなければならぬのですよ。そうすると、どうしてこれをやるかというところが一番問題になってくる。

そこで、今問題になっておるのは、夜間勤務の問題等が出てくるのです。今よりも夜間勤務の時間を長くする。早出をもっと早くする、遅出はもっと遅く帰る。こうなつてくると、やはり勤務条件が悪化していくわけですから労働者が定着しない、こういうことになるんですよ。ましてや、臨時職員はそういうところには使えない。ここがやはり問題になってくるのです。

そこで、いろいろと当委員会でも長年かかって話合つてきた郵便事業の抜本的な改革として、例えば郵便物の承送を三日か四日後に配達する、の利用者の承諾を得て三日か四日後に配達する、しかし料金には下がるという、例のカラーシステムの採用ですね、こういうものをここでやつていかない限りは、こういう問題は今言つたような手品みたいなことはできないのですから。

具体的に郵便物は、今現場へ行つてごらんになればおわかりのように、前と違つて小包が非常に大きくなりましたね。重くなりました。したがつて、一人の集配の人物が一回で持つて出れなくなつちやたんですよ。だから、積んで出るときにいつぱいになつちやうから、配達したら途中で戻つてもう一遍積んでまた出ていく、そういうロスが現実には生まれていきます。ですから、この配達の方法というものを基本的に変えていかなきゃならぬ。今のようなことを少しづつやりになつておるようですが、やはりダイレクトメールというようなものは何とも翌日配達しなくていいのですから、そういうものは三日、四日おくれでも、このカラーシステムで色づけをしてあげれば後は後で配達していく、一種、二種というものは、これは約束どおり翌日配達をする、そういうようなことを早急に実現すればこの問題は一步前進すると思つて、それをやらない限りこれはと

でもだめだと思つてののです。

それともう一つ、今土曜日の配達廃止の問題が浮上してまいりました。これは今日の日本の大きな流れですから、土曜日の配達というものが郵便局にどのような影響をもたらすかということはそれはあると思います。あると思いますが、現実にはカナダは郵便局の配達を土曜日は廃止しています。そういうことをせめて郵政省も検討する時期ではないか。いろいろ問題があるでしょう。これは今、私は問題がないとは言いません。あるでしょう。日曜休んだ場合には、土曜日と日曜日のものが月曜日にどさつと来るといふようなことになればこれも重労働になつて、労働がしわ寄せされますから、それもあるでしょう。しかし、現実には今、例えば丸の内とか新宿街とかというところへ行つてみますと、土曜日はみんな積んじやつておるのですよ、シャッターおろして。そういうところへ配達したつてしょうがない。そういう地域からまず土曜日の配達廃止のモデルをつくつて、モデル局でもいいですよ、そういうものをつくつて、二カ月に一遍土曜日の配達を廃止してやつてみる、利用者の皆さん、国民がどういふ反応をお持ちになるか。そういうことをしていけない限りは、さつき言つたような、とても定員はふえぬわ、サービスはダウンするわ、それでもまだやりまふと言つたつてどうも我々は信用できない。そんなことが本当にできるだろうか。そして、郵便労働者というのはほとんど重労働になつておる。そういうことを考えますと、こゝろあたりで郵務局は抜本的な改正を考えなければならぬ時期にきておるのではないか、こう思ふのですが、いかがでしょうか。

○早田政府委員 ただいま先生御指摘ございましたように、現在の作業システムは、全種別翌日配達というものを原則にしておりますので、地域区分局等を中心にしたしまして大変夜間の労働時間が長いといひます。夜間労働する職員数を大変たくさん雇用しなければならぬ作業形態になつておりますが、これにつきましては私も問題意識を持っております、何とかこの作業量を平

準化し、効率的な要員配置の措置を行うための施策といたしまして、現在既に、先生これも先ほどお話しございましたように、銀座郵便局の開局という形で、DMだとかカタログ小包であるとか、おくれでもいいものという事で差出人の方が御承諾いただいたものにつきましては、昨年の三月から既に別の取り扱いをしております、さらに十月からはその範囲も拡大いたしておりますところでございます。

さらに平成四年度におきましては、現在やっております区分割引制度の中にそういう遅延承知というふうな形で組み入れまして、さらに郵便処理システムの改善、見直しというものをやっております、そういうことによつて幾らかでも夜間労働を中心とした作業形態から昼間帯の作業にも移行できるようなそういう環境整備を図っていききたいというふうに思っております。

また、週休二日制の中でも、特に土曜日の郵便の配達休止につきましては問題点、あるいはどういう問題があるかにつきまして、先生も既に御質問の中に十分御披露されたところでございまして、私も、お客様の理解を得ることがまだまだ今の日本の状況の中では難しいのではなからうかということで、土曜日の配達業務を休むことにございましては困難であるという認識をしておるところでございます。

○武部(文)委員 時間がなくなりましたので、この問題はこれで終わりたいと思いますが、大臣、お聞きのように、郵便事業というのは、あなたのいるところにも郵便局があるわけですから、お帰りになつたときに行つて見ていただければよくわかるのですが、本当に大変な状況になつておるのです。郵便物はどんどんふえていますからね。そういう中で、この週休二日制の実施というふうなどうしてもやり抜かなければならぬ大きな課題も抱えておるわけですから、郵務局を中心に郵便のあり方について早急に検討を加えて、申し上げたようなことが一日も早く実現するように最大の努力を特に要望しておきたい、こう思います。

○渡辺(秀)国務大臣 先生御指摘いただきました先ほど来からの問題点をしっかりと受けとめまして、私実は就任いたしましたから、昨年末に、この問題と真剣に取り組むように官房の中で研究会とでもいいますか、各局にもまたたが問題もこれであり、人事部長のところでもまとめてひとつこの研究をしておくように、来るべき時代に備えられるように、かつまた諸先生方御心配、御心痛をいただき、組合の皆さんとも連携を図りながら本格的な検討に入るように指示いたしました、今日、内々実はその作業に入っておりますことを、私がここで言つてしまふと内々ではございせんが、しかしそういう努力をしていることを御披露させていただいて、どうぞこれからも御指導いただきたいと思います。

○武部(文)委員 わかりました。また改めて取り上げたいと思います。

それでは、簡易保険。
大臣の所信表明の中でこの問題の報告がございました。現在の契約件数七千二百万件、これは大変な数になつたわけですが、これまで、地方におきましては民間生命保険との熾烈な競争の中でこういう成果が上がつておるわけでありまして、特に郵便年金、年金の伸び率が非常に高い。前年比三〇%も伸びておるといふ報告がございました。これは七十二万から九十万に改定された、そういうことがこの三〇%の増強につながつたと私は思つております。一千万円に保険の契約の限度額が改定になりましたのは五十二年、したがつて十五年前のことです。十五年間一千万円、六十一年に三百万円プラスをして一千万円、こういうことになつたわけですが、現在の老齢化社会の進展状況から見ても、あるいは金融の自由化や金利の自由化やそういうものから見ても、もう十五年もたつていまだに簡保が一千万プラス四年目からの三百万、これでは簡易保険事業としてはやはり金額的に問題がある、私としてはそう思いますが、この限度額の問題等について簡易保険局としてはどういう考え方で進むおつもりですか。

○荒瀬政府委員 ただいま先生からお話がありました保険の限度額につきましては、年金につきましては平成三年七月に七十二万から九十万円に引き上げていただきました以来、お話しがございましたとおり非常に順調に推移をいたしております。一方、保険の方につきましては六十一、九九年に一千万から一定条件で一千三百万円となりまして据え置かれておまして、加入者の方々からの引き上げ要望が非常に強くなつておりますし、郵政省といたしましては、社会経済環境の変化、あるいは保険としての保障機能を果たすという立場から、これでは不十分である、早期に引き上げの実現を図りたいということで、近年鋭意努力をいたしておる次第でございます。

しかしながら、生命保険業界、官業、民業の役割分担という立場とか、あるいは全体を含めまして物価の問題、あるいはこれを決める保障額としてのいろいろな諸要素をめぐつて関係省庁あるいは関係業界との関係、いろいろと見解の一致を見るに至つてないという状況がございまして、私どもとしても関係方面と精力的に折衝を続けております。そういうことで、今後とも必要な額を早期実現いたしますように最大限努力をしていきたいということを取り組んでいきたいと考えております。

○武部(文)委員 もう一点簡易保険では質問したかったのですが、もう時間があと六分しかありませんでいけませんので、あと貯金の方を一つ。
貯金事業も午前中いろいろお話しがございました。承りました。例の六十一年から六十二年にかけて、非課税の問題ですね、マル優の廃止の問題をめぐつて当委員は大変に大荒れいたしました。あれから五年たつたわけですが、このマル優廃止の問題であの決着がつく際に自民党の八者会談というものが持たれて、そこに郵政大臣が署名をして申し合わせが行われて今日に至つたわけでありまして、その際、郵便貯金の利子の課税については五年たつたら見直す、こういうことでございました。あのとき大臣の言明は、郵便貯金の根幹にかかわる利子課税の問題であつて、我々は、郵政審議会の答申がたび重なつてあつた、それを踏まえて郵政省としてはマル優の問題は存続に向けて基本方針を貫く、こういう答弁が何回もございましたが、最終的には押さえ込まれて百八十度転換、ついに敗北、こういうことになつて今日を迎えた。

聞くとところによると、二年度の郵便貯金の利子に対して税金がかつた金額は約一兆二千億円という報告を受けました。一兆二千億円も税金を郵便貯金から取られておるのです。午前中も話しがございましたが、銀行の預金の話もございました。預金と貯金は違うのです。預金と貯金は違うということは去年の当委員会でもいろいろ話をいたしました。性格は全く違う。これに何でこういうふうな税金を取つていくかということで、いろいろ問題があつて五年後見直すということになつたわけですが、五年後は来年度であります。したがつて、この秋ごろからこの問題についての折衝が始まるだろうと思ひます。したがつて、郵便貯金の根幹にかかわるこの課税の問題、利子に対する課税の問題は、郵政省としては今のうちからきちんと態度徹底をして政府の中で発言をしてもらいたい。これは大変大きな課題であります。ぜひ大臣に私はそのことを希望しておきたいと思ひます。

時間の関係でもう一つ言つて、後で一緒に答弁してください。
もう一つは、ポランテア貯金のこれまた課税の問題であります。これは法律をつくつてから間もなくありますが、きょう話をお聞きいたしました。と、三年後のポランテア貯金の金額は約三十億、六百二十八万人加入という話がございましたが、約三十億円ぐらいになるだろうと思ひます。そして、利子に二割税金がかかるわけですから、約六億円ほど取られて、二十四億円が郵政省に入つてきて、これがポランテア貯金として配分される、こういうことになるのです。

この問題には、もうあの発足当時から新聞にどう

んどん投書が参りました。去年も我々はこの問題を取り上げました。少なくとも善意の国民のボランティア貯金の寄附に対して税金を取るとは何ということか、こういう投書が出ました。全くそのとおりだと思います。これに対して大蔵省の主税局第一課長が新聞紙上に答弁をいたしました。全く木で鼻をくくったようなお話にならぬ答弁であります。一体、この答弁を見た投書の人は、本当に納得したかどうか。私は、こんなばかげたことをよくも答弁したと思う。こんな石頭の、金庫頭みたいな頭をした大蔵省がこんな答弁をよくしたものだ。ボランティア貯金の利子の中であなたからいただいた貯金は、福祉や教育に使われておりますので、これもあなたの善意がそのように使われておるのですとか、いろいろなことをへ理屈つけて述べておたのですよ。利子を取らなかつたて、預けた人にこの利子が入るわけではないのですよ。一緒に込めてボランティア貯金として海外に善意として届くのですよ。今までのほかの普通の利子と違うのですよ、これは。そういう内容を持ったものを十把一からげにして、そうして、これもまた皆さんの税金としてほかの公共事業に使われますから、皆さんの善意はそこへつながつております。こんなばかげた——今度大蔵省に来てもらつて、この話をやつぱりやらなければいかぬと思いますが、私は大臣にせめてボランティア貯金の非課税問題だけでも、大臣同士の直談判の折衝で私ができるような気がするのですよ。わずか数億円の金ですよ。しかし、これは筋が通らぬのです。善意で、そういうことならば協力しましょうと言つて自分が別な貯金に入つて、そして利子が出た、その利子をみんな恵まれない人に出そう、そういう契約で入つて、よく考えてみたら税金を取られるそうだ、こんなばかなことがあつた。さつき言つた大きな問題は別にしても、このボランティア貯金の非課税問題というのは、大臣が政治生命をかけて大蔵大臣と折衝されれば、私はせめてこれだけでも問題は解決するような気がする。

がしてならぬし、それをぜひ渡辺大臣に要望したい、こう思いますが、大臣のお考え方を聞きたい。○渡辺(秀)国務大臣 先に利子非課税制度の問題について、先生の御指摘に対しての答弁をさせていただきたいと思ひますが、平成五年の見直しに当たりましては、とにかくこの利子所得に対する課税のあり方の基本的な論点について議論していかねければならないと思つております。郵政省としては、とにかく今まさに先生がおっしゃつた過去の歴史、あるいはまた当委員会における非常に真剣な議論、これが具体的に国政に反映していかなければなりません。そういう意味で、いわゆるマル老限額引上げの問題、あるいは財形年金、財形住宅貯金の限額引上げ、あるいはまたシルバープラン貯金の創設、まあシルバープランなどというのは先生御存じのように十年かかつていますね。本場にこういった問題についてこれは本格的に、そしてまた、こういう時期こそ改めて仕切り直してなくて大きなエネルギーで問題解決に当たつていきたい、こう思つておる次第でございます。

今のボランティアの問題は、この制度そのものは実はこれはもう大ホームランだ、しかし、この税の問題がなかったらもう一つ大がつくぐらい大々ホームランになる、私はこう言つておるのであります。しかし、現実、おっしゃられる問題点につきましても、これは今平成四年の税制問題にもう今日入つておりますので、平成五年につきましても、私は本場に大蔵大臣と今の段階から少なくとも詰めた話をする程度でまいりたいと思つております。おっしゃられる御趣旨は私も同感でありまして、どうぞひとつ御理解をいただき御支援を賜りたいと思つております。

○武部(文)委員 それでは時間が来ましたので終わります。

○谷垣委員長 次に、田中昭一君。

○田中(昭)委員 私は、午前中はほかの委員会がございまして通信委員会の議論を聞いておりませんが、昨日も郵政大臣の所信表明について付言が

ございました。まあそういう意味では郵政大臣の決意などについて受けとめておるつもりでございますけれども、しかし、三、四日前、地元の郵政職員の集會、これはパーティでございますが、ちよつと参加をいたしました。今も武部委員からもいろいろ提起がございましたように、郵政三事業、あるいは競合が激化する電気通信事業、それから公共放送を守つて頑張つておるNHKの職員方、郵政大臣を頂点にして日本における情報化社会を支えて昼夜頑張つておる職員がたくさんおるわけでありまして、これはもう私もそうでございます。大臣の行動というものは言動というものは大変士気に影響するものだと私は思つておりまして、今申し上げましたようなパーティの席でも、この郵政大臣の一連の政治倫理に触れるマスコミ報道などについて、やはり職員が非常に関心を持つておるわけです。

ですから、私はここで改めて追及したり確認をしたりするつもりはございませんけれども、今私が申し上げましたようなことを大臣もきちんと受けとめていただきたいと思います。そういう意味では、今後そういう職員が厳しい情勢をはねのけて業務に専念できるように、ぜひ大臣の今後の郵政大臣としてのあるいは政治家としてのきちんとした行動を私はお願いをしたいと思つております。そのパーティの席でも、私は、通信委員会もございましてからそういう場で郵政大臣にそういう職員が持つてまいりましたので、このことを申しあげまして、改めて郵政大臣の決意というふうなものをお聞きしたいと思ひます。

○渡辺(秀)国務大臣 田中先生から今御提示がございましたこの問題は、もう本場に私は百万遍の言いわけもいたしません、一言の言いわけもございませぬ。ただすべてこの私の不徳でございます。長い間本場に一心同体でやつてきた秘書と私との感情の行き違ひがそもその原因でございまして、そういう気持ちになせされたのかを考える

と、まさに私の至らない、人間として足りなさをつくづく痛感をいたします。そのことによつて、マスコミあるいはまた議會の中における質疑、そしてそれらを通じて、今おっしゃいますように郵政職員三十万人、そしてまた午前中も大木先生に御指摘をいただきましたが、まさに関連する郵政事業、機関等の関連職員を含めて六十万、こういった皆さんの、日夜大変な言葉に尽くせない労使一体の努力をされている、そこに、私ごとから発する冷や水を浴びせるような、あるいはまた肩身の狭い思いをさせるようなことは、私としても、午前中も申し上げましたが、本場に実は残念でたまらないのでございまして、深くおわびを申し上げます。

本場にこれからは私はこの補いをどう尽くすべきか。あるいはまた、就任のときに私自身掲げました郵政省の将来についてのロマンの実現、あるいはまた、職員の皆さんと一心同体になつて汗を流して国民の皆さんや利用者の方々の期待にこたえようと呼びかけてきた私自身のまさには不手際、汗顔の至り、本場に恥じ入つておる次第でございます。何回でも、たびあることにこの不明不徳をおわびしながら、この荷物を背負いながら、私は、しかし、二十一世紀に向けた郵政省の責任あるいはまた期待ということ、これはまあ本場にはかり知れないものがあると思ひます。また、郵政省が先んじて二十一世紀の高度情報社会を切り開いていく先駆者となつていかなければならない大きな役割を考えたときに、どうしても今日のこの補いはつけていかなければならないと思ひます。

責任を感じ、そして先生方からのさらなる御指導をいただきながら、委員長初め諸先生方の御指導、御鞭撻をちょうだいして、私は、郵政関係に携わる職員の六十万の皆さんの先頭に立つて、言葉だけでなくて細部に至るまで本場に裸になつて自分自身で汗流すつもりでこの御迷惑をかけたことの償いをいたし、政治家として真剣な取り組みをして、郵政省の一層の発展のために邁進し努力

をいたしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解と御支援のほどをお願いを申し上げたいと思っております。幾重にもおわびを申し上げます。次第であります。

○田中(昭)委員 郵政大臣の強い決意として受けとめておきたいと思っております。

私は、以下、一昨日の郵政大臣の所信に対する幾つかの点について質問をさせていただきます。と思います。

まずその第一は、所信の中の電気通信行政の第一点で提起をされている「電波利用料制度の創設」について少しお聞きをしたいと思います。

私は、電波利用料制度の創設というのは今回の通常国会における通信委員会の極めて重要な案件だ、こう思っております。以前から郵政省の皆さん方も何回かレクチャーなどもいただいております。有限である電波、この有限である資源の有効利用を図るために利用者に受益者負担を求めることに私はおおむね原則的には賛成の立場でございます。しかし、ここでそういう立場から申し上げますと、最近、全国知事会とか市町村会とか、いわゆる地方六団体からの緊急要請、陳情などがございまして、必ずしも私が考えてきたようにスムーズにいかない面があるのだな、こういう気持ちがあるわけでもあります。また労働組合の組織であります連合でもいろいろ議論があつていられるやにお聞きをされているわけでありまして、そういう意味では極めて郵政事業にとっては大切な、重要な案件でありますから、それぞれの団体から十分な理解を得て、正式に法案が提案された場合にはやはり鮮明な形で、国民の皆さんが納得いく形で決着をつけることが必要じゃないかな、こういう気がいたしますので、この点について、第一点として申し上げます。

また、徴収をされた利用料金の使途については、これは透明性を持ったものとして負担者が十分に納得できる、こういう意味から、例えば電波監視の強化であるとか免許などの処理能力の強化など、やはりこういうことに使用するのだという

ことを明確にする、こういうことが必要ではないかなと思ひますし、重ねて免許制度や検査制度の簡素化、規制緩和などの問題についてもこの際やはり明らかにすることが必要でないか。いずれにしても重要な案件ですから、慎重な対応が必要である、こういう立場に立つわけでありまして、この点、今日段階における郵政省としてのお考え方などについてお聞きをしたいと思います。

○森本政府委員 お話しした電波利用料制度の創設については、今後予想されます急速な電波利用というものが進展してまいるとなると、それを円滑に進めていくためにはどうしても行政事務が増大をしましてまいりますし、その結果大きな社会的コストが発生してまいります。これを、電波行政の効果を直接受益する免許人に受益者負担の考え方で一定の負担をお願いするというところで、特にその負担をしていただく問題につきましては、私もとしては、電波というのはさまざまな分野で利用されますし、特にその利用範囲も従前考えられている以上に広い範囲に広がつてまいり、こう思うわけでございます。そういう意味で電波利用に關してさまざまな、いろいろな要素を考慮する必要がある、こう思っております。そういう意味で御負担を願うという趣意では、何よりもやはり公平性の確保ということが大変大事な問題だろう、こう考えておるわけでありまして。

今御指摘にございましたように、地方公共団体の方から消防だとか防災だとかそういう特定の行政目的のための無線局については、この利用料の適用除外にしてほしいという御要望があるということ、私は、私も承つておるところでございます。

現在、この件に關しましては、自治省と話し合

いをいたしておるところでございます。なお、先生の御指摘のように使途の問題の明確化あるいはこれに伴う各種の規制緩和と申しますか、行政の簡素化というようなことについても、当然これは取り組まなければならない課題でございます。

いずれにしても、この利用料制度の創設につきましましては、現在電波法の一部改正という格好でお願いをしようということで鋭意関係省庁の調整に努めておりますので、これは自治省を含めてでございますが、できるだけ速やかに法案を国会に提出できますように、そしてまた御審議を賜りたい、こういうふうな考えをいたしております。どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

○田中(昭)委員 よくわかりましたが、先ほど申し上げましたように、いろいろ問題提起がされてくる団体などのコミュニケーションなどについて十分配慮をいたしたいと思ひます。私も代議士の端くれでありまして、地方六団体などというのは非常に弱い立場でございますから、その点も御理解をいただいて、いろいろな団体とのコミュニケーションなどについてよろしく御願ひを申し上げます。

それから三つ目でありまして、所信表明の電気通信行政の第二点として提起をされている「技術開発政策の推進」に關連をして、若干お尋ねをしたいと思ひます。

電気通信事業といひますか、電気通信あるいは情報通信の高度化あるいは技術の向上などというのは極めて目まぐるしいものがございます。私どもが予想する以上にテンポが速いわけでありまして、私は、当面の中で集約点として極めて重要なものは国際標準を含めたISDNだ、こう思っているわけでありまして。このISDNは今日のどのような状況になつておるかということも必要でございますが、もう既に次の世代として、いわゆる広帯域ISDN、それからインテリジェントネットワークを基本とする新世代通信網というものがまさに二十一世紀には基幹通信網となるであろう、こういう立場から、これは日本も当然でありますけれども、国際的に研究開発が進んでい

思ひます。そこで、このISDNの問題について、今日の状況などについて若干お聞きをすると同時に、日本でもさきに制定されたいわゆる電気通信基盤充

実臨時措置法で、通信事業者の新世代通信網整備を促進するために、例えば光ファイバーであるとか複合電話交換機などの建設とか、それに従事をする人材育成などについて一定の支援措置をする、こういうようなことも措置をされておるわけですが、この問題について、最近郵政省はこの新世代通信網の実用化を図る推進母体が必要だ、こういうことから、新世代通信網利用高度化事業協会というものの設置構想を明らかにしているわけでありまして。

そういう意味で、今後の通信事業の極めて大きな柱となる将来の広帯域ISDNを目指した今回の協会の設立について、今後の広帯域ISDNの展望、それから、設立をされたのかされるのかよく私踏まえておりませんけれども、設立目的とか構想などについてこの際郵政当局のお考え方を少しこの研究開発の項の中でお聞きをしておきたい、こういうふうな思ひます。

○森本政府委員 お説のとおり、今のネットワークは基本的に電話と申しますか、音声の伝送ネットワークでございますが、世界各国とも何となく画像通信まで可能になるような広帯域の次世代の通信網についての取り組みが大変急でございます。

今お話に出ましたように、当委員会では先生方の熱心な御審議によりまして昨年六月に電気通信基盤充実臨時措置法というものを成立させていただきました。政府としても、こういう相当大きな投資が必要でございますネットワークの構築に關しまして、税制面での支援あるいは低利融資とか財政面での支援、その他債務保証等さまざまな支援措置を設けていただきました。その法律制定後、NTT初め既に七事業者がこの法律に基づいて各種の活動を開始しておりますところでございます。

さらに私どもとしては、これだけでは十分でないということで、昨年度の税制改正の大きな問題として、新世代網の構築の固定資産税について、今まで手当てがなかったわけでございます。ですが、これを従前の機器のほかに光ファイバーも含

めて固定資産税の軽減対象にして、何とか事業者にそういうネットワークの構築のインセンティブにいたしたいということで、現在の準備を進められているところでございます。

ただ、このようないろいろな各般の措置というのは、新しいネットワークの主としてのハード面と申しますか、ネットワークの構築に関しての支援、これは政府としてやむを得ないところでございますが、ただ問題は、やはりこういう新しい技術をどう国民生活にうまく使っていくかという、そのソフトの面と申しますか、そうした点が大変重要でございます。今お話がございましたのは、そういう新世代網の構築が進もうとする中で、一体果たしてどんなニーズがあって、どんな体制で社会的な受け入れが必要なのかということに関しまして各般の議論がございまして、民間の発意によつてこうした問題についてひとつ財団というものをつくつてこうした問題に取り組もうじやないか、こういう動きが出てまいっておるということでございます。一部報ぜられておりますが、まだ財団はその設立に向けて今準備が行われているというような状況でございます。

中身は、私も承知いたしますところによりますれば、これはNTT初め電気通信事業者あるいは通信機器のメーカー、あるいはそのユーザー、そういう関係者が寄り寄り集まって、将来の広帯域ISDNの実用化のための実験をさまざまな機器を持ち寄つて仮想的ネットワークをつくつて、そしてどういふことが国民生活に本当に役に立つのだろうかというように検討してみたい、こういうお話のようでございます。こういう財団というものができますれば、全体のネットワークの構築も大変前進するわけでございますし、私どもとしても大いに支援をさせていただいて、新世代が本当に国民生活に定着するようにいろいろな配慮をしてみたい、こういうふうな考えているところでございます。

○田中(昭)委員 よくわかりましたが、この協会と郵政省との関係は一体どういふ関係になつていますか、このところをもう少し。

○森本政府委員 財団でございますので、これはそれぞれの業所管の大臣のところに財団として一定の法人格を得るための認可を求める。今も御説明しましたような動きの財団だとすれば、郵政省に認可を持てまいりたい。こんなふうな形になるわけでございまして、そういう意味で財団が郵政省の認可を受けてさまざまな活動を行いたい、今こんな動きになつておる、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 わかりました。では、次に参ります。

「電気通信市場の活性化」について、私は、大臣の所信表明について少しわからない点もございまして、まず三点お聞きをしたいと思います。

「電気通信制度の改革以降」、「これはNTTの民営化などを指しておると思うのですが」、「活発な参入が進むとともに、良質で低廉かつ多様なサービスが進展」をしている、こう言われておるわけですが、今日の電気通信市場の現状についてどういふ見方をしておつて、何が問題点なのかというのをもう少しお聞きをしたいというのが一つであります。

それから二つ目は、「より一層公正で有効な競争ができる基盤づくりを推進し」、「こうなつていくのですが、このところは一体何を頭の中でお考えになつておられるのか、このところをもう少しお聞きをしたい。

それから三点目は、これも大臣所信表明の中で、一昨年三月に決定したNTTのあり方に関する政府措置については、「重要な課題として引き続き着実な推進に努めてまいり所存」である、こう言われておるのですが、このことは一体何を考へておられるのか。

この三つについて、もう少し大臣所信表明を補完するという立場から御意見をお聞きしておきたいと思ひます。

は債券などもございました、そういった収入によつて築かれたいわゆる国民的共有財産とも言える全国的ネットワーク、あるいはまたその研究開発力というものを継承してきていることは言うまでもございませぬ。このために、現在もほとんどのサービスはNTT一社で全国的に提供している、市内ネットワークを事実上独占的に保有して、NTT以外のすべての事業者というのはNTTの市内ネットワークに依存せざるを得ないという現状であることは、他の事業者とは全く条件が違う事業体であるわけですから、その点については、先ほど午前中も大木先生の方から、若干、しかし、さはいふものの現状における問題点、競争的共存と言われたそういう現状から、今日的な競争環境というものについていふやうな問題提起とでも、指摘とでも申せまいやうか、そういうお話がございまして、私は、そのお話を大事に受けとめさせていただきますと実はお答えをいたしました。要するに、今日のNTTにおける現状というものにはまさにそういう認識をしておかなければいかぬ、こう思ひます。

さらに、公正有効競争ということにつきまして、こういった優越的な地位にある事業者が、先ほどの話と若干触れる感もありますが、この地位を利用して他の事業者との競争を不当に阻害するようなこと、そんなことは私はあり得ないと思うのですけれども、むしろ逆の感ありみたいな話も先ほどあつたわけですが、そういったことが行われないうちに、適切な競争が行われて、しかも料金の低廉化、サービスの向上等もたらすように、電気通信市場全体が活性化するようにを考へておるものと理解していただきたいと思ひます。

一昨年三月に決定した政府措置において、事業部制の導入、徹底、移動体通信業務の分離など、公正有効競争の促進のために必要な措置が示されているところがございますことは御案内のとおりです。

私としましては、この政府措置に定めた各措置が着実に実施されることにより、事業者間の潤達な競争が展開されて、その結果として料金の低廉化、サービスの高度化、多様化などが一層促進されて、もつて国民の利用者の利益の最大限の増進が図られる、こういうことを期待して、このNTTに対する業務あるいはまたNTTとの公正な競争というものに期待をいたしておるということを概略申し上げたいと思ひ次第であります。

○田中(昭)委員 余り時間がないのですが、いろいろ議論したいこともございますが、二つ、それでは御意見をいただきたいと思ひます。

一つは、NTTとNCCの競合に関連をしまして、今も大臣若干お触れになつたわけですが、結局NTTは会社法であまねく公平なサービスを提供する義務がございまして、NCCの場合にはそれがないわけですが、したがつてクリームスキミングで参入するということになる。NTTは、市内中継系は保守、設備投資すべてやる。NCCの場合にはいわゆる基幹、パイパスだけをやる。パイパスをどんなにしてもおろしてきて道がなければこれは通用しないわけで、そういうハンディがあるわけですね。それからまた、公共性との関係では、もうかるところでもうかつて、ペイしない、利益を上げることができない、しかしあまねく公平という立場では、離島であるとか僻地であるとか、そういうところに資金の投資もやらなければいけないし、サービス提供もやらなければいけない、そうしなければ公共性が守られない、こういう矛盾がいろいろと今出てきているわけですね。そういうところをもう少しきちんと整理をしなければ、いわゆる競合態勢が激しくなつてくる。しかし、その結果見捨てられる、いわゆる郵政省も電気通信事業の格差は正などをいろいろやつていまいすけれども、そういう公共性に不平等が出てくるんじゃないかな、こういう点が実は一つ心配があるわけですね。

時間がありませんから余り詳しく言いませんけれども、そこで公正な競争条件とかそれから公共性の確保とか、こういうものをもう少し前面に

出した電気通信政策といいますが、そういうものが必要ではないかというふうな思っているわけですが、まあ少し舌足らずですが、時間がありませんから、そこを少しお聞きをしたい。別途また議論する機会があると思います。

それから、あまねく公平であるとか格差是正といった場合に、今我が日本社会党のシャドーキャビネット、いわゆる聴覚障害者のファクス電話帳作成を実はやっているわけです。これは、電話をかけられないわけです、身障者の方は。ファクスしか通信の手段がないわけですね。ファクスの電話帳がないわけですね。ファクスで何か頼もう、注文するとかいうことをしようとしても電話帳がない。この問題を一体どうするかという問題がある。

それから、ファクスからファクスに電話をすることができず、例えばラームの注文をしたという場合に、そのラーム屋にファクスがあればファクス帳を見てファクスでラームをどこどこに持ってきてくださいと頼めるけれども、ファクスがなければどこかファクスで取り次ぎをしなればそれはできない。聴覚障害者にとつてみれば、これだけ高度な情報通信が発達してもラーム一つ注文できないという状況。だとするならば、そういう中継ぎをして、聴覚障害者がファクスで送った、そのことを受けていていろいろ手配をするとかいうようなサービス業、新しいサービスなどということも考えていかなければ、聴覚障害者にとつてみればあまねく公平であるとかそういうことにならないんじゃないかという議論などがあるわけです。

そうしますと、ファクス電話帳にしてもそういう中取り次ぎサービス業をするにしても、これはもうペイしなければ、赤字覚悟でやるという業者などというのはいないわけですね。そうなりますと、それは一体どこが担っていくのか。NTTがやるのですか、郵政省がやるのですか、厚生省がやるのですか、あるいは地方自治体がやるのですかという議論に発展してきているわけですよ。そ

ういうものもやはり公正、公平な政治、電気通信にしてもあまねく公平なサービスを提供する、地域間格差であるとかあるいは身体にハンディを持った人の格差をなくすというようなそういうサービスを提供する、そういうところを配慮した今後の電気通信政策というのを考えていかなければ、どんどん高度に発達していつてもそういうものは不平等になってしまふ、こういう問題をやはりもっと議論することが必要ではないかな、私はこういうふうな思っているわけです。

時間がございませぬから、少し端的に申し上げましたけれども、そういうものを含めまして今後の電気通信の発展について、電気通信市場を活性化することは必要でありますけれども、そういう問題点をどう説明し、きちんとしていくかという問題を非常に重要な課題として我々は受けとめていくことが必要ではないかな、こういう気がするわけです。そこらは抽象的になると思いますけれども、少し御見解をお聞きをしておきながら、今後はそういう問題について議論したい、こういうふうに思います。

○森本政府委員 総括的な話は先ほど大臣が申し上げたわけでございしますが、今そうした立場の中で、NTTのあまねく公平義務というのをどう考へるかという端の御質問とまず一つ受けとめてお話をさせていただきたいと思うのです。

ニューカマーも巷間クリームスキミングだというふうな言われておる点もあると思うのであります。確かに、市内のネットワークは張らずに長距離が主として行われている。あるいは自動車電話になっている。しかし、NCCの長距離系の一つとつてみましても、結局非常に狭い範囲、例えば東名阪だけではお客さんがついてこない。電気通信のネットワークというものは、やはりネットワークの特質としてあるエリア、ある地域に限定されることなく、ネットワークである以上は全国的なつながりがないと結局お客さんの信頼を勝ち得られないというような形で、結果としてネットワークをどんどん拡大しなければNCCも立ち行かない、こんな事情にある点があると思うのであります。

一方、NTTの方は、先ほど大臣も申しましたように、百年かけた国家の独占による通信事業という形の中で、各種の特例措置等を用いまして、もう昭和五十四年には全国即時化が完成し、電話のネットワークが事実上日本でも自動化ができて上

がった、こういう状態のものを政府が全額出資して民営にいたしたわけでございますので、おっしゃるような過疎の問題とかというところ、おっしゃいます、民営になったからといって、そういうところを、せっかくでき上がったサービスをカットダウンするというわけにはいかないというところで、NTT法上にもこのあまねく公平義務というものを付加したのだから、こう思うのであります。

結果として、百年かけてやってきましたネットワークというものが、新規事業者もこれにかわるような形で参入が事実上不可能になっておるといふ点では、これはある意味ではNTTの大変な強みでございますし、逆にまたNCCにとつては、このネットワークに接続をしてもらわなければビジネス自体が成り立たない。秋葉原で新しい事業者と前からいるしにせとが両方で商品をどこかで売るといふような商売じゃなくて、お互いNTTに接続して初めて成り立つ、こういう状況になつていふかと思うのであります。いずれにいたしましても、このあまねく公平義務というのが大きなハンディキャップになっているというふうには現実には言いがたいのではないかな、こう思います。

ただ、今非常に特殊な産業構造になっている中で、競争原理を導入した以上、その競争が十分実りあるものでなければこの改革は失敗であつたといふことになるだろうと思ひますので、私どもとしては、先ほど御質問ございましたが、政府措置を初め、要するに競争条件の整備をすること、そしてその中で目いっぱい競争をしても

うということが国民の利益に一番かなう、またそれが改革のねらいでもあつたらう、こう思つておるわけでありませぬ。

なお、お尋ねの社会的弱者に対する問題は確かにございませぬ。これは一つは政府の措置でもございませぬし、一つはやはり公共的役割を担つている事業者のある程度の支援というののも当然かかせない、この辺の兼ね合いを今後どうしていくかというのは確かに重要な御指摘だろうと思ひますし、新しいネットワークはこうした社会的弱者が社会参加できるという意味でも大きな武器にもなるわけでございますので、各般の面から政府の役割、事業者の役割というものをよく見きわめながら、皆さんの御意見を体しながら、弱者が切り捨てられて置いていかれるということにならないように対処してまいらなければならぬと考えているところでございませぬ。

大変不十分ではございましたけれども、時間の関係で短い答弁になりましたことをお許しいただきたいと思ひます。

○渡辺(秀)国務大臣 ただいま局長が答弁いたしましたとおりであります。つけ加えて、弱者に対しての新しい情報時代、どのように皆さんが利用しながら、かつまたその恩恵に浴するかどうかということは、これは政治としても絶対に欠くことのできない課題である、少なくとも、会社の経営とか、あるいはまた、行政面だけでなく、その面だけの考えではなくて、政治の面としては取りこぼしのできない着眼点であろうと思つてお聞きをいたしておりました。そういう意味では、ぜひこれから新しい技術の開発あるいはまたそういうニーズにこたえられる環境整備等を考えまして、今局長が答弁いたしましたような基本線に沿いながら努力をいたしてまいりたいと思つておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中(昭)委員 時間が参りましたから終わりますが、森本局長の意見、反論したいところも若干ございませぬけれども、大臣は政治家としてそのない御答弁だつたと思ひます。いずれにしても、

目的は一致するだろうという立場で、今後機会がございましたら改めてまたコミュニケーションを図るようにしたい、こういうふうに思います。終わります。ありがとうございます。

○谷垣委員長 次に、伏屋修治君。

○伏屋委員 我が国の抱える国内外の諸問題が非常に山積をしておるわけでございます。にもかかわりませず、国の中枢の国会が、非常に次元の低い、政治と不正な金の問題で揺れに揺れておる。こういうことは国民全般から見ても非常に苦しい思いであろうと私は思います。そして、リクルート疑惑が完全解明されないまま共和の問題が起り、さらにまた佐川急便の問題も取りざたされておるような状況の中で、国民の政治に対する不信感というのはもう本当にピークに達しておるのではないかと、このように私は思うわけでございます。そういう面で、大臣がどう責任を感じられ、またどういう決意で臨まれるかということにつきまして、昨日のおわびの文書の中でも私も受けとめておりますし、さらに、さきの田中委員に対する決意、そういうものもお聞きしましたので、あえてここで聞きをいたしませんし、衆議院の予算委員会でも強い御指摘を受けておられることとでございますので、そういう反省に立つて、ひとり郵政省の職員でなく、二十一世紀に向けての日本の将来の政治はかくあるべきだというその基本的な姿勢を示していただく、そういうことで大きく期待をいたしたい、このように思っております。

一点私が心配するのは、こういうことは老婆心かも知れませんが、この二十日、私どもの同僚議員であります草川昭三さんの質問で、中曽根康弘さんの世界平和研究所の設立に当たりまして大臣が協力を求めに行かれ、そして渡辺東京佐川急便社長とお会いした、こういう記事があります。もうこれだけにとどめておっていただきたい、もうこれ以上問題は広がらないだろうな、こんなことがまた広がるようだったら本当にもう何とも言いようがない、こう私は思いますので、そ

の辺、老婆心でございますが、お聞きしたいと思っております。

(委員長退席、坂井(隆)委員長代理着席)

○渡辺(秀)国務大臣 長い間いろいろ御指導いただいてまいりました伏屋先生からまたこうやって私の不手際の中で御指導をいただき、御指導をいただいておりますことに、本当に気持ちの上ではありがたく、しかしまた、気持ちの上では本当に残念に、自分で恥ずかしく思います。もう二度とこういうことのないように自重自戒いたしてまいります。このことは本当に心からお約束申し上げたいと思います。

また、今ほど御指摘ございました世界平和研究所と私のかかわりは、先般草川先生から予算委員会でも突然御質問がございまして、私も率直に正直に実はお答えを申し上げたこととでございます。設立協力者の一人として、本当に何といいますが、やみ寄附をお願いに行つたのではなくて、正規のいわゆる指定寄附に基づく寄附行為を御協力いただけないかということでお訪ねしたということが真相でございます。それに付随するほかの諸問題は全然ございせんということも、先般ほかの、あれほどなたの質問でございまして、私はお答えを申し上げておるとおりで、本日、本当に親愛なる伏屋先生の御質問にも私は誠実にそのようにお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど来申し上げておりますように、この郵政省、関係する諸機関を含めて、しかも二十一世紀極めて重要な政府機関でございます。今後私は、将来を見据えたしっかりした足取りで前進できまうように、委員長あるいはまた与野党問わず諸先生方から郵政省を挙げて御支援と御協力をいただく中で、特に不敏なこの渡辺秀央に對します御友情と御支援をいただき、しっかりと努力をいたしてまいりたいという決意を申し上げます。ありがとうございました。御理解を賜りたいと思います。ありがとうございます。

○伏屋委員 もう二度と出てこないと確信をいた

しまして、次の問題に移っていきいたいと思ひます。

郵政行政全般にわたつて質問をしてまいりたいと思ひます。

まず第一点に、今の電波の現況からいたしましても、不法電波の取り締まりあるいは電波行政の円滑化を図るためという面で、電波法の一部を改正して電波を有料化するという問題が非常に取りざたされておりますけれども、いまだに私の前には法案が出てきておりません。その法案ができておるといふ理由はどこにあるのですか、その辺をお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 法案自体が当初我々の腹づもりより大変おくれしていることは先生御指摘のとおりでございます。この制度の趣旨につきましては、先ほどもお話が出ましたのもう繰り返しませんが、やはり今後の日本の情報化社会のためには大変重要な法案だと思つておるわけでございまして、この新しい利用料制度について今各省といろんな調整をしておるわけでございまして、一つの問題として、この利用料というものを免許人に御負担をお願いするわけでございまして、この入れ口といえますか入札物といひますのは、よくありますような特別会計ではなくて一般会計に入れるというところで現在検討を進めておるわけでござい

ます。そういたしますと、この制度の目的からして一般会計に入つてどこへ使われることになるのかというふうなことであります。いわば特定財源化するということが必要だろうか、こう思つておるわけでございまして、そのような仕組みというのは余りほかにも例がございせんので、せっかく御負担をお願いする以上、免許人の方にいろいろの心配をかけない、あるいは安心して御負担いただけるような、そういう法律的な枠組みというものをきちんとしてまいりたい、こういうことで、法律技術的な問題もございまして、若干検討に時間がかかつて

いる。なおまた、先ほど御質問がございましたが、地方自治体の方から、自治体の持つてゐる無線

線局の免許の目的というのは一種の公益目的なんだから負担を遠慮願えないかと、こんなお話等もございました。いずれにしても、この問題をめぐつて各省間のいろいろな調整がございまして、現在鋭意検討いたしておるところでございます。できるだけ早期にこの調整を終えて御審議を賜りたくお願いしておるところでございます。

○伏屋委員 大体いつごろを目安にしてみえますか。

○森本政府委員 もう二月がばちばち終わりに近づいておりますので、来月早々に準備をさせていただきたい、それをターゲットにして頑張りたいと考えておるところでございます。(伏屋委員「第一週ですか」と呼ぶ)なかなかその日程まで――相手のあることでございまして、各省間でぜひ了解がつかうような形になるように、できるだけ精いっぱい、来月の早いうちに、こう思つておるところでございます。何とぞ御容赦願ひます。

○伏屋委員 私ども、党内の部会においてこの法案を種々検討しまして、賛成するの反対するの、かといふ一応の結論を出さなければなりません。したがって、法案が出てこないことにはどうしようもないので、早く、もう可及的速やかに法案を提出していただきたい、こういうことをお願いしたいと思ひます。

次に、今のBS3の後継衛星としまして、BS4の打ち上げに対する考え方が郵政省にあるやに聞いておるわけでございまして、その基本的考え方ほどの辺にあるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

現在、我が国の衛星放送は、平成二年八月二十八日に打ち上げられましたBS3a及び平成三年八月二十五日に打ち上げられましたBS3bの二機体制によつて実施されておりますが、設計寿命がそれぞれ七年であるため、平成八年ないし同九年にはBS3の後継機の打ち上げが必要になるといふふうに考えております。

そこで、これに関する郵政省の基本方針につ

てでございますが、主要な柱が二点ございまして、第一が、現在BS3によって実施中の衛星放送の継続性を確保すること、第二点として、国際電気通信条約附属無線通信規則に基づいて我が国に割り当てられました放送衛星業務用の周波数のすべて、八チャネルを使用した放送を平成九年を目途として円滑に開始すること、この二点でございます。

○伏屋委員 BS3の後継機としては、二機、八チャネルという形で衛星の打ち上げを予定しておるよう聞いておるわけですが、その打ち上げの費用はどれくらいかかると想定されておられるのか、また打ち上げのスケジュールの策定、またその進捗状況等々についてお聞かせをいただきたい。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

まず打ち上げ費用についてでございますが、従来の放送衛星は、宇宙開発の目的から、国の宇宙開発計画に基づきまして、宇宙開発事業団と衛星の利用者たるNHK及び日本衛星放送株式会社が発行した衛星の製作、打ち上げ経費を分担してきたところでございます。そのうち宇宙開発事業団の負担する費用につきましては、政府の予算に計上されてきたために政府が必要な経費の見積りを行っていたわけですが、これに對しまして、BS3後継機は実用衛星であることからこのような仕組みをとっていただくために、郵政省としてその費用の見積りは行っておりません。また、実問題として、BS3後継機のシステム構成、個々の衛星の基本的な仕様が未定であること、調達価格が入れ等により決定されることから、現段階でその費用を想定することは困難だということに考えております。

四年度じゅうには放送衛星の入札開始のための諸準備に着手する必要があるというふうに考えております。

また、BS3後継機の調達方法についてでございますが、現在、郵政省において鋭意検討中でございまして、衛星放送の継続性を確保する観点から、できる限り早急に結論を得たいというふうに考えております。

(坂井(隆)委員長代理退席、委員長着席)

○伏屋委員 BS4に対する調達法人の設立というものを予定しておるわけですか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

放送衛星の調達の形態といたしまして二つ考えられます。一つが放送事業者がみずから調達する形態、それから放送事業者とは別の法人、いわゆる調達法人が放送事業者の決定に先立ちまして衛星を調達して、衛星が運用段階に入った時点でもって放送事業者が設備を提供する、こういう二つの形態が考えられるわけでございます。

BS3後継機の段階の衛星放送のあり方につきましては、その決定の時期につきましては私も早く平成五年というふうに考えておるところでございますが、今後の衛星放送のあり方の検討、放送普及基本計画の変更、放送事業者の決定の手続などと並行して放送衛星の調達を進め、平成九年ごろにはBS3後継機による放送を開始できる体制を整えておくことが望ましいというふうに考えて、今慎重かつ真剣に検討しているところでございます。

○伏屋委員 今そういう二通りの法人の設立ということがありましたが、郵政省としてはどちらをとる考えなんですか。

○小野沢政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、今真剣に慎重に検討している段階でございます。

○伏屋委員 まだ結論は出ないのですか。

○小野沢政府委員 はい。

○伏屋委員 わかりました。

衛星を所有するのか、それともリースによってこれを利用するのか、これも今の答弁の中にあるわけでございますけれども、入札の方法等は無差別の国際入札をとるのかどうか、その辺お答えいただきたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

政府及び政府関係機関による非研究開発衛星の調達につきましては、平成二年の六月十四日に政府のアクションプログラム実行推進委員会が定めました非研究開発衛星の調達手続に従いまして、公開、透明かつ内外無差別な手続により行うこととしておるものでございますが、BS3後継機はここに言う非研究開発衛星に該当するものでございます。NHKは同手続の対象外となっておりますわけですが、自主的に政府等の調達手続と同等の手続を採用いたしております。したがって、NHK等の利用を前提としますと、公開、透明かつ内外無差別な手続によりBS3後継機の調達を行う必要があるというふうに考えております。

○伏屋委員 新聞報道によりますと、BS4の二機のうちの二機、四チャネルの内訳を見ますと、NHKが二チャネル、JTB一チャネル、あとの一チャネルを民衆局が未定である。その一チャネルを民衆局が非常に参入を希望しておる。しかし、この計八チャネルの中で内訳を見ていきますと、放送大学とか国会中継などの公的チャネルが入ってくる。民衆局にチャネルが行き渡らない、そういう面で民衆局が非常に反発しておるといふ記事があるわけでございます。これに對して郵政省としましてはこの問題の解決策を先送りしておる、こういうような記事でもあるわけでございますが、そのあたりはどのような経過になっておりますか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。

当面の課題を先送りしようという考え方は何事についても一切ないつもりで対処しているつもりでございますが、昨年からこの問題につきましましては、打ち上げの時期から逆算したり、あるいはそれまでに検討して改正すべき問題点とか、ある

いは今いろいろな調査研究をお願いしておりますから、そういったいろいろな結果を踏まえなければいけませんし、また、各界からいろいろな御意見があると思ひます。それいろいろな御意見を踏まえて、早く平成五年に決定したい、こういうふうに昨年からずっと見解を述べておりましたが、そういった点でその辺は変わっておりませんが、なお、そういった検討について慎重かつ真剣にそのスピードを加えていきたいというふうに考えております。

○伏屋委員 では、次の問題に入りたいと思ひます。

アメリカのタイム・ワーナーという外国企業が日本のCATV局に資本参加を決めて、伊藤忠とか東芝と資本提携し、日本での映像ビジネス拡充を図り、日本のCATVに對して本格的に乗り出す動きがある、こういうふう聞いておるわけでございますが、それは事実かどうか。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

つい最近、関係者から事情聴取いたしましたところによりますと、タイムワーナーが伊藤忠と東芝と資本提携し、新会社をつくる計画があることは事実でございます。しかし、現在、日本でのCATV事業に参入する具体的計画はないというふうに聞いております。

○伏屋委員 こういう外資の導入につきましては、いわゆる社会的影響力にかなりみて出資率二〇%以下に制限され、認可しないこともできるといふ規定が郵政省の中にあるわけでございます。また現実には地方資本を優先するという意味から、国内の中央資本の参入というものも事実上規制されておるわけでございますけれども、ワーナー社が許可を申請してきた場合には郵政省当局としてはどう判断するつもりなのか、お尋ねしたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。

ただいま伏屋先生御指摘のように、この問題につきましては、いわゆる相対的欠格事由というの

有線テレビジョン放送法で規定されておるわけでございます。これをかいつまんで結論的に申し上げますと、外国企業の出資が二〇%未満でありますれば全く制限はなく、また、出資が二〇%以上であつても、その設置を適当と認めれば施設設置の許可を与えることは可能だ、こういう法制上の仕組みでございます。

ところで、具体的にタイムワナーから申請があつた等の場合ですが、それに対して施設設置許可を与えるか否かにつきましては、ただいまの法令に基づいて我が国におけるCATVの発達、普及の状況とかあるいは国際化への対応への配慮とか、そういったことを考えながら適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○伏屋委員 先般、ブッシュ大統領が訪日した際にも、アメリカ企業の本への投資促進が大きな議題になつたと聞いておるわけでございます。そういう関係上、むげに外資参入を認めないというわけにはいかないと思ひますけれども、そのあたり、大臣はどのようにお考えでしようか。

○渡辺(秀)国務大臣 基本的には放送行政局長が今まで答弁を申し上げてきたことでございまして、立法の趣旨に立脚いたしまして、内外の情勢を的確に見きわめながら関係法令を適切に運用してまいる。実は今こういうお答えしかできないわけでございます。ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○伏屋委員 次は、問題を変えまして、最近問題になつております香港のスターTVの越境電波に対する郵政省の対応についてお尋ねしたいと思ひます。どうお考えですか。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。まず、スターテレビの関係の状況ですが、スターテレビは、ハッチビジョン社という香港の財閥系の企業がアジアサット衛星を利用して昨年の八月から開始したテレビ番組の配信サービスを行つてゐる、そういう企業でございますが、現在五チャンネルの番組を配信してゐるところでございます。

そこで、先ほど先生御指摘のありましたような報道等がなされましたので、私も本年一月に職員を香港に派遣いたしました。スターテレビについて現地の関係行政機関及び関係事業者にいるいろいろな質問等をして照会しましたのですが、その得た回答の概要は、ポイントは二つでございます。

一つは、スターテレビはアジアサット衛星を利用した地上波放送局及びCATV局向けのいわゆる番組供給サービスであり、公衆によつて直接受信されることを目的とした放送サービスではないということ。第二点として、スターテレビのサービスエリアには日本は含まれておらず、仮に日本で受信できるとすればそれは不可避なスピルオーバーである、こういう向こうの見解でございます。

私も私どももいたしまして、日本国内におけるスターテレビの電波の伝搬状況等の実態につきまして、平成四年度の予算案に計上されておりました放送分野における国際化に関する調査研究を実施していく中で、その辺の実態を調査したいと考えております。

また、これにまつわるいろいろな問題点をあわせてその場等を活用して鋭意研究してまいりたい、このように考えております。

○伏屋委員 このスターTVに對しましては、もう既に東大阪市あたりで衛星放送機器販売会社ワイドというところでスターTVを受信できるような大型アンテナが販売をされておると聞いておるわけでございます。既にもう都市ホテルとか英語会話学校とか金融関連の企業とか外国人用マンションとか、そういうところで利用されつつあるようございまして、郵政省の今のお考えを聞いておられますと、何か後手になつておるような感じが強いわけでございますが、そういうものに対して、また国内のCATVの業者がこのスターTVに對してどういふような考えを持つてこれから対処しようとしておるのか。それと同時に、国内で受信するに足るだけの設備が必要なのか、もう既に日本の大きな企業、三菱電機ですが、あるいは西松建設というのはスターTVのスポン

サーになつて東南アジア向けのCMを放映しておるといふようなことも聞いておるわけでございますが、どうも郵政省の手の打ち方がおくれれておるのではないかとと思ひますので、その辺の郵政省の見解、また今後の取り組み、調査団を派遣して調査してきたということからして今後の取り組み、そういう見解をお尋ねしたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答えいたします。先生の御質問を契機といたしまして、さらに調査研究を深めたいというふうに考えます。冒頭の御質問の日本のCATV事業者の動向でございますが、関係者から事情聴取したところによりまして、スターテレビを受信するという具体的な計画を有する日本のCATV事業者はないということでございます。

なお、御指摘になりました実態等につきまして、さらに拍車をかけて調査研究したい、このように考えております。

○伏屋委員 ではそれを詳しく調査して、後手のないように対応を進めていっていただきたい。民間業者の方がどんどん先行するようなどことは困るわけで、非常に秩序が乱されるわけでございますから、しっかりと対応をお願いしたいと思ひます。

その次に、電気通信格差事業の概要についてお尋ねをしたいと思ひます。

昨年は十億三千万という予算を獲得し、今年は二十億一千六百万ですか、平成四年の予算案でございますが、昨年の電気通信格差事業にそれだけの予算がつき、今年度もそれだけの予算がついた。それについて、その格差事業がどのように進んでおるのか具体的に伺ひたいと思ひます。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。沖縄県の先島地区には約三万四千世帯、約十七千人の方が居住されておるわけですが、沖縄本島に民放が開局されて約三十年経過した今日においても、民放テレビ放送を視聴することができない状況にありまして、この難視聴の解消方につきまして長年にわたり地元住民から強い要望が出されてきたところでございます。

そこで、この問題の解決を重要な課題と認識いたしまして、御指摘の地域格差は正施策の一環といたしまして平成四年度の重要施策として位置づけまして、結果として公共投資(生活関連重点化枠)として、国が難視聴解消の施設の建設費総額三十二億円の一部分、内容といたしましては海底ケーブルの敷設費等の三分の二、中継局の建設費の二分の一を補助するというところで、ただいま平成四年度政府予算案に九億円が計上されてゐるところでございます。

なお、この事業の概要でございますが、事業主体は沖縄県でございます。それから、沖縄本島と宮古島との間にテレビ番組伝送用の海底ケーブルを敷設するとともに、先島地区にテレビ放送用の中継局七局を建設するというものでございまして、予算が成立しますれば、平成四年度から海底ケーブル及び中継局の建設に着手いたしまして、平成五年末には完成する運びとなる予定でございます。そういうふうな努力をしたいというふうに考えております。

○伏屋委員 それと同時に、この格差は正事業の中で、中波のラジオ放送の受信障害それから外国波の混信の解消について、これも格差は正事業の中に入つておるわけでございますが、その中波ラジオ放送の受信障害の現状、それからまた、外国波混信解消事業の概要ですね、それに予算措置、それをお答えいただきたい。

○小野沢政府委員 お答え申し上げます。まず中波放送の受信障害の現状でございます。

が、地域住民に密着した放送メディアであり、また、災害時等における簡便かつ確実な情報収集手段として日常生活に必要不可欠な存在となっているわけですが、山陰等の地形的要因や夜間に遠距離まで電波が届くことに起因する近隣諸国からの混信等によりまして、良好に聴取できない地域が日本海側を中心としたしまして全国に百カ所程度散在している状況にございます。

そこで、この混信解消のための国際間の協議の問題でございますが、中波ラジオ放送は、一九七五年に制定されました国際協定に従いまして周波数が割り当てられており、また、新たに放送局を設置したり電力や周波数を変更する場合には、同協定に基づいて地域の関係国と協議を行うことになっております。

しかしながら、実際問題として同協定は、各国の強い要望によりまして混信が発生しない限界以上に放送局の設置を容認したことから、電波の到達距離が延びる夜間には周辺諸国の放送局の電波による混信が発生することは避けられない実態にございます。

このため、混信を具体的に解消するためには、混信を与えている放送局の周波数の変更や電力の低減について関係国と二国間交渉する必要があるわけでございますが、周波数が逼迫している、そういう状況の中で周波数の変更や、放送区域を狭めることとなる電力の低減等の対策の実施については、なかなか合意を得ることが困難な状況にございます。

そこで、具体的な現実的な解決策をまきぐらなければいけないんじゃないかということで考えたのでございますが、国際調整が容易な小電力の中継局を受信障害地域に設置することが有効な現実的対策ではないかというのを考えまして、そこで、早速平成四年度から新たに新規施策として、電気通信格差是正事業の一環として、中継局の設置による民放中波ラジオ放送受信障害解消事業に対して国が建設費に対する補助を行う制度、補助率は四分の一でございますが、これを創設すること

とが予算編成の過程で認められたわけでございます。そこで、平成四年度予算案においては、三地域への中継局の設置のための所要経費が計上された、こういう状況でございます。

○伏屋委員 今の二つ以外にも、まだ難視聴解消事業というものと、それから移動通信用鉄塔施設整備事業、こういう二つがございまして、これも、これも現況、概要をお聞きしたいと思っております。

○白井(太)政府委員 先ほど来お話が出ています以外で平成四年度予算案の中で三年度と違った部分についてだけコメントをさせていただきたいと思っておりますが、一つは、対象事項といたしまして、テレビの難視聴解消について共同受信施設を対象として加えることにいたしました。平成三年度の場合は中継局をつくるという方法でもって難視聴を解消することにしておたわけですが、それに加えまして、共同受信施設で難視聴解消を図るというのにも対象に加えるということにいたしました。

それから、もう一つ大きな違いは、事業主体が、平成三年度の場合は公益法人であったわけですが、これが原則として市町村が事業主体になるということにいたしました。さらに国の補助率も平成三年度の場合は四分の一でありましたものを三分の一に引き上げるといふようなことをいたしました。したがって、平成四年度以降は市町村が事業主体になりまして三分の一を国から補助してもらえ、残りの三分の二を都道府県と市町村が負担するという形で格差是正事業が進められるということになるわけでございます。

○伏屋委員 移動体の通信の施設整備事業についてはいかがですか。

○白井(太)政府委員 先ほど申し上げました事業主体が市町村になるということ、あるいは国の補助率が三分の一に引き上げられるということは、移動体についてもそういう内容のものでございます。

なお、先ほどちょっと申し上げるのを忘れまして、平成三年度の予算の執行状況でございます

が、ほぼ十億三百万円の予算については、大体それに向けて事業が進められるものということで今努力をいたしておるところでございます。

○伏屋委員 では次に、問題変わりますが、郵政省が、独立国家共同体、CISの援助のために官民共同の協議会を二月じゅうにつくる、こういうような記事がございましたけれども、これはでき上がつておるのですか。

○白井(太)政府委員 お答えの前に若干付言をさせていただきますと、ソ連邦が国の形態がいろいろ変わるといふような大きな動きをいたしておりますが、この電気通信の分野ではまだ基盤の整備が大変おくれおるといふようなことも聞いておるところでありまして、近隣国の一つとして我が国も旧ソ連、今日の独立国家共同体の情報通信基盤の整備についてもできることなら協力したいというような気持ちを持つておりまして、どのような協力の仕方がよいのかということを昨年からいろいろと考えておたわけでございます。

ただ、率直に申し上げまして、旧ソ連の実情あるいは実態というのがよくわからないというのが率直なところでございます。そういうこともありまして、私ももとしましては、国の形態が少し変わりましたけれども、新たにこの独立国家共同体として発足をした幾つかの国々の通信関係の責任者の方を我が国にお招きして、いろいろこちらのノウハウも提供するし、向こうの方の事情もいろいろ聞かせていただくというようなことをやったらどうだろうかということから、ただいま先生がお話しになりましたような協議会をつくらうというような話になりました。多少お金もかかるということもございまして、それから独立国家共同体の実情等については大変関心を強く持っておられる通信事業者でありますとかあるいは民間のいわゆるメーカーの方々もおられますので、そういう方々に御協力をいただきまして協議会をつくらうということになりまして、きょうを予定しておりますが、ちょっと私、こちらの方に参っておりますので出席できませんでしたが、多分もうこの時刻には発足をさせていただいていることと思

います。この協議会の中でいろいろ御相談をしながら旧ソ連とのいろいろな協力関係を深めてまいりたいというふうに考えております。

○伏屋委員 今の構成等々にもあられしお答えがあったと思ひますしその目的も大体わかりました。が、具体的な活動というのは、独立国家共同体の通信事業者の方を招いてセミナー的なことをやるというのがまず第一段階の活動。それ以後の活動というものはお考えになつておられますか。

○白井(太)政府委員 今のところ五月の下旬にお招きをしたいと考えておりまして、約一週間くらいをかけてセミナー等をやりたいと思つておりますが、そのセミナーの持ち方につきましてもできるだけ向こうの方からもいろいろなお話を伺える、それも協議会のメンバーの方もお話を聞ける、それも協議会のメンバーの方もお話を聞ける、まあそのときのお話いかんにもよるわけですが、私ももとしましては、またそういうお話も踏まえて、今度は現地の方に日本からいわゆる調査団のようなものを送るということも考えたいと思つております。

○伏屋委員 では次の問題に入りたいと思ひます。

郵政省は、関東、近畿両電気通信監理局に不法無線局に向け直接警告電波を放射するシステムの規正用無線局を開設した、こう聞いておるわけでございますが、その効果はあらわれておりますか、どうですか。

○森本政府委員 現在いろいろな不法の無線局がございまして、このうち御三家といひます御四家といひますが、大きなのが今御指摘の不法パーソナル無線というののございまして、これは本来のパーソナル無線の内部の回路を改造いたしました違う業務用の周波数の電波を放射する、こういうもので、もちろん出力も正規のものから十倍あるいは二十倍という大きなパワーを出すわけでございます。しかも、特にこの隣接しておりますと

ころというのが地域防災無線でありますとか、レターミナル、あるいはMCAというトラック通運事業者が共用しているような無線システムでございまして、最近では自動車電話の周波数にも影響があるわけでございます。

それで、こうしたパーソナル無線というのは全部と言っていいくらいなんですが、車両に積んで動き回って不法の電波を発射するわけでございまして、今お話しございましたように、特に難儀をいたしております東京、大阪でこの規正用無線局というものをつくりまして今対策を講じております。

この規正用無線局と申しますのは、事前に不法の無線が出現する周波数というののあらかじめコンピューターを合わせておきまして、周波数をキャッチすると自動的に、こちらは電気通信監理局です、あなたの発射している電波は違法です、罰金に処せられますよ、こんなことを警告するわけでございまして、運用開始後、自動車電話のところを重点にやっております結果、次第に不法パーソナル無線の出現が減少したという報告を聞いております。それで一定の効果があるものだな、こういうふうな理解をいたしております。私も今さらにこの領域に隣り合っておりますところのMCAの無線とかレターミナルとか、こういうところにも重点を置いて警告をやろう、こういうことでございます。

ただ、この不法パーソナル無線のように発射周波数が明らかに不法無線だということが判断できるものはこういうやり方が通用するわけでございますが、さつき申しましたほかの御三家といいますが、不法のアマチュアとかあるいはハイパワの市民ラジオとか不法のコードレス、こういうようなものには、一々これが適法なのか不法なのかを確認した上で対処をしなければならぬものでございまして、自動化はできないわけでございまして、まあそういう意味では、こうした規正用無線とあわせて地道な不法無線探査ということもやってまいりたい、こういう状況にあるわけで

ございます。

○伏屋委員 ちなみに九〇年度には大体そういう不法無線、無線妨害の苦情処理というのはどれくらいあったのですか。

○森本政府委員 不法無線ということで混信が申告がありましたのが平成二年度では千七百七十件ばかりでございます。これとは別に、重複していてもあります。私もでも不法無線だということもキャッチいたしましたのが約二万六千局でございます。

○伏屋委員 この警告電波によりまして、あなたの電波は不法電波であります、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられますよというのを三回ぐらいコールするのですね。三回ぐらいコールするのは病苦等に達するということですが、そういうのが好きな人はそれぐらいでいいかどうかということですが、その辺はどうお考えですか。

○森本政府委員 まあアマチュアといいますが、今はこういう規正がきまっていますが、先ほど申し上げましたように、不法のパーソナルという特別の改造をした機器でございまして、やはりこういう不法無線の発射源に二種類があつて、一つは大変意図的に、例えば代表的なのは過激派でございまして、日本にVIPが見えたときに社会秩序を混乱させようということ、あるいは陛下が国内を移動されるときにいろいろな無線妨害を起こす。こういう意図的なものとは別に、電波は目に見えないものであります。自分が見えただけの不法によつて社会的損害を与えているかということについて十分自覚症状のない方も確かに残念ながらおられるわけでございます。こういう方に対して規正が入りますと、いわばびくびくして、これはえらいことだというふうな交信をして、もうやめようやというふうな音声はこちらにも聞こえるケースもあるようでございまして、そうした意味ではそれなりに有用か。ただ、これだけですべてが引つ込むほど全部が全部善意の人でないということも御

指摘のとおりだろうと思います。

○伏屋委員 確かに最初、これは初めてのケースですから最初のショックは大きいでしょうけれども、やはりなれるに従つて、まあ警告はされるけれども一向にうちへ来たこともないし、まあさしずめいいじやないかという、自分のおもしろみの方が先行してさらに広がっていくという危険性はありますので、やはりそういうものと同時にまた、それに懲りてもうやらせないというふうなそういう対処の方法も新たに考えなければならぬのではないかな、このように思います。

それから、私も先日関東電波監理局の方を視察させていただいたわけでございまして、そういう監視システムというのは全国で十一しかない。それで今後、もう今既に八百万を超えようとするような無線局がある中で、この十一のそういう監視体制でやっていくのかどうなのか、これはもう到底やっていけないと思ひます。そうだとするならば、今後どういうふうなことをふやしていくこととするのか。私の見ました関東電波監理局だけでも三固定施設があつて、そして監視移動車が二台ということであつて、そして最終的には人が監視機を持ってその町内かいわいをさまよいて歩く、こういうような体制ですから、非常に近代的な技術の進む中で何かその辺がこれでよいのかという疑問を持つて私も帰ってきたわけでございまして、そういう固定施設をふやすという計画があるならば、いつごろまでにどれぐらいふやしたいかというお気持ちでおられるのか、お考えを聞きたいと思ひます。

○森本政府委員 確かに、御指摘のように、今こういう固定の監視施設を備えておりますのは、仙台とか札幌とか、関東、東京でございまして、こういう電気通信監理局の所在地に大体一つずつ全国に十一、そのほかに新東京国際空港、それから福岡、それから国際無線を監視します施設を三浦市に設置したしておるわけで、そういう意味では常時固定監視できるのは十四か所ということに相なつておるわけでございますが、御指摘のよ

うに、精度の上でもエリアの上でも非常にラフな状態に相なつておることは御指摘のとおりでございまして、不十分だと思つております。最近のよううに年間に百万近くも無線局がふえていく、こういう状態でありまして、もて前からのこの対応では間に合わない。しかもこの不法無線の妨害が警察だとか消防だとか非常に社会秩序に響くような妨害がございまして、本当に放置はできないという状態になっていくと認識をいたしております。私ももとしましてはぜひこの固定監視が可能なエリアを拡大したい、そしてまた今の周波数も非常に限定的でございまして、周波数も幅を広げて監視ができるようにしたい、こう思つております。

さしあたり私どもとしては、全国の政令都市、そしてその次には地方の県庁所在地、さらには地方の中核都市、こういうところまでいけばメッシュ状にこういう監視施設を整備いたしまして、不法の探査ができるだけ着実に進めるような体制をぜひ速急に組みたい、こんなふうな計画でおるわけでございまして、いざにせよ、こうした問題には大きな財源も伴いますので、先ほど御指摘もいただきましたような電波利用料は整備項目の対象に充てるべき筋のものでないかというふうな考えでおるところでございます。

○伏屋委員 電気通信の方はそれぐらいにしたいと思ひます。

次に、郵務の方でございまして、郵便配達途中にひとり暮らしのお年寄りに声をかけていくというふれあい郵便運動というものが、これは郵政省主体でなく組合の全通の方が主体になりまして、大分県から始められて全国一都道府県、九十六郵便局で実施されるようになってきた。最初は郵政省もこれを決つておつたようでございまして、それが非常に広がりを見せておるという状況からこれに協力する方針に変わつてまいりまして、過疎地域活性化特別措置法に指定されている千六百十五の市町村、これを実施する対象にする、その対象世帯数は二十一万世帯に

上る、こういうふうに言われておるわけでござい
ます。これは大変結構なことですからやっていた
だきたいと思いますが、もう一面考えられるのは、
都市の郵便物が非常に多い。都市部においては
のそういうふれあい運動というものは今後の課題
だ、こういうふうには郵政省の関係者も言ってお
られるようでございますが、今後の課題としては具
体的にどういうふうにしてそういうものを都会の
中にも広げていこうとお考えになっておられるの
か、お考えがあれば聞かせていただきたいと思います
ます。

○早田政府委員 今お話しの高齢者への励ましの
声かけにつきましては、昨年の九月から全国的に
郵政省としましての基本的な考え方を指導いたし
まして取り組んでいるところでございます。御指
摘のように、現在私ども指導しております対象地
域は過疎地域ということで限定しておりますが、
現在、全国百十八の郵便局でやっておりますので
ございます。

ただ、これはあくまで郵便配達の際の手あき時
間を活用いたしまして高齢者の方へ声かけをする
というふうなものでございまして、都市部におい
ては実は大変郵便物も多くございまして本来の配
達業務にも大変苦労しているという現状から見ま
して、当面、高齢者への声かけを都市部において
実施するということは困難であるというふうに私
ども考えております。

ちなみに、東京都内の一区平均といえますが郵
便配達の人、職員一人一区平均の配達物の数は二
千六百通、過疎地の場合が大体二百五十通という
ことで、十倍以上の郵便物数がある、それを同じ
勤務時間の中で配達するというようなことから、
都市部におきましては、当面先ほど言いましたよ
うな形で声かけを実施するということは困難で
あるというふうに私も考えております。

○伏屋委員 確かに、郵便物の件数からいいます
とそれはちよつと困難であるということはいえる
と思いますが、やはり気持ちだけは持っていかな
ければならないのではないかな。郵便物が多いか

らでないのだと言つて都会の方は全然やらない、
過疎地域だけはふれあい運動だという形でや
つていくというのではなくて、それでは一貫性が
ないので、郵政省が取り組むとすれば、やはり都
会の中にも高齢者の人はおられるわけですから、そ
ういう方のいるうちというのは自分の配達するエリ
アの中では大体わかるところだと思います。だから、
そういう方々に対してはふれあい運動を少しずつ
でも広げていくという積極姿勢が欲しいな、こう
いうふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○早田政府委員 現在、過疎地で私ども指導して
おります郵便につきましましては、普通の郵便、通常
ですと各家庭のポストに入れます郵便につきまし
ても、できるだけ高齢者の方へ直接手渡しをし
て、その際励ましの声かけをしていこう、こうい
うふうな運動でございまして、御指摘のように、
都市部におきましても、例えば小包であるとかあ
るいは書留であるとか、そういうようなものは現
在でも直接手渡しするのが原則でございまして
基本的には都市部におきましてもそういう気持
ちは全職員に持ち続けさせていきたい、また、で
きる範囲の中でやっていきたいというふうに思っ
ております。

○伏屋委員 それは続けていつていただきたいた
と思ひますし、広げていつていただいて愛される郵
政にならなければならぬのではないかと私は思
います。

その次の問題ですが、先ほど武部委員の方から
も御指摘があったわけでございまして、郵便局の
週休二日制の問題でございまして、
もう時間も余りありませんが、平成三年十二月
二十七日の閣議決定で、国家公務員一般職非現
業、これを週休二日制にする。その直後に、大臣
は、土曜日の郵便物配達サービスを継続する、こ
ういうふうにご述べておられるわけでございませ
う。

今現在、郵便局職員の完全週休二日制導入に当た
つて郵政省と労働組合で意見が対立しておると聞
いておるわけでございましてけれども、意見が対立
したまま次年度の労使の話し合いの大きな課題と

して残されておるわけでございしますが、どのあた
りにその対立点があるのか、御説明をいただきた
いと思ひます。

○早田政府委員 現在、関係の労働組合と平成四
年度内の実施を目指してお互いに鋭意努力してい
るところでございましてけれども、先ほど大臣の答
弁にもございましたように、定員をふやさない
で、そしてサービスの水準を下げないでという形
の中で実施するということになりまして、週休二
日制に伴ひまして、当然それに伴ひまして一定の
定員といひますか職員数が必要になるわけですが
けれども、それをどういう形で生み出すかという、
その要員の産出のやり方につきましまして、私ども
の考えているところと関係の労働組合の皆様方の
意見と食い違つているところでございまして、
私どもの方でいたしましては、例えば先ほど
も少し御説明をさせていただきましたけれども、
夜間労働の見直しであるとか、あるいは部外委託
の拡大であるとか、いろいろな提案をしておるわ
けでございましてけれども、その辺のやり方等につ
きましましてまだ意見が一致しないということでご
ざいます。

○伏屋委員 終わります。

○谷垣委員 次に、吉岡賢治君。
○吉岡委員 渡辺郵政大臣、所信表明がありまし
たから、それについて質問させていただきますとい
思ひます。

まず一つは郵政外交についてであります。
昨今、ガット、ガットということでは米の問題ば
かり新聞に載つております。しかし、米問題ば
かりでなくて、いわゆるGNS、言うなればサービ
ス貿易についての関係があるわけでございませ
う。郵政省の所管というものは郵政三事業あるいは電気
通信それから放送、どれをとつてもサービスであ
ります。したがって、ガットに今日まで臨ま
れてこられた郵政省の基本的な態度なり経過なり
簡単にお聞かせいただきたい、こう思ひます。

○渡辺郵政大臣 吉岡先生御指摘のとおりで
ございまして、郵政省は今まで国内の利用者ある

いはまた国民に対するサービスということを本旨
としてやってまいつたわけであります。国際化
の時代、言うならば国と国との関係の全く平らか
なそんな関係になつてきた昨今、どうしてもこう
いつた郵政業務あるいは郵政行政のかかわりとい
うのが国と国との関係の中で非常にたくさん出
てくるわけであります。いわゆるガット・ウルグ
アイ・ラウンドにおいては、従来の物の貿易とい
うことに加えて今御指摘の分野としてのサー
ビス分野の交渉が行われている、しかもその中
で郵政省の占める割合が非常に大きい、かつまた
非常に貢献をしてまいりました。必要であれば後
ほど政府委員の方から答弁をいたさせますが、郵
政省の所管する通信・放送事業、郵政事業、い
ずれも今御指摘のサービス分野ですから、我々とし
ては郵政外交を展開する中ではこういう問題につ
いて積極的に取り組んで今日まで参加をいたし
てまいつたという次第です。

産業経済、国民生活に占めるサービス産業の役
割が今後とも増大する、これは大いに見込まれる
ことでありますから、サービス産業の国際的発展
に資するように、ウルグアイ・ラウンドにおける
サービス貿易交渉の成功に向けまして、今後なお
引き続き努力をいたしてまいりたいと思つてお
る次第でございまして、

○吉岡委員 昨年の十二月にサービス貿易協定に
ついて枠組み協定、そして分野別附属書案がダン
ケル・ペーパーという形で示されたと思ひま
す。その内容と郵政省の見解はどうなつてい
るか聞かせてください。

○五十嵐説明員 先生からお話ございましたよう
に、昨年の十二月押し迫りましてから、いわゆる
包括貿易協定案というようにダンケル事務局
長から示されたところでございまして、
内容を簡単に御紹介をさせていただきますと、
いわゆるサービス貿易協定の一般的なルールにな
つております枠組み協定案、これは全体で三十五
条の条文から今のところ成つております。その中
で、市場アクセスあるいは内国民待遇、最恵国待

遇というようなことで従来のもののガットの精神にのつたサービス貿易協定案になつてゐるというのが現状でございます。

それからもう一つ、先生お話のございましたわゆる附屬書の関係は、私どもの行政のかかわりで申し上げますと、電気通信の附屬書案でございます。これは全条文は七条から成つております。その中身は電気通信の自由な利用を確保するための規律を定めてゐるものでございますが、具体的には、ネットワークサービスへのアクセスの利用の確保というような観点とか技術協力というようなものについて定めております。

こう申し上げますと抽象的でございますので、一、二ちょっと例を拾つて御紹介をさせていただきますと、例えば電気通信附屬書案の中に、七条から成つておりますが、いわゆるサービスアクセスと利用の確保というようなものがございまして、第五条でございますが、要旨を申し上げますと、「外国のサービス供給者に対し、公衆電気通信伝送網及びサービスのアクセス等利用を合理的、無差別な条件で確保する。」いつてみますと公平の条件みたいな書き方になっております。それから技術協力等につきましては、「締約国は、開発途上国間の電気通信協力を奨励する。」というような趣旨になってございます。

先生、これについてどういうふうに考えているかというお尋ねでございますが、今交渉段階でもありますが、現段階での私どものこれに対する評価を申し上げますと、まずサービス協定案の方につきましては、若干懸念されるという面もあることはあるのですが、全体的には受け入れられないというようなものではないというふうに考えております。

その若干の懸念と申し上げますのは、アメリカが、いわゆる日本の法律構造とはちよつと違ふのでございますが、ベータシックステレコムと言われる、電話の基本サービスと言われるようなことにつきまして、これを最惠国待遇の例外にしたいというふうな考え方がありますので、これはEC、

日本、アメリカとの間に意見の対立があります。この辺の整理がどうなるかというところがありますが、基本的には、このサービス貿易協定案は受け入れられないというようなものではないというふうに考えております。

それから、電気通信附屬書の方についてでございますが、電気通信が二十一世紀に向かつてますます重要なものになつていくというようなこととございまして、その位置づけ、認識というものは私もと全く同じ考え方でございまして、これまでの私どもとの二年余に及ぶ交渉の中でいろいろ日本の案が盛り込まれてゐるというふうに私も受けとめておりまして、それぞれの国が自由化のために確保すべき措置とそれぞれの国が行うことのできる規制とのバランスが保たれてゐるというふうに考えておりまして、おおむね評価をいたしてゐるというところでございます。

○吉岡委員 本年一月に約束の提示ということをお願いすると思つてゐるのですが、三月中旬に提示するというところになつてゐるようでございますが、平成三年に我が国は第二種電気通信事業について、例えばパケット交換データ伝送サービスやV.A.N.サービス、こういうものに對して自主的にオフアアを行つていらつしやるように思つております。今回このオフアアをどういうようにされるのか聞いておきたいと思つてゐます。

○五十嵐説明員 ガットの取り運びの現在の段取りとして申し上げますと、先生お話のありましたとおり幾つか期限がございまして、電気通信のタイムテーブルにつきましては、二月二十日に具体的にそれぞれの国が自由化するものを提出することというものが一度ありました。この後は三月九日にまた改定するものがあれば出さなさいという形になつております。最終的には、目下のスケジュールでは三月三十一日に最終的なものを提出する、こういう段階になつております。

先生お話のありましたように、私もとしましては、第二種電気通信事業が提供するパケット交換あるいはテレックスあるいはファクス、専用

線、そういったもののサービスを自由化業種としてオフアアをいたしてあります。現在の段階はまだ交渉は続いてありますが、目下の段階はそういったところでございます。

○吉岡委員 第一種電気通信事業について外資規制等あるわけでございますが、先ほども少し触れられたようでございますが、これが交渉の対象とされる可能性が今後出てくる、こういうふうに思ふところがあります。アメリカやあるいはECあるいは日本ということの中で、国際通話と国内の長距離通話市場の開放を求めるといふことがアメリカの方から出ておるようでございますね。その辺についてどう考えていらつしやるのかお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐説明員 今の先生のお尋ねの前にちよつと私訂正を申し上げますが、先ほど約束の提示のタイムテーブルで二月二十日と申し上げたかと思つたのですが、二月十日の間違ひでございますので訂正させていただきます。

それでお尋ねの、いわゆる第一種電気通信事業についてはどういふことになるかということでございますが、現在私どもがオフアアしてゐるのは第二種電気通信事業でございますけれども、いわゆる第一種電気通信事業、必ずしもアメリカ、ヨーロッパの法制と一緒にございせん。一種と一うふに考えた場合これが今後どうなるかということとございまして、実は率直に申し上げますと、アメリカやEC諸国がどういふオフアアをこの分野でしてくるか、目下のところはちよつと見えなないところとございまして、まだ時間的な猶予もあるということもあるかと思つてゐますが、そういった現状でございます。ただ、我が国の第一種電気通信事業者は国内法制的に見ますと外資の参入を認めております。そういった意味で、必ずしも今諸外国の出入がわからないということとがあつて、オフアアはいたしてございせん。

今後どうするかということとございまして、主要国あるいは諸外国の出入を十分注視をしながら、交渉事でございまして適切に対処してまい

りたいというふうに存じております。

○吉岡委員 第一種の関係で認められてゐることですが、KDDに対してC&Wですか、そんなのが今あるわけですから、そういう意味では認められておることになるのでしょうか、これは安易にやりますと大変混乱することもあるというふうに思ひますし、また我が国では一種、二種と云つておりますけれども、外国の方に行つたら一種も二種もない。また、一種、二種でも、ほかの国でやつておつても内容が異なるというふうなことがあつておつておつておつても仕方がないというふうに思ひますから、その辺で単に一種、二種Dとか、あるいは第一種のNCC、そういう分野にも入れる予定なのか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○五十嵐説明員 先生から今御指摘のございましたように、日本の法制とアメリカあるいはECの法制とが違つておるもので、同じレベルで交渉事を出していくときにはそれなりに注意深い整理が必要だといふふうに存じております。

それから、国内の参入問題につきましても、そういう周辺部の状況で申し上げますと、例えばイギリスは、最近、競争政策をもう一回見直して方針を出しましたが、相変わらず国際分野の通信につきましては参入は認めていない。当面は従来どおり二社だけでやる、そういう方針を出したりしております。それぞれの国の、ある意味からいいますと極めて戦略的なところもございまして、私どもとしても、電気通信事業法に一定の制約はございまして、許可につきましても一定の基準がありますが、電気通信の健全な発達のためにどう考えていくかというふうな物差しもありますので、具体的な参入に当たつては法律のつとりながら適切に対処していく必要があるというふうに考えております。そういった意味では、一種のオフアア、今後どういふことになるか、今直ちに申し上げられないところがありますが、周辺部の状況を注意深く見守つて対処してまいりたいというふうに思

っております。

○吉岡委員 それから、ちょっと変わるのですが、国際電気通信連合、ITU、これの管理理事国に日本はなっていると思つています。無線周波数であるとかあるいは静止衛星の軌道の国際調整あるいは監視、電気通信に関する国際標準化、開発途上国に対する技術援助などの主たる任務が示されているようにございまして、郵政省としてどう対応してきただけか。

さらにまた、私企業の立場でNTT等がITUに参加をしようとしてございまして、その活動の状況を明らかにしていただきたいと思つております。

○白井(次)政府委員 国際電気通信連合についてのお尋ねでございますが、冒頭お話ございましたように、我が国は国際電気通信連合の管理理事国のメンバーでございまして、この立場というのは、一九五九年から昭和三十四年になります。が、それ以降もう三十年にわたつてずっと管理理事国の理事国という立場でITUの活動に参画をしてきております。この管理理事会というのはITUの運営につきましても重大事項を審議するといふための組織でありまして、大体年に一回開催をされておるようでございます。

それから、これも先生の方からお話ございました、例えば周波数の配分でありますとか、あるいは標準化の問題でありますとか、あるいは途上国に対する協力問題でありますとか、そのような活動ももちろんITU、国際電気通信連合の重要な活動であります。これらに参画してはそれぞれ例えれば周波数登録委員会でありまして、あるいはCCITT、国際電信電話諮問委員会、あるいはCCIR、国際無線通信諮問委員会のほか、現在も開かれておるが、無線主管庁会議といふような会議も開かれて重要な事項が決められるといふようなことになっております。それから開発途上国については、BDTといふような常設機関がやはりITUの中にありまして、そちらの方を通じてITUの活動が行われているといふことでございます。

ところで、NTTとかKDDがこれらのITU

の活動についてどのように参画をしているかといふようなお尋ねもあつたわけですが、まずCCITTとかあるいはCCIRといふのは、標準化の作業といふのが大変重要な作業になっております。どのような標準化が行われるかといふことは、これはもう電気通信事業に携つておられる方にとつては最大の関心事でありまして、これに關係する会合には、もう必ずこれらNTT、KDDの方にはメンバーとして参加をしていただいております。中にはそういう会合の議長役のようなものもやつていただくといふようなこともお願いをしております。なお、NHKについてもこの無線通信の分野ではそのようなことをやつていただいております。その点ではもう政府といわず、そうした通信事業者あるいは放送事業者といわず、一緒になつてITUの活動に参画をしておるということではないかと思つております。

○吉岡委員 ガットであるとかそういうところで活躍をいただいておりますので、しっかりとやつていただきたいといふふうに思つております。

最後に、郵政外交についての最後で申し上げます。過日のマスコミでNTTとKDDは海外事業で提携して東南アジアやあるいはCISあるいは東欧の需要に應えるために新会社を設立していくといふようなことが報じられていたわけでありまして、先ほどからお聞きしておりました、KDDあるいはNTTが海外事業活動に積極的に参加しようといふ意欲があり、海外の方も、非常に国際社会の変化といふことが必要といふときに、それが急ピッチだ。こういうことを考えるときに、早急な郵政省の方の決断が要るのではないかと、こういうふうに思つておるところでございまして、その辺についてお聞かせいただきたい。

○森本政府委員 もう改めて言うまでもないところでございまして、NTTはNTT法によりましてこの一条で何を目的とする会社か、これは国内電気通信事業、KDDの方は国際だ、こういう大

きな枠組みで設立されておるわけでありまして。しかし、通信事業者としてはITU初めさまざまな、あるいは技術援助への貢献とかやつていただいております。今お話しした問題は投資の問題だと思つてございまして、これについても投資自体については本来の事業の達成に役に立ち、なおかつ本業に支障がないような投資でなければならぬ。同時にまた、国内、国際の区分といふものも当然法律が予定しているところでもございまして。

最近、新聞で報じられてまして、海外でNTTとKDD、両方の共同出資で新会社をこさえるといふような記事が載りました。ですが、どうも現時点では両社ともそういう具体的な事実はない、こういう報告を受けております。しかし、例えば海外において、ある国の国内電気通信事業にNTTあるいはKDDが共同で出資するということ自体は、私、特段の問題はないんじゃないか、こう思ふのですが、ただあくまでもやっぱこれは投資でございますから、しかもその投資の源泉といふのは何かといふと、例えばNTTで申せば、国内の電気通信のユーザーから料金を徴収した、それが源泉でございますから、そういう海外の投資といふのは果たして利用者の共感を得られるような投資規模であるのか、内容であるのか、はたまた相手国の国民感情といふようなことを考へて、一体どういふアクションが起きるのか、そんなこと等々、あるいは財務の状況がどうなるかといふようなことも当然見てまいらなければならぬわけでございます。そういう意味で、法律的には私は可能ではあると思つて、具体的な実施については案件の身中で十分慎重な対処が要るものだ、こういうふうに考えておるところでございます。

○吉岡委員 今までの経過からいへばそう言わざるを得ないと思つておる。しかし、先ほど言いますように国際情勢も変化してきておる。国内、国外といつたつて、法律、こう言われましても、すみ分けですね。先ほど言いますように、

世界の通信といふのは国内も国外も一つになつてゐる国の方が多いわけですから、そういう意味では国内だ、国外だ、会社としてはそうだけれどもすみ分けとしてそういうふうにあれで、とりわけ制限はないのでいいですね、そういう方向で。

○森本政府委員 現行法がNTTは何をやる会社かといふことになりまして、国内の電気通信事業を営むといふことになるわけでございますから、当然そういう法的な制約といふのはついて回つてゐるものだ、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○吉岡委員 今言いましたのは、法律でそういうふうになつてゐるけれども、特定の国に投資をしたいといふ場合に、向かうのは市外だ、市内だといふことで分けるわけではないわけですね。ただ、日本の中では会社として設立する段階では、すみ分けとして市内ですよ、国際ですよ、こうなつておるわけでしょう。それを一つにしてやるうじやないかといふことであれば問題はないといふ理解に立つたらいひのしようといふふうに言つてゐるのです。

○渡辺(秀)国務大臣 吉岡委員のおっしゃられることは、要するにNTTが海外のそういう期待、希望にまづ一つは本當にこたえられるのかといふ点をこでしつかりたしておきたい、こういう意味もありだと思つておる。お聞きしておりました。事務的に答弁しますと、今局長がおつしやつた答弁になります。私は就任の時期に、実はこの問題につきましても記者会見のときにも記者さんの方から質問がございまして、私は、少なくとも日本で最大と言つていい、世界でも最大と言つていい通信情報機関を握る会社である、しかも技術の最先端を行つておる会社である、この技術のノウハウとソフトのノウハウは、まさに国際化時代において国際社会に貢献する日本という国家的な役割から考えたときには、今の法律で許されている範囲を逸脱していいとは言えないが、しかしそこにはおのずと、限界を考えながら、NTTにはこの国家的な、国民的な期待感の中で国際

化の時代に対応していく責任と使命の一端があることは見逃せない、こういうことを実は私記者会見で言ったことを今思い出しまして、吉岡先生のおっしゃられることに對して事務的に答弁しますと先ほどのようになりますが、しかしこれからのNTTの方向性や、あるいはまた、世界各国、特に開発途上国と云つていいでしょう、そこから期待されるNTTに關しては、私は少なくとも今の経営陣はそんな考え方、限界、限度をわきまえないが最大のNTTとしての使命を達成するであらうという期待をしている、こう申し上げておきたいと思ひます。

○吉岡委員 大臣の丁寧なお話、ありがとうございます。しっかりと受けとめるようにしたいと思います。

続きまして、電気通信行政についてお尋ねをしたいと思います。

まず、NTTの事業運営についてお聞きしたいわけでありませう。もう時間がございませうから、簡潔に言います。

平成三年度の経常利益の予測が中間決算を終えて三千七百五十億円ということで、前年度比九五・五%減という下方修正をされました。民営化後、初めて四千億を割ったわけでありませう。収支構造の問題もいろいろあるけれども、結果としては、見てみますと収入が減ったという理由は、ダイヤル通話料が平成元年から減少しておるのです。そして本年度も、特に市外通話料の落ち込みというのがマイナス五・二になつていますから、非常に大きい。これが理由になつておるのじゃないかというように思つておられるところですか。一言で、今の現状をどう認識しておられるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 これは午前中にも御質問ございましたところでございますが、ダイヤル通話料が減収したり、あるいはムーバの携帯電話が減収したりで、収入は、当初の予定より下回つた、それから費用の方は当初の予定よりは上回つた、こういうことが原因でたゞいまお話しのような下方修

正せざるを得なかつた、こういうことだと思ひます。ただ、前年の実績との対比では全体としては増収になつておるわけですが、費用の方が上回つた結果、増収減益になつた、こういうことだと思ひます。

今のお話のダイヤル通話料の動向でございますが、確かに平成元年から、ダイヤル通話料というのは市外通話料は減少いたしておる。ただし、市内通話料は毎年増高いたしておる。そういう構造でございますが、いずれにしても市外が減つてきているのはこれは事実でございます。原因は料金の値下げ、あるいはNCCの競争の進展、あるいは最近の景気の動向、こうしたものを反映したものであらう、こう思つておるわけでありませう。また同時に、出費についても物件費だとかあるいは業務委託費が相当大きくなつていくということも事実であらうと思ひます。が、いずれにしても今の景気全体がこういう状況の中でございませう、どの企業も日本の企業は前年よりは相当内回つた経営成績にならざるを得ない中で、下方修正するとしても、利益は大変大きな金額には違ひない、こういうふうな判断をいたしておられまして、この間の経営努力というのは大変なものがあるであらうと思ひます。しかし、非常に成長産業でもございませう、ぜひもつと経営の向上に努めてもらいたいものだ、こう期待しているところでございます。

○吉岡委員 三千七百五十億といつたら大変大きいように思われます。額そのものは大きいですが、比較をしてみるとそういう数字じゃない。むしろ四千億を割ると、先ほどもお話が出ていたように一割の配当ができないだとか、あるいは世界に冠たる研究所だということ、非常に高度な技術を開發している研究費に回らないとか、設備投資に回らないとか、こういうことになつてくるわけでございますから、四千億というのはぎりぎりの線だということを私たちは思つておりますので、額だけでいいとか悪いとかということをお尋ねしないで、やはり僕は、正直言ひましてNTTの経

営というのは病み始めたか、こういうふうな一言で言つて差し支えない状況だということに思つておられるわけでありませう。

さて、そこでお尋ねしたいと思ひます。NCCの問題等は、先ほども大木議員の質問に對しましてもいろいろお話があつたようですが、例えば売り上げの七割を投資しているという、これは大変な会社だと私は逆に思つて森本局長のお話を聞かしていただいたのです。七割も投資ができるなんというのは大変な会社だということに思つたりしたのですが、それほどNCC、特に一種のNCCは伸張してきているというように私は思つております。東名阪の関係ではもう五〇%のシェアをとつていますね。そういう状況の中でございまして、やはり収益もどんどん倍々ゲームのように上がつてきておる、こういうことですから、ある意味では非常にスムーズな立ち上がりとして今後に見通しが持てる状況になつておるのではないかと、こういうふうに私は理解をしております。また見解をお聞かせいただきたいと思います。

それで、なぜ私がそういうふうな申し上げるのかといふと、NTTの設備投資がどこに回つておるかといふことを少し考へていかなきゃならぬと思つておる。平成二年度の有価証券報告書によれば、固定資産の増減から見てみますと、市内設備に八五%、市外に一五%しか回つていないのです。その八五%の中身は何かといふいろいろ聞いてみますと、例えばPOIの設置であるとかIDD化であるとか、これがほとんど広がつて、今やIDD化は平成二年で八〇%に達しているのです。これをまだずつと進めていくわけですから、そのたびごとに接続の箇所がどんどんNCCの関係は伸びていくわけですね。

そういうことを考へていきますと、これからNCCの経営というのは順調に推移していく、このように私は思つておるわけでございますが、そういう理解でよろしいのかということをお尋ねしたいと思います。

○森本政府委員 NCCの経営状況についての御判断といふか評価といひますか、余り繰り返すに成りますので詳細は避けたいと思ひますが、やはりこういうネットワーク事業というのは、相当の投資をしない限りお客様が使つてやろうということにならないという状況の中で、各社ともやはり相当まだこれから巨額の投資を続けていかなければ事業として安泰な格好で推移をするという状態にはないのではないかと。そういう意味では、NCCとて財政基盤は依然として安定した状況にも立ち至つたというわけにはいかないのではないかと。まあ全体でNCCは収益の七割ということですが、現に三千六百七十億ばかりの投資がございまして、同時にNTTは一兆八千二百億の投資をいたしました。これは売り上げに對して三〇%だということにもなつておる。まだNCCの方の投資は相当なことを続けていかなければ十分な競争が果たらない状態になつておるのかな、こういうふうな思つておるわけでございます。

お話がございましたNTTの設備投資額の市内、市外の問題でございますが、これは私も、NTTからの具体的報告はないのですが、固定資産評価額に占める市内網の比率はもう八割を超えているといふことは承知をいたしておるわけでございます。これは市内網といふのは、各加入者までの回線を全部引張るわけでございますから、ネットワーク構成上、大きな比率になることは当然事実であらうと思ひますが、ただ、このこと自体が直ちに競争上の問題になるんだというふうな即断していいのかなということではあらうかと思ひます。

問題は、そうした投資に見合う収入がどんなふうになつておるか、こういう議論が出てきておるところでございますし、特にこの点に關しまして、私も私としては、NTTの市内網とそれから長距離系の事業者の接続条件の問題でございませうが、これは昨年の夏に郵政省として、これからの接続のあり方についての基本的な考え方を整理をいたしたわけでございます。その中で、NTTの

事業部制が新年度から導入されるわけでございますが、そうした際の市内電話網の設備を有する地域通信事業部の収支等を踏まえまして、平成六年の四月ごろを目途に、新しい事業者間のいわば料金といえますか、接続料金というものをどういうふうに考えるか、その時期に考えてみたい、こういうふうな方針を立てているわけでございますので、いずれにしても、御指摘のような状態を踏まえながら、新しい枠組みの中でNTTとNCCの公正な条件を確保して利用者の期待にこたえるような方向へ持っていくかなきゃならぬ、こう思っておりますわけでありまして。

○吉岡委員 八〇%以上の固定資産があるということをお認めいただけましたから、それだけ投資をしておるといふことですね。

私がここから言いたいのは、NTTの料金体系の問題で、やはり投資に見合っている、それに見合う料金体系といえますか、そういうものをすべきだということ、例えば昭和六十年三月の「高度情報社会にふさわしい電気通信料金の在り方」、その中で、事業に投下された資産に報酬率を乗じて事業報酬を定めるレートベース方式を採用すべきだといふようなことが書いてあります。また、その中では、NCCの急展開というものは、そこでは、ちよつともう少し長いんじゃないかというふうなことも感じられるような内容になっております。したがって、私は、またこれで、続いて次の機会に質問をさせていただきたいと思っておりますが、料金問題のことにつきまして、今申し上げたような方向の中で煮詰めていただけるのかどうか、最後にちよつとお尋ねしておきたいと思っております。

○森本政府委員 昨年暮れに、NTTの方から現在の料金体系を見直したいという提案がございました。ちよつとまた、私も、この料金体系の基本になっているMAのあり方、これも政府措置で三十年代から引張ってきたものであるわけでございますし、いわば国民の共有財産みたいなものになっているわけでございますので、全体の料金体系をその

設備の加入者負担金であるとか基本料であるとか事住の区分であるとかさまざまな問題を含めて今検討したいところでございます。

そういう意味で、今の料金体系が電電公社時代の料金を引きずっているという側面は、それはそのとおりでございます。なるべくコスト構造に見合った料金にすべきだという考え方は、私もそれはそれなりの一定の合理性があるものだ、こう思っているわけですね。

ただ、問題は、そのコストというのが本当に必要なコストなのか、営業努力の成果あるいは合理化の努力といふものを十分反映したコストなのか、あるいはただ実態がかかっているというだけのコストなのか、そういう点がこれから大きな問題になってくるところでございまして、こうした点は、事業部制初めいろいろなさまざまな手段でNTTにおいてもぜひ明らかにしていただく必要がある、こういうふうな考えておるわけでございまして。

○吉岡委員 終わります。

○谷垣委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 一連の大臣の疑惑、これは、郵政事業への国民の信頼と、それから六十万以上の郵政関連職員の皆さん、この士気にもかかわることでございますので、そこをはつきりさせるということとが、まず本委員会として大事であろうというふうに考えます。そこで大臣に、ぜひ真実を簡潔明瞭に御答弁いただきたいということをまず申し上げます。

まずリクルートからの献金についてお尋ねをいたしますけれども、大臣は、週刊誌で報道された直後にその事実を認められました。記者会見の報道によりますと、八十七年十二月に三百万、八十八年八月に五百万の献金を受け取って、そのうち五百万は返したというふうにおっしゃっておられます。あなたの記者会見では、この五百万の方ですが、小切手で振り込まれていたのが現金化して返したというふうな言っているやいますけれども、その小切手は八月のいつごろ振り込まれてい

たのか、そのことをだれから、いつ知らされたのかというところをお尋ねしたいということ、それでこの五百万を返したということですが、これも、事実かどうか、そのことをお伺いいたします。

○渡辺(秀)国務大臣 端的にということですから、まず、五百万は返したをいたしました。それから、振り込まれたというのではなくて、五百万の小切手をいただいて、そして現金にしたと、この私は記者会見で言っております。(菅野委員)「聞いたんですけどか」と呼ぶ。そこはちよつと明確ではありません。記憶ございません、私が受けたんじゃないです。私が受けた、私が気がついたので、すぐにお返ししたいということ、で現金化していただいております。こういうこととです。(菅野委員)「気がつかれたのはいつのことですか」と呼ぶ。よろしいですか、委員長。今の質問かな。

○谷垣委員長 発言を求めてください。

○渡辺(秀)国務大臣 六十三年の八月に五百万円の献金を受け、そして事件が明らかになつてきたものですから、そういう事実の中で、これはいただくお金ではないというのでお返ししたと、こういうことですね。

○菅野委員 ということは、確認いたしますけれども、あなたの指示で、あなたの責任できちんと返却をした、これは間違いないということですね。では、返されたのはいつ返されたのか、そこをちよつとはつきりとお答えいただきたいんです。

○渡辺(秀)国務大臣 これはよく覚えていませんが、九月か十月か、その辺じゃなかったかと思っております。

○菅野委員 予算委員会でも九月か十月というふうな、八八年の九月か十月ということをおっしゃっておられるんです。そうすると、ちよつとこれ、おかしいことになるわけなんです。あなたが気がつかれて五百万円を返したという翌年の八九年三月末、結局半年後くらいなんですけれども、リ

クルートからの献金が大問題になったんですね。それでそのとき、あなたがこの八八年夏に献金を受け取ったのではないかという報道がこの時点でされているんです。例えば八九年三月三十日の毎日新聞ですけれども、リクルート社小切手献金先リスト、渡辺元官房副長官の名という見出しで、リクルート国会きなかの昨年夏にその小切手をばらまいた、その献金先の中にあなたの名前があることが関係者の証言からわかったという報道があるわけですね。ところが、このときあなたは、四月の二日にその報道を受けてまして新潟県三条市の事務所記者会見をなさっているんです。それで全面的に否定していらつしやるのです。

例えば四月三日付の日経では、「昨年、今年とリクルート社からの接触はなく、金銭の授受もあつたわけではない。リクルートをめぐむ問題は承知しているの、秘書にも聞いたが、そういう形跡はない」と献金を否定した。と、明確に否定されているんです。この報道によりますと、それ以前の毎日も、まあ身に覚えがないという、あなたの語つていらつしやるというのを報道しているんですけれども、そうなりますと、今の答弁を聞きますと、あなた自身がはつきり、八月、五百万を小切手でいただいたというのを知つて、慌てて九月、十月にはきつちり返しましたというふうな述べられている。ところが、当時まさにこの問題が大きく取り扱われたときに、献金の授受が問題になった、このときにあなたは、この事実を平然と否定していらつしやるんですね。はつきり言つてうそをついていらつしやるのかと思わざるを得ないわけですが、これはどういうふうにお説明なさいますか。

○渡辺(秀)国務大臣 ちよつと記憶が定かでないんですけれども、その五百万円を受けたのは、私が受けたと今申し上げたわけじゃないので、気がついたからお返ししたと、こう申し上げているんですね。そこはお間違えにならないように。

その年度のところが、今おっしゃられる千九百何年、私は昭和六十三年とこう言っているのです

が……(菅野委員)「そう、一九八八年」と呼ぶ。昭和六十三年にそういうものを受け取ったと、そして六十三年のこの九月か十月だったのか、平成元年の九月か十月だったのか、ちよつとそこは今まさにあなたが御指摘されましたけれども、いずれにしても事件が表されたようになってきたその時期であることは間違いないんです。その時期に点検、私は確かに記者会見でそう言つて、それがもし時間の誤差があるとしたら申しわけないのですけれども、何しろ前の話ですから。その時期に私は、自分としては受け取つていませんので、そこは自信を持つていたわけですね。だから、私は受け取つていませんよと、こう申し上げたところが、実際にそうでない面があったということを、小切手で受けたみたいな話ですから、それはいかぬというところで、実はまさに即刻、早く返しなさい。これは、そのときは新聞にも報道されましたよ。だから一向に、私、うそをついてるのではありません、新聞に報道されているわけですので、私の方がちよつとあるいは勘違いしているかも知れませんけれども、何も隠す必要はないのでして、そのこと自体は、一向に隠したからどうなるということでもありませんから、もし私が勘違いでしたら、勘違いかも知れません。しかし、とにかく五百万円の小切手をいただいて、そしてそれを現金にしてお返しした、このことだけは事実でありますから、時間のもし食い違いがありましたら、それはお許しいただきたい。

○菅野委員 大臣、本当にちよつとそこところ、肝心なところなんです。八八年八月にあなたは受け取つていらつしやる。そして、気がつかれて九月か十月返されたというのは八八年、その年の九月か十月に返された、予算委員会ではそうおつしやつていらつしやる。

○渡辺(秀)国務大臣 申しわけないです。それはちよつと私の方の調査が不十分かも知れません。いずれにしても、その、私の方は要するに事件の前にいたいたのが三百万円。それがこの間わかつた、こういうことですね。それで、この

五百万円がもしかしてその翌年であつたとするならば、その年、六十四年、平成元年ですか、平成元年にあるいは受けて、その元年にお返ししているということ、私が六十三年というのを間違えて言つてゐるかも知れません。これはちよつと調査ミスかも知れませんが、いずれにしましても、その事件が起る前、要するにリクルート社というのはまだそんなふうな世間を騒がしたり、あるいはそういうことを行つてゐるという優良会社だと思つて、悪いことをやつてゐると思いませんから、優良会社だと思つてゐましたから政治資金を受け取つたわけですね。それが私が先日申し上げた三百万円。それは確かに政治資金規正法の方から見まして、そして……(菅野委員「簡潔にお願いします」と呼ぶ)いや、これは説明ですから聞いてください。だつて、質問してゐるのですから。私答えてゐるのですから。

それで私は、その三百万は受け取つて、いたであつた、こう申し上げた。五百万にいつてはその後のかつてもわかりません、それは本当に。だつて、もしも事件発覚前、六十三年だつたらこれは事件発覚前ですわ。事件発覚前の政治資金は、変な話ですけども、我々の党内においては、正式な政治資金規正法に照らしてというので、返す必要はないのですよ。だからこの六十三年の八月というのは、平成元年の八月のこれは間違ひかも知れませんが、今御指摘していただいて、そうでなかつたら返す意味がないのです、これは。

○菅野委員 大臣はちよつと明らかに私はうそをついてゐるんじゃないかというふうにおぼろげな得ません。といひますのは、この八七年十二月と八八年八月、つまり今おつしやつてゐる六十三年八月ですね、昭和の。この五百万円、これは最近あなたの元秘書の方が週刊誌に発表されて、それがあなた、認められたんです。ですから、それがもしそうでなくて、平成元年とかもつとぐうつとこつちなのだという事になれば、これはこれでまた大変問題ですよ。リクルート問題が物すご

く大きくなつて、決着つて、そして襟を正さなアカンという後で、まだあなたはもらつていたという事になるわけですからね。ですから、もしそうではない、六十三年八月つまり一九八八年八月でないと言ふなら、明確なその証拠を出していただかないと納得はできません。

そしてこの八八年八月の献金というのは、実は本当に重要なんですよ。このときは、これはリクルート事件が既に発覚した後でありまして、当時国会では大問題になったんです。この時期のリクルート社の献金というのは、事件のもみ消し工作という意味もありまして、例えば橋崎議員へのリクルート社の贈賄申し込み事件、これが八八年八月なんです。そのときに、未公開株をこのもみ消しのためにということ、相当たくさん、十数人の自民党議員に総額四千万に上る献金を計画して、リストをつくつて、そしてそこそこの人にはばらまいたということが言われている時期なんです。ですから、あなたの秘書が言つてゐる八八年八月の献金というのはまさにこれに当てはまるわけなんです。

その後、リクルートコスモス社の松原社長室長が逮捕されたのが十月二十日、十九日には東京地検がリクルート本社などの家宅捜査を行つたんです。だからあなたが慌てて、どうなんだというところで慌てて返したというのが本当これはつじつまが合うわけなんです。だけど、その半年後、疑問を持たれたときには、確たる証拠がないということ、うそでござまして乗り切つたということなんでしょう。

ところが最近、元秘書が本当のことを暴露したために、あなた、認めてゐるじゃないですか、予算委員会。八七年十二月と八八年八月にもらつたということを言つてゐるじゃないですか。それをこの通信委員会までひっくり返すんですか。そうでなかつたら明確な証拠を出していただきたい。このことをぜひ要求いたします。

○渡辺(秀)国務大臣 昭和六十三年にいたいたその三百万円は、確かに週刊誌の記事によつて精査をいたしました。これは大きな見落としであつた。これはおわびをして、しかもこれは、事件が表されたにまつたり発覚してゐない時期なんです、これはまことに素直にいたしたいやいました、こういうことで釈明をいたしましたとおりでございいます。

その五百万の問題なんですけれども、どうもはつきりしないで申しわけないのですが、八月に五百万はいたいたいた、前に。その事件がこう出てきてゐるので、どうもこれはおかしい、これは私が金銭のことを全部やつていませんからね、大変申しわけないのですけれども。それで、その秘書に確かめさせたら、実は小切手でいたいた入つてゐる、現金になつてゐる、こういうことですから、それは返しなさいと言つて返したのが元年の七、八月ではないかな、こういうことなんです。だからこれは、この当事者がその元秘書なもので、私としては確かめるといふことよりも、実際に確かめられる点は確かめてゐるのですよ、今申し上げたように。しかし、これがちよつとわからないのです、実は。ですから、この問題は

お返しをさせていただいてゐる問題。それから、さつき委員がおつしやつた、何か国会でもみ消した。私は国会で何にも役員やつていませんよ、はつきり言ひまして当時は。無役です。そんなもみ消しなどやれる立場にありませんし、それからもみ消しなどそんなことできようはずもないし、全くそれは少し言ひがかりだと私は思ひます。

○菅野委員 八八年八月、つまり昭和六十三年八月に現金が入つたという事実は、これは認められて、返したのとは平成元年ということ、若千年が違ふということであつても、やっぱこれ、あなたの記者会見のときというのは、その報道を見てもらつたらわかりますけれども、リクルート株を一万株もらつたというところで、それこそ慌てて、もうすぐに報道された次の日に、名前が出たら、それこそ一日地元へ帰つておられただけけれども、慌てて二日に記者会見なさつた

ということ、そして、そのことがあるので秘書に言つて非常によく調べたと、リクルートをめぐる問題は承知しているので秘書にも聞いたが、そういう形跡はないというふうにあなたは言っているんですけれども、じゃ今の話では、もらつていたにもかかわらず、よく調べたけれどもわからなかつたという。そのよく調べたというのが、じゃそうじゃなかつたということになりますよ。いずれにしても調べ方が足らなかつたということ、もし返したのがその年でないという、しばらく持つていたわけですから、じゃ政治資金規正法の届け出は出たのかという問題。そして平成元年になって返したということであれば、その平成元年で間違いないと、九月か十月だということがわかる証明をぜひ出していただきたいというふうに思つておられます。

これは本当、大事なことです。やつぱり政治倫理綱領というのは、疑惑を持たれた際には進んで事実を明らかにするということになつていなければならない。もしあなたが故意に適當にしか調べなかつたとか、故意にうそをついたということになつたら、これは政治倫理綱領を踏みにじることになるわけ。あなたは二日ですか、記者会見の時に言っています。当時中曽根前総理についてけじめをつけなさいとあなたが言っているという記事も出ています。ですから、その言葉はひよつとしたらあなたにそっくりそのまま返ってくるかわからぬ話ですから、これは、ですから、いつ気がつかれて、いつ返されたのかということ、その記者会見の問題との前後の関連を含めてきつちりとこの委員会へ証明するものを提出していただきたいということをお願いしておきます。

じゃ、続けて入りますけれども、ユウコウ・インターナショナルについて続いてお尋ねいたしますけれども、あなたは予算委員会での会社は自分とは関係ないというふうな答弁をしております。ところが、はつきり言ひまして、設立時の代表取締役というのはあなたの奥さんです。そして

あなたの御子息も、あなた自身のあはれはどうかかりませんが、家族で株を持つていらつしやる。はつきり言つて筆頭株主は奥さん、二番目の株主があなたということ、大体半分以上はお二人の持ち株になつていられるんですね。この点はどうか。関係ないと言いますかね。何株お持ちなのか、ちよつと言つていただけませんか。

○渡辺秀 国務大臣 この問題は、委員はちよつと、前段、私が就任、昨年の間もないころだつたと思うのですけれども、週刊誌に出ました。そのときに私は実は記者会見で申し上げておりました。全然うそを言つてないのです。あなたは今そこでうそだ、うそだとさつきからおっしゃつておられますけれども、全然うそを言つてないのです。私は、設立のときにはこの秘書がそういう提案をして、しかも私が昭和四十年でしたかに求めた、資料をお持ちでしょう、その土地を有効利用しようというところで提案をしてくれましたから、それではというんで会社は当時設立確かにしたんです。ところが、マンションをつくるのにみんな担保に入れて借金しました。もうこれも調べあるでしょう。ですから、実際問題今度金利を払つていかなきゃならない。ところが、それを提案した元秘書はやめちやつた。とても私はそんなのを見ていけませんし、それから家内も、事実上、そういう名前を出してあつたにしても、二十年來私と一緒に政治活動をやつてきた秘書ですから、全部任せてきたわけですね。ところが、本人はいなくなる、選挙運動とか後援会活動もしなきゃいかぬ、家内はともそれを覚えておれないということ、しかも金利も払わなきゃいかぬ、いろいろなことがあつて、彼がやつてくれたものをとてもこちらでは整理できないというんで、第三者に、親戚の者にこれをお願いした、会社を。

ですから、そこで役員はかわつていられるわけですね。株ももう昨年全部、昨年の四月か五月ですわ、これは、四月か五月です、たしか。あるいは六月かもうありません。要するにその辺ですわ。その辺で全部これは株も譲渡してある。私は何か

四十株持つていられるそうですが、ばかにでつかい株みたにおつしやいますけれども、四十株で、家内が百二十株持つていますね。現在はもう株主になつてないです、昨年の五月か六月からは。しかも私は、経営は全然、そんなこと見ておれませんが、わからないです、それは、どうぞひとつ憶測でなくおつしやつていただきたい。

○菅野委員 憶測でなく御説明申し上げます。このユウコウ・インターナショナルというのは、登記簿を見ますと、不動産の賃貸、管理、売買及び仲介というのが目的の一つになつておりまして、これは宅地建物取引法によりまして東京都の不動産指導課に株主総会などの報告をすることになつています。これは閲覧できるんですよ。見られるんです。だから、ユウコウ・インターナショナルの届け出、当然確認しました。あなたは四月か五月か六月ごろもう株を放していますと申すんですが、昨年末現在ちゃんとございます。奥さんとあなたの株がちゃんとあるんです。閲覧してあります。この種の届け出というのは東京都にもあります。法務局にもございます。

ですから、私がなぜこれをお聞きしたのかというたら、閣僚就任時に資産公開ありますよね。そのときにあなたの株というのは全然ゼロだつた。奥さんもゼロになつていられることなので、それで預貯金が二十万ですか、大臣のところにあるかもしれませんが、そういうことになつていられるんですが、厳然とあるんですよ、昨年末現在には。その後は確かにこの不動産取引云々というのは外れたから、今は変わつていますけれどね、ことしになつてからは、だから、きつというる週刊誌などをにぎわわされてちよつとその辺を突えられたのかと思ひますけれども、私ちゃんと見てきていますから、これは、それこそ空想で物言うてると違ふんです。

実でないと申うんだつたら、これはなぜなのか。あなたのおつしやるのが事実で、国やら東京都の書類というのはでたらめきまりないということであるんだと、これは大変な問題になりますからね。そのところを納得のいくようにぜひ説明をお願いいたします。

○渡辺秀 国務大臣 これはちよつと私、納得いくように説明できません、今、しかも、私が株主でないことだけは間違いないあります。それはもう私、資産公開のときに確認をしていますからね。株は譲渡してあるはず。ただ、あなたのおつしやつていられる書類というのは、それはそのところの手続ということなのかどうか、それは調べてみましょう、そこは。しかし現実には、私は、少なくとも資産公開においてそれはうそ、何といひますか、申告はしていませんよ。していません。それははつきり申し上げておきます。

○菅野委員 そうしたら、こゝでも一つお願いせんとあきません。四月か五月か六月、あなたが株をもうお売りになつた。今は持つていないんだ。その時点で、その株をお売りになつた売買約定書、これを証拠としてぜひ御提出いただきたい。それが出てきたらまた納得をいたします。それは、やはり東京都とか国にある書類、これを信頼しますので、うそのあれが出てくるなんて思いませんから。昨年末のことなんです。それから、株が、奥さんとあなた、両方ね。ですから、お売りになつたんだつたら売買約定書、これをぜひ出していただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

で、入学問題を親身になって相談に乗ったとして、受け付け簿なども常備されている、事務所に合格発表の日に秘書が大学に行つて掲示板を見て知らせるというふうなことから、これは学生サークルの合否電報程度のことなんです、はっきり言うたら、そうしたら、その程度のことです、新渕から上京して、何を親身になって懇切丁寧に御相談をなさったのかな。また、合否電報程度のこと、わざわざ忙しい受験生や親御さんが上京してお金を置いて帰つてというふうなこと、なかなか納得できませんし、しかもこれも相当大臣の言うていらつしやることと、それからもらつてお金とか回数なんというの、大分ちよつといろいろとまだまだよくわからない部分があるわけなんですけれども、この点どうなんですか。

○渡辺(秀)国務大臣 今まで私が予算委員会や答弁をいたしてまいりましたとおりであります。

○菅野委員 もうちよつと時間をいただきたいところなんです、なかなかあれなんです、本当に、大臣自身の一連の疑惑についていろいろ質問させていたいただきましたが、率直に言ひまして、疑惑が晴れるどころか深まるばかりという状況でございます。

大臣自身のこの昨日の所信表明でも、御自身が述べておられましたけれども、やはりこれは、真相の究明というのは、私も通信委員会のこれは責務であるというふうに思ふわけなんです。入学あつせん、今の弁明を聞きまして、全然わかりませんね。具体的なことになると、結局さつきからお話が出ていますけれども、秘書が秘書ということになるわけで、だからそうすると、この入学あつせんの場合でも、元秘書がリストを持っていたとか、元秘書に任せていたのでわからぬとか、そのままだつていつてしまつていふとかいふふうな、元秘書になすりつけていらつしやるというところがあるわけですから、ですからこれは全然解明できぬわけですね、大臣にいろいろお聞きしても、引き続き大臣自身にもお聞きせなあかんことがいつぱいあるわけですから、時間がござい

ません。だから、大臣と同時に、ぜひこのリクルーメント献金での問題、それからいろいろな入学あつせんの問題、それからいろいろと資産公開の問題などについても、私ははつきり言つて明確な答弁はいただけないというふうに思ひますので、委員長にお願いですが、この上はやはり元秘書の長澤秀幸氏、この方を証人として当委員会に呼んでいただいて、ぜひやはり真実を明らかにしていただきたいというふうに思ひますので、その点をお願いいたします。

○渡辺(秀)国務大臣 私は、先ほどおつしやいましたけれども、入学あつせんはいたしておりました。それから秘書になすりつけてもおりません。それから疑惑とおつしやいますけれども、私は誤解を招いたかも知れませんが、疑惑はない。政治資金規正法に照らして処理するものはきちんとしてあります。それからおつしやいました時間の違いは、私はこれは精査してみます。一方的にあなたの方でおつしやつておられることは私にそのまますかというところで承つて、この委員会、あなただけの質問を終わるわけにまいりませんので、私から、今あなたがおつしやつたことについては、今でもそうでありますが、強く否定しておいていただきます。

○菅野委員 時間の違いの精査ということをおつしやつていただきましたが、株の問題も、これちゃんとさせていただけますね、今持つてないとかいう……。

○渡辺(秀)国務大臣 基本的には会社の問題であります。これは、私はもう全く手を引いている問題ですが、私に関する問題ですからこれは調べてみます。

○菅野委員 いろいろと、予算委員会でもそうですが、政治資金規正法というふうなお話もあるわけですが、私は実はそこにもいろいろと疑問を持っております。この場ではもう時間がございませんで、そこでもできません。先ほど提案いたしました元秘書の長澤秀幸氏の証人喚問、これはどう取り扱つていただけるの

か、委員長としての御見解、ちゃんと聞いておくれと私困りますから、それをはつきりしてくださ

○谷垣委員長 ただいまの菅野委員の御要請は、後日理事会で検討させていただきます。

○菅野委員 時間がありませんので、終わります。

○谷垣委員長 次に、中井治君。

○中井委員 先ほどから御質問をいろいろと聞いておりましたら、ほとんど私も用意したのに重なつておりました、できるだけ重複を避け、違つた観点からお尋ねをしたいと思います。しかし、最初に大臣に、大臣も各党お答えになりました、おきたびれでありましたが、私も党を代表していただきますので、同じようなことを聞かしていただきます。

私も通信委員をさせていただいて長いのですが、前の前の郵政大臣、そして今回の郵政大臣、委員会初めての所信のときに金銭にまつわる不祥事で質疑が行われるというのは大変残念であります。特に郵便事業あるいは貯金、保険と世界一の信用を得て組織を動かしてある長が続けざまにそういうこと、こういうことを通信委員あるいは通信行政に携わる者全体が何かに残念な思いをしておると思うのであります。そういった私の思いを含めて、大臣の今回のこういう願がれ方に対する反省の言葉、率直にお尋ねをいたします。

○渡辺(秀)国務大臣 中井先生にもこれまでいろいろ御指導をいただけてまいりました。また、昨年大臣に就任いたしましたときも御激励をちょうだいいたしました。私としてはまさに、昨日も申し上げましたし本日もし上げておりますが、本当に、たとえ私と秘書という二十年來の、肉親以上の関係で来たこの人間関係が感情のすれ違いというのか、そういうことの惹起から諸般の問題提起をしてしまった、本当に私自身が残念で悔しくて、自分の至らなさを本心に恥じてきていたところでございます。また、おわびも申し上げてきたところでございます。

二十一世紀に向けて郵政関連の情報問題あるいはまた郵政事業としてまた放送、通信、こういう関係を考へてみましたときに、まさに郵政省はこの二十一世紀を担う最も大切な役所だ、またそのように総理に期待されて就任をさせていただきました。そういう観点から考えますと、ただ私の不手際であり、あるいはまた私の不徳であるということだけで済まされないこの責任を本日に毎日私は、まさに先日も予算委員会でも申し上げましたが、身の細る思いで実は過ごしている、そんな心境でございますし、実態でございます。

しかし、私は何とかこの問題を補い尽くして、そして先生方からも御指導いただき、この二十一世紀に向けた郵政事業、郵政関連の分野における円滑な発展と責任達成のために渾身の努力でこの償いをさせていただきたい、また、そのために先頭に立つて、三十万職員、関連する各事業の機関における三十万、合わせて六十万の職員の皆さんの先頭に立つて汗を流して、一緒になつて努力をして責任を果たしてまいりたいと思つておりますので、何とぞ、今日の反省を機に自重自戒し、そして中井先生初め諸先生方からの御指導をいただいて、この職務を全うさせていただきたいと思つておる次第でございます。一生懸命に頑張りますので、どうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

○中井委員 郵政省に働く職員の方々は、私が言うまでもなく、お客様のお金、十、二十万あるいはもつと小さなお金の不始末でも実は誠意されるわけでありまして。同時にまた、切手販売や収入印紙を売つていられるところでも、本当に、紛失したり破つたりしますと弁償というふうな形でこの制度を守つていただいております。そこに信頼も続いているわけでありまして。私、昨日は大蔵委員会、共和事件のことで国税庁に質問いたしました。もちろん個々の事案については答弁がありません。一般事案というところで答弁をいただきました。それを引用すると、大体、阿部議員には国税非常に関心を持つて調査

をする、塩崎議員には、まああれはあれで申告を受け付ける、重加算がからないというのでびつくりしておりますが、鈴木前総理のは預かり金だ、こういう話のようでございます。そんな預かり金というのはあるのかなと僕はびっくりしているわけでありまして。私はそのときに、例えばオリンピックの金メダルで報奨金もらった人も課税対象になる、政治家だけどうなんだということを申しました。しかし、政治資金の制度あるいは国税の仕組み、こういうのがあつたわけでありまして。

いろいろと私もはわからない大きなお金の流れがあつたやに聞いておりますけれども、政治資金規正法に基づいてきちつと届け出られる、処理をされる、そして同時に、今二月ですからもう申告を済ましたかどうかはわかりませんが、いろいろと週刊誌に書かれていた等も、事実であるならばきちつと個人申告をなさる、あるいは政治資金としての届け出をなさる、そういう処理をきちつとされる、これも一つの身のあかしの立て方だ、私は友人としても思うのです。

大変先輩に対しても失礼なことがあるかもしれないが、そういうことをきちつとやる、ひとつお答えをいただきたい。

○渡辺(秀)国務大臣 御忠告ありがとうございます。

政治資金規正法に照らした処理はきちんとしてある、これは私はその秘書が——秘書が秘書がと言うのですけれども、その秘書が自分で責任を持って申告をしたことですから、私はこれを全面的に信頼している。今までも遺漏のあつたことはあります。また、昨今における、その秘書がやめた後の政治資金規正法に対する届け出は、遺漏のないようにいたしております。したがって、今先生おっしゃられるようなことは、昨年の政治資金規正法においては手落ちはないのではないかと、しかもまた、入学に際してそういうようなことは、その秘書がやめた以後は実ほほとんど言っていないほど、そこまで手も回りませんし、またなかなかやりにくい。事実上……(発言する者あ

り) いやいや、今の問題じゃなく、ことしの問題じゃなくて、秘書がいらないのですから手が足りませんでできない、こういう環境でありますから、それのもちろん念のため申し上げて、先生せっかく御心配ですから、ないであらうというふう

に確信をいたしております。

確定申告は、実は私はまだだと思ひます。これからだと思ひますが、遺漏のないように、これはまあこの問題とは全く別の問題であります。そんなことでもたおつしやられるように御指摘をうけないように、少なくとも自重自戒ということはどういうことだろう、自分の身の回りの問題をきちんとしておくことだと思ひて、今回の指摘はまさにその第一歩だと思ひながら、この反省を荷物にしてしっかりと政治活動の中で償いをいたしてまいりたいと思ひます。

○中井委員 次に移ります。

きのうの新聞に、本年度郵便事業が赤字になるのじゃないかと、私もびっくりするようなニュースが出ておりました、先ほどから議論のあつたところでございます。実はこれまた大蔵委員会でも議論があつたのですが、去年の暮れで収入印紙収入の落ち込みが約四千五百億円以上になる、こういうことでありましたから、これの手数料がかなり大幅に落ち込んだ。事業全体としては一生懸命御努力いただいたし、経費削減もやってこられたし、ある意味で収入の伸びもあつた。しかし、不動産の冷え込み、これによる収入印紙の販売の減少、そして手数料の減少、これらが直接的には予算上赤字になる、こういうふうな理解してよろしいですか。

○山口(憲)政府委員 郵便事業の財政の問題でございますが、これは先ほど武部委員にお答えを申し上げましたけれども、平成二年度までは、平成二年度がちょうど十年目になりますけれども、十年間はおかげさまで黒字で推移をしております。ただ、その平成二年度の実績を見ますと百二十五億というふうな形で、黒字ではありますけれどもやや陰りが感じられるというふうな状況でございました。平成三年度に入りましてからの状況でございますけれども、まずやはり一番大きい部分というのは、郵便自体の収入の規模が大きゅうございます。これが実は昨年に比べまして伸びが四・八%、もちろん減つてはおりませんけれども、四・八%というふうな形で、その前の年の七・三%というふうな伸びに比べますとかなり伸びが落ちてきているということ、これがかなり大きな影響を与えているわけでございます。

それからまた、今中井先生御指摘の収入印紙でございまして、これは実は絶対額が減つていくというふうなことでございまして。これにつきましても収支に与える影響はかなり大きゅうございしますが、特に三月、いわゆる民間企業の決算期という傾向がございまして、その推移によつてかなりこれが実際の決算上の数字に影響を与えてくるのではないかと、こういうふうなことで、年度末にどんな状況になるかなというふうなことを今非常に心配しながらちよつと注視をしているというふうなことでございまして。

いずれにいたしましても、平成三年度につきましては、計数で御説明はまだ申し上げられませんが、けれども、極めて厳しい状況にあるなというふうな思ひで今非常に数字の動向に注視をしているというふうなことでございまして。

○中井委員 先ほど武部先生の御議論の中で、郵政省は四年度値上げをせずに何とかやれる、こういうお話で、私もは大変結構なことだと思ひます。しかし、気になりますのは、十年黒字で来た、値上げをせずにやつてきた、ほちほちいいのじゃないかという空気が伝わるわけでございます。十年というのは大変立派なことでありまして、この間の御努力、私もはつぶさに承知をいたしております。しかし、NTTだつて十円でずっと続けてもつと長い期間来たわけでありまして、御努力をいただいて五年度以降も値上げをしなくてもやれる、こういう方向に向かつていろいろな発想での議論をしていただきたい。そういう意味で武部先

輩議員の御提案というのは、私は大変貴重なものがあつたと思ひます。

私自身、去年の委員会でしたか、一度このことで議論したことがあります。逆の意味で、赤字の地区ですね。郵便事業は全国でやっておりますから、地区地区で赤字という計算の仕方は難しいというお話がございましたが、私は、地方郵政局単位にやはりここ数年間の黒字、赤字、こういったものをびつと出していただく、これも議論の材料になると思ひますが、決算後、そういう資料を私にも出していただけますか。

○山口(憲)政府委員 毎度そういうふうなお答えを申し上げましてまことに恐縮でございますけれども、郵便事業というのは、今、全国を一本でやっております、例えば東京で引き受けをした郵便物を地方で配達をするという、その間いろいろな段階を経るというふうなことでございまして、それらを一つ一つ分析をいたしましてそれぞれの郵政局に分析をするということとはなかなか大変な作業でございます。確かに、御指摘をいただいておりますように経営のこれからのいろいろな指針を得るということになりますと、そういう計数というのはぜひ必要だなというふうな思ひしておりますが、今にわかにそういう形のものはないかなあ出しにくいというふうなことでござい

ます。

ただ、そういった計数管理につきましては、今度実は私もものところも組織改正がありまして、財務部というふうなことになるので、もう少し経営管理というふうなことも力を入れていきたいなと思ひておりました、今中井先生の御指摘の点も、これは私自身も直観的にちよつと難しいなという感じが非常に持っておりますが、ぜひそういうことも含めていろいろ研究をさせていただきます、こういうふうな存じます。よろしくお願ひいたします。

○中井委員 おととし北海道へ視察に行きましたときにそういうことをお願いをいたしまして、随分御議論あつたのですが、簡単な計算ということ

で、私見をさせていただいたことがございます。数百億の赤字ということでありまして、職員数を比べさせていただきますと、大変失礼ですが、私の住まいをしております東海地区と余り職員数は変わらない。広さというところはあろうかと思えます。しかし、そういうところも考えることは必要じゃないかと思うのであります。

先ほど、過疎地では一日二百五十通、東京では二千五百通という配達の話もございました。そういう赤字あるいは郵便物の少ないところで本当に毎日配達をしなければならぬのか。電話がある、テレビがある、しかも電氣も全部通っている。電話、電氣、テレビ、これは世界一の普及率でございます。どんな山里に住んでおても、どこでも連絡をとれる時代であります。都会では全く人手不足、去年、おとしと続けざまに質問しましたが、アルバイトなんかきつと確保できている、人手は何とかやっている、こういう自信いっぱいのお答えをいただきましたけれども、現実には、いわゆる人手不足というのは各地区、特に都会では大変人件費のアップにつながり、赤字要因を生み出していくと私は思います。そういう意味で、配置転換をうまくやっていく。そして、赤字が続いておる地域、郵便物の少ない地域については、やはり土曜、日曜の配達からあるいは二日に一遍の配達等を御了解いただく。特にそういう地域は、毎日何を運ぶのかといった新聞を運ぶのであります。郵便物ではなしに、第三種の新聞であります。割り引きされた新聞を運んでおる。それでは、新聞を本にお読みになつてゐるのかというと、新聞社の方がおられて悪いけれども、みんなテレビの広告欄、番組欄が一番大事だ、こういう格好になつていってしまう。こういう国民のニーズのあり方、率直に見て、絶対赤字を出さずに、値上げをせずにやるといことが大事だと私は思うのです。そういう方向での議論というものが十分やっていたら、御工夫と御努力をいただきたいと思います。大臣いかがですか。

○早田政府委員 ただいま、業務量の多い地域と

少ない地域との定員の異動の問題ございましたけれども、現在私どもも、少ない地域から増加が著しい大都市の地区につきましては積極的に行つておりまして、ちなみに、この五年間で二千六百名という数字で動かしております。

ただ、先生御指摘の、過疎地については二日あるいは三日に一回の配達ではないのかというところにつきましては、私ども、二万四千の郵便局ネットワークで全国均質のサービスをしているという点からいまして、にわかには、直ちに検討をいたしますという答えにはならないということだと私は思っております。

○中井委員 私は、過疎地がどうだということをおっしゃっていません。けれども、国政全体でいえば、補助金なんというのは猛烈に行つていくということもあります。それから、郵政の赤字だけではございません。ほかのいろいろな赤字、公共のサービスというのも、納めていただいている税金からそういう地域には随分手厚く行つていくわけでありまして。そういったことも含めて、柔軟な発想で御議論をいただきたい、私どももいろいろな機会に考えた議論をしていきたい、このように思います。

次に移りますが、郵政省の予算の中で郵便局のネットワークの高度化の促進ということで三十数億の予算化がなされております。これはどういうことをお考えになつていらっしゃるのか、そして、何年ぐらいでこれは完成して、総予算どれぐらいの見積もりで行われているのか、お聞かせをください。

○五十嵐説明員 郵便局のネットワークの高度化ということでは、予算をお願いしている中で、幾つかの要素がございます。郵政省全体のネットワークをどう構築していくかという調査研究に類するところがあります。予算の多くのところは、通信衛星を使ひまして郵便局、郵政局、そして本省と結びます。私ども、これをPSAT、こういうふうと呼んでおりますが、そのネットワークの構築に係る部分でございます。

先生お尋ねの、現状と今後の取り組みにつきまして概要を申し上げさせていただきますと思ひます。

私ども、郵政事業の大きな特徴と申しますのは、全国津々浦々に広がっております二万四千の拠点、郵便局ですが、このネットワークがございまして。また一方で、私どもの政策上の重要な課題という意味から申しますと、地域の情報化の推進によりまして地域間の情報格差は正というふうなことも重要な課題であるというふうに考えているわけでございます。そういった意味で、私ども、事業の運営の高度化を図るといふような観点あるいは国民利用者のサービスの向上を図るといふような観点に立ちまして、地域情報化の推進というところで貢献したいというふうに考えてもおります。平成二年度からPSAT、先ほど申し上げました通信衛星を使つてのネットワークでございますが、これを現在のところは全国で四十一拠点を結んで試行的に運用をいたしております。それが概要でございます。

申し上げるまでもないかと思ひますが、衛星を使うことによりまして即時に同報的にやれるとか、あるいは全国一気、しかも同容量なものですから映像が使えるというのが大変大きな特徴にもなっております。そんなことで、最新の業務情報や職員に提供するとか、あるいは職員の研修、あるいは地域情報の紹介ということで特産品の紹介とか、そんなことも今試行的にやっておりますが、そういうことで事業の運営の高度化あるいはサービスの向上を図つてまいりたいというふうに考えてやっております。

今後のことでございますが、平成四年度におきまして新たに二百三十五局にネットワークを拡大してまいりたいというふうに考えております。現在のネットワークと合わせますと二百七十六局になるわけでございますが、そういうことで事業の高度化、地域情報の高度化ということに努めてまいりたいというふうに思っております。将来のことにはわたることではございませんが、これ

は、その効果とかいろいろなことを見きわめなければならぬというふうに考えておりますが、私どもの目の下の計画として頭の中にあることは、ネットワークというものはある程度広がりを持ちますと効果がないというふうなこともありまして、できまして全普通局にネットワークを張つていくことがどうかというところで、目下検討中のところでございます。

○中井委員 私ども勉強会でお聞かせをいただきましたときに、どうもはつきり意味がわからない、郵政事業は赤字だといふような時期に急いでやらなければならぬといふような、こんな思いも抱きました。全局に張るといふのは大変な金額も要する。金額をお聞きしたけれども、一向に金額は言うてくれなかつたのですから、大き過ぎて言えないのかな、こう思つてはおりますけれども、十分この利用の方法といふものを考えておやりを賜りたい。注文をつけます。

時間がなくなつてまいりました。二つ一遍に聞きますので、それぞれお答えをいただきます。

先ほど吉岡議員の方からお話がありましたNTTとKDDの海外事業での経営のことでありまして。お答えを聞いておりますと、大臣は、やれるならやればいいことだ、それから局長は、法律の第一条を変えなければならぬ、こういうことであります。これは子会社でやるとかあるいは出資してやるとか、こういうことであればいいというところであらうかと思ひます。私どもも大いに日本の技術力といふものを海外で活用してほしい、このように思ひますが、そういうふうな理解していいか、このことが一点であります。

それから、電波利用税のことでも御質疑がございました。これは私どももたびたび党で勉強させていただいて、郵政省も自分の本省の予算並みの料金を取るといふ大々的なことでありまして、さまたぎに議論がございまして。関係省庁と調整をしている中で、一般財源として受け入れて、そして特定利用をする、この難しさで停滞をしておる、こういう話を承りました。

たびたび大蔵委員会の話で恐縮であります、地価税というのがございます。去年大変な論議になりました。しかし、この論議も結局二十億余りのお金を土地対策に使う、特定財源みたいな形で使ったという議論の中で、実は各党賛成でこれは成立をいたしたわけでありまして。しかし、実際やってみたら、大蔵省のことでありますから名目はいろいろと言っておりますが、一般財源的に使われておる。このことは大変残念なことでありまして。どうぞこういうことがないように、いい知恵を絞って大臣も頑張ってください、きちんと目的どおり使われる、そういう形でこの電波利用税というのが出てきて審議の中で成立する、私どもはこのことを強く望みますが、この二つの点お答えをいただいて、質問を終わります。

○森本政府委員 第一点のNTTの海外出資の問題でございますが、若干先ほどのやりとりが不分明であつたかと恐縮いたしております。具体的な事実、新聞記事というものを踏まえての話でございます。また、その出資の源泉を考えたとき、規模を考えたとき、相手方の問題を考えたとき、あるいはNTTの事業がだんだん今問題が出ていくというときに大丈夫なのかとか、さまざまな問題をよく考慮しなければならぬということを申し上げておるわけでございまして、これは具体的な中身を想定しないと、一般論で片づけるのはなかなか難しい側面があるのか、こう思っているところが第一点でございます。

第二点、大変いろいろ御心配いただいておりますが、私どもとしても、せっかく御指摘のとおり電波利用料を負担いただくことが結果的に免許人の利益になるようなそういう構造にいたしたいというところで今必死の努力をいたしております。できるだけ早期に提出をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御審議をひとつ円滑にお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

○中井委員 終わります。

○谷垣委員長 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。渡辺郵政大臣。

○渡辺秀 国務大臣 最初に、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送衛星機構に通信・放送技術の向上を図るための業務を追加するとともに、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称することその他所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律の題名を通信・放送機構法に改め、通信・放送衛星機構の名称を通信・放送機構に改めることとしております。

第二に、通信・放送機構の業務として、従来からの業務に加え、通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与する先導的な研究開発を実施させ、基礎研究から応用への橋渡しを図るとともに、通信・放送技術に関する研究開発のための基盤的な施設の整備の推進、海外からの研究者の招聘による国際研究交流の促進等の業務を行わせることとしております。

その他所要の規定の整備を図ることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施を支援する有線テレビジョン放送番組充実事業を推進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、有線テレビジョン放送番組充実事業の定義をいたしております。

第二に、郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な方向、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者の要件に関する事項、同事業の内容及び実施地域等に関する基本指針を定めることとしていたしております。

第三に、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者は、その実施計画が適當である旨の郵政大臣の認定を受けることができることとしていたしております。

第四に、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加することとしていたしております。

第五に、その他所要の規定の整備を行うこととしていたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしていたしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○谷垣委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律

通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

通信・放送衛星機構法

第一条中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に、「搭載された」を「搭載された」に、「図る」を「図り、並びに高度通信・放送研究開発の実施等の業務を総合的に行うことにより、通信・放送技術の向上を図り、もつて電気通信の健全な発達に資する」に改める。

第二条第二号中「搭載する」を「搭載する」に改め、同条に次の三号を加える。

五 通信・放送技術 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。

六 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術に関する研究開発であつて通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。

七 特定研究開発基盤施設 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備であつて、高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供されるものをいう。

第三条中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

第五条第二項中「郵政大臣」を「郵政大臣（次項に規定する研究開発出資業務に必要な資金に充てるため必要があるときは郵政大臣及び大蔵大臣）」に改め、同条第三項中「第二十八条第一項に規定する業務」を「第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」に改め、「いう」の下に「同項第四号及び第六号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」を加える。

第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」に改め、「いう」の下に「同項第四号及び第六号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」を加える。

第三十一条及び第三十二条中「郵政大臣」の下に「（研究開発出資業務に係る部分については、郵

る承認（研究開発出資業務に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「郵政大臣」の下に「（研究

を生ずる。

(経過措置)

一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。）に係る

勘定」と、機構法第三十四條第三項及び第四十二條第一項中「及び研究開発出資勘定」とあるのは、「研究開発出資勘定及び出資業務に係る勘定」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送開発法」と、機構法第四十一條第二項中「研究開発出資勘定に係る出資」とあるのは「研究開発出資勘定に係る出資、通信・放送開発法第十條に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資」と、機構法第四十二條第一項中「及び一般勘定」とあるのは「通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「債務保証等業務」という。）に係る勘定並びに

に一般勘定」と、同条第二項中「及び一般勘定」とあるのは「債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定」と、機構法第四十三條第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合（金融関連業務に係る第二十九條第一項、第三十條若しくは第三十五條の規定による認可又は第三十二條第一項の規定による承認をしようとするときを除く。）と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合（通信・放送開発法第六條第一項に規定する業務に係る第二十九條第一項又は第三十一條の規定による認可をしようとするときを除く。）と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び通信・放送開発法第六條第一項」とする。
第十六條第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第四條の表中

機構法第二十九條第一項及び第三十五條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」	機構法第二十九條第二項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」	機構法第三十一條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」
機構法第三十一條及び第三十二條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣）」	機構法第三十一條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」	機構法第三十一條中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」

を

機構法第三十九條第四項、第二十九條第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十八條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は金融関連業務（金融関連業務又は金融関連業務に係るものについては、金融関連業務）」

機構法第三十九條第四項、第二十九條第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十八條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は金融関連業務（金融関連業務又は金融関連業務に係るものについては、金融関連業務）」

に改める。

（電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正）

第六條 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第六條の見出し中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改め、同条中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に、「通信・放送衛星機構法」を「通信・放送機構法」に改める。
第七條第四項中「中「郵政大臣」の下に「研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣」を加える。

第八條第一項を次のように改める。
第六條の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は電気通信基盤充実臨時措置法（以下「電気通信基盤法」という。）第六條に規定する業務（以下「電気通信基盤金融関連業務」という。）と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は電気通信基盤金融関連業務」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十三條中「次の場合」とあるのは「次の場合（電気通信基盤金融関連業務に係る第二十九條第一項の規定による認可をしようとするときを

除く。）と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び電気通信基盤法第六條」とする。
第十四條及び第十五條第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。
（放送法の一部改正）
第七條 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。
第九條の二中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。
（地方税法の一部改正）
第八條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第六号中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。
第五百八十六條第二項第二十七号の二中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に、「通信・放送衛星機構法」を「通信・放送機構法」に改める。

（所得税法の一部改正）
第九條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表通信・放送衛星機構の項を次のように改める。

通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
---------	-------------------------

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表通信・放送衛星機構の項を次のように改める。

通信・放送機構 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表通信・放送衛星機構の項を次のように改める。

通信・放送機構 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四号第九十六号中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第十四条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四号第四十三号及び第五号第二十二号の十五中「通信・放送衛星機構」を「通信・放送機構」に改める。

理由

電気通信分野における急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送技術の向上を図るため、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称し、従来からの業務に加え、高度通信・放送研究開発の実施、研究開発を行うための基盤的な施設

の整備に必要な資金の出資等の業務を総合的に行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資する有線テレビジョン放送番組充実事業を推進するための措置を講ずることにより、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進し、もって電気通信による情報の流通の円滑化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。

2 この法律において「有線テレビジョン放送番組充実事業」とは、次に掲げる業務のすべてを行う事業であつて、有線テレビジョン放送の放送番組(以下この項(第三号を除く。)において単に「放送番組」という。)の制作に必要な設備その他のこれらの業務を行うための設備を備える施設を整備してこれを行うものをいう。

一 放送番組を制作する者と共同して放送番組の制作を行い、若しくは放送番組を制作する者からの委託を受けて放送番組の制作の一部を行い、又は放送番組の制作に必要な設備を放送番組を共同して制作する者の利用に供する業務

二 委託を受けて、有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法第二条第四項に

規定する有線テレビジョン放送事業者をいう。次号において同じ。)に通信衛星を利用して放送番組を提供する業務

三 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、保管し、及び有線テレビジョン放送事業者に提供する業務

四 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させる業務

(基本指針)

第三条 郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2

基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な方向

二 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者の要件に関する事項

三 有線テレビジョン放送番組充実事業の内容(整備に係る施設を含む。)に関する事項

四 有線テレビジョン放送番組充実事業が行われる地域に関する事項

五 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施方法に関する事項

六 その他有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者に関する事項

二 有線テレビジョン放送番組充実事業の内容(整備しようとする施設を含む。)

三 有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する場所

四 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施方法

五 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施時期

六 有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2

前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて有線テレビジョン放送番組充実事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機構の業務の特例)

第六条 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
(業務の委託等)

第七条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替えるものとする。

(機構法の適用)

第八条 第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(以下「有線テレビジョン放送番組充実法」という。第六條に規定する業務(以下「両出資業務」という。))と、同条第三項中「又は」とあるのは「、有線テレビジョン放送番組充実法第六條に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七條第二項、第十九條

第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、機構法第三十一條中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び有線テレビジョン放送番組充実法第六條に規定する業務(以下「研究開発出資業務等」という。))と、機構法第三十二條、第三十三條の二、第三十五條、第三十八條及び第四十三條第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び有線テレビジョン放送番組充実法」と、機構法第三十九條、第四十条第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は有線テレビジョン放送番組充実法」と、機構法第四十三條第一項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務)」とあるのは「若しくは第二十九條第一項の規定による認可(両出資業務に係るものを除く。)、第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。)、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務等)」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九條第一項の規定による認可(有線テレビジョン放送番組充実法第六條に規定する業務に係るものを除く。)」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(有線テレビジョン放送番組充実法第六條に規定する業務に係る部分を除く。)」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び有線テレビジョン放送番組充実法第六條」とする。

(資金の確保等)
第九条 政府は、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。
(報告の徴収)

第十条 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施状況について報告を求めることができる。
(罰則)

第十一条 第七條第四項において準用する機構法第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
第十二條 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

第四条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第六十九號を第七十號とし、第六十八號を第六十九號とし、第六十七號を第六十八號とし、第六十六號の次に次の一号を加える。

六十七 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

第五條中第二十二號の二十を第二十二號の二十一とし、第二十二號の十九を第二十二號の二十とし、第二十二號の十八の次に次の一号を加える。

二十二の十九 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。
第六條第五項及び第六項中「第六十八號」を「第六十九號」に改め、同条第八項中「第六十九號」を「第七十號」に改める。

理由

有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施に資するための措置として、有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送機構の業務に有線テレビジョン放送番組充実事業の実施を推進するために必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年三月十二日印刷

平成四年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K